

会報

第171号

◇巻頭エッセー

生きものとしての大学には

「改革」よりも「変化」がふさわしい 国立大学協会会長 蓮實 重彦

◇国立大学協会創立五十周年記念祝賀会〔報告〕

■諸会議事要録

理事会

第107回総会

第74回事務連絡会議

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

第8常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

設置形態検討特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

■要望書

国立大学の施設の整備・改善について（要望）

大学入試センター試験実施期間の延長について（要望）

■資料

平成13年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・

採用活動について

国立大学協会

平成13年2月

会報

平成13年 2月 第171号

第51卷第1号通巻第171号

平成13年 2月号

国立大学協会

●エッセー

生きものとしての大学には

「改革」よりも「変化」がふさわしい 国立大学協会会長 蓮實 重彦 ……7

◇国立大学協会創立五十周年記念祝賀会〔報告〕 ……11

【諸会議議事要録】

理 事 会（10.11） ……18

報告事項

特別委員会の設置について

大学評価委員会専門委員及び評価員候補者の推薦について

大学評価の進め方に関する要望について

会務報告

大学入試センターからの報告

各委員会委員長報告

協 議

国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領，実施細目について

「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」について

国立大学における情報公開についての検討結果報告について

大学評価に関する措置について

当面する諸問題（法人化問題／大学評価の内容・方法等）

その他

第107回総会の日程について

第108回総会の日時・場所等について

第107回総会〔第1日目〕（11.15） ……26

報 告

「設置形態検討特別委員会」の設置について

大学評価委員会専門委員及び評価員候補者の推薦について

大学評価の進め方に関する要望について

会務報告

各委員会委員長の報告

21世紀の大学を考える懇談会について

総会傍聴の要望及び会長宛要望の取扱いについて

協 議

国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領，実施細目について

報 告

大学入試センターからの報告

協 議

「国立大学の入試改革—大学入学の大衆化を超えて—」について 国立大学における情報公開についての検討結果報告について 当面する諸問題について	
第107回総会〔第2日目〕(11.16)……………	47
協 議	
当面する諸問題について	
その他	
退任学長挨拶	
第74回事務連絡会議 (11.17)……………	51
総会付議事項報告	
大学入試センターからの連絡事項	
文部省からの説明及び連絡事項	
第2常置委員会 (12.12)……………	64
提言「国立大学の入試改革」についての今後のすすめ方について	
第3常置委員会 (11.2)……………	70
専門委員の委嘱について	
報告事項	
国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する 実態調査について	
次期委員長の互選について	
総理府男女共同参画推進連携会議の委員について	
第4常置委員会 (10.18)……………	73
専門委員の継続委嘱について	
報告事項	
夜間主コース担当教官等の勤務実態調査結果の報告について	
人事・給与システムについて	
第5常置委員会・短期学生交流計画小委員会合同委員会 (11.6)……………	77
報告事項	
「日本・カナダの大学長会議(仮称)」について	
「日米共同の新しい短期留学プロジェクト」の米国出張報告	
第6常置委員会 (10.20)……………	80
設置形態検討特別委員会「専門委員会D」及び調査検討会議	
「財務会計制度委員会」における審議状況について	
平成13年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について	

第7常置委員会・情報公開法に関する検討小委員会合同委員会 (10.11)	84
情報公開法について	
「コンピュータ、インターネットを活用した著作物等の教育 利用について」(中間まとめ)に対する意見について	
第8常置委員会 (10.10)	85
諸報告	
大学評価・学位授与機構評価委員会との意見交換等について	
大学評価に関するアンケート調査について	
ガイドラインまたはガイダンスの作成について	
第8常置委員会 (11.6)	92
諸報告	
「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」に 関する意見について	
大学評価・学位授与機構評価委員会等との意見交換等について	
大学評価の現状と課題に関するアンケート調査について	
ガイドラインまたはガイダンス資料の作成について	
第8常置委員会 (12.11)	96
諸報告	
大学評価の現状と課題に関するアンケート調査について	
大学評価・学位授与機構大学評価委員会等との意見交換について	
長期目標・中期目標について	
医学教育特別委員会 (11.1)	103
委員の委嘱について	
平成13年度医学教育関係の概算要求等について	
現在の医学・歯学教育をめぐる諸問題について	
教員養成特別委員会 (10.2)	106
専門委員について	
「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会(審議経過報告)」に関 する意見について	
教員養成特別委員会作業委員会の審議状況について	
「国立の教員養成系大学・学部 の在り方に関する懇談会」について	
「変動期における教員養成システム構築に向けての政策的研究」 (科学研究費の申請)について	
(第5回)設置形態検討特別委員会 (10.11)	108
調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の報告	

特別委員会の検討課題について

(第6回) 設置形態検討特別委員会 (11.9)113

調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の報告
学長の選考・権限等について
中期目標, 中期計画について

(第7回) 設置形態検討特別委員会 (11.30)122

調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の報告
名古屋大学における設置形態に関する検討状況について
法人格の取得について

(第8回) 設置形態検討特別委員会 (12.21)131

調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の報告
今後の検討の方向性について
法人化後に持つべき連合組織について

国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (10.17)142

記念祝賀会の式次第などについて
『国立大学協会五十年史』について

諸 会 合 (平成12年10月~12月末までの開催会議)144

【国立大学協会事業報告】

諸 会 合145

要望その他の諸活動148

国立大学協会創立50周年記念祝賀会148

要望書の受理148

刊 行 物149

【要 望 書】

国立大学の施設の整備・改善について (要望)150

大学入試センター試験実施期間の延長について (要望)151

【資 料】

平成13年度大学，短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職

・採用活動について152

【委員交代・委員会組織改編】

学長等の異動157

編集後記

生きものとしての大学には 「改革」よりも「変化」がふさわしい

国立大学協会会長 蓮實 重彦
(東京大学長)

実現すべき「変化」を前にして、個人の責任において事態に対応することと、集団の合意にもとづいてこれを処理することのどちらがより有効に機能し、なおかつ倫理にかなった身振りなのでしょうか。それが、4年前に東京大学の総長に就任していらい、たえずわたくしの心をとらえていた問題であります。はた目にはみえないかたちでわたくしを深く思い悩ませていたのは、大学が、教育研究機関としての制度的な側面としてより、接しかた一つで潑刺とした表情をおびもすれば目にみえて消耗しもある微妙な生命体のように思われていたからです。阿部謹也前会長のあとをうけて国立大学協会の会長という責任ある地位についた一年半前から、その悩みがさらに深刻な問題となったことはいうまでもありません。協会の会員校である99の大学がそれぞれに個性的な生きものであるなら、そのすべての生命に対して真の責任をとるためには、どうすることが最善の方法なのか。それがなかなか鮮明には見えてこなかったのです。

もちろん、この協会独特の慣行や規則と、より普遍的な民主主義の原理にもとづいた合意の形成がすべての基盤にあることは当然です。事実、わたくしは、自分の大学においても、また国大協においても、それを原則として振る舞ってまいりました。だが、それは、大学を制度ととらえ、それにふさわしく振る舞おうとする態度を維持してきたという、いかにも制度的な確認にすぎません。もちろん、

あらゆる場合に、合意の形成に必要なステップを慎重に踏むのは当然としても、学長なり協会長なりが、たんなる制度的な調整役に徹していたのでは、生命体としての大学にこそふさわしい積極的な「変化」の到来など、望むべくもありません。ある種の制度なりシステムなりが有効に機能しており、大がかりな「変化」が緊急の話題とはなっていないときなら、調整役の仕事はそれなりに評価されるでしょう。しかし、システムそのものの健康が疑問視され、大学というこの厄介な生命体を活気づけるための勢いづくりが問題となっているとき、たんなる調整役はその限界を露呈せざるをえません。日本社会は、いま、そうした時期にさしかかっているはずであり、大学もまた、明らかに同じ問題に直面しております。

誤解のないようにすぐさまいいそえておきますが、そうした問題がわたくしの心を悩ませていたのは、「大学改革」の名のもとに誰もが無責任に口にするあの「学長のリーダーシップ」といった問題などとはいっさい無縁であります。また、実現すべき「変化」と冒頭で呼んでおいたものも、国立大学がそれになるか否かの是非が問われている「独立行政法人」問題とは、いっさい関係がありません。わたくし自身としては、「改革」という言葉が口にされるや否や、そこに共有されるいささかこわばった義務の意識が、生きることの根源にある「変化」への潜在的な資質をあっという間に奪ってしまうことが気がかりでならなかったのです。実際、「政治改革」や「行政改革」の最近の推移が示しているように、「改革」を語る人びとのほとんどは滑稽なまでに変化を恐れており、しかも彼らは、その矛盾にさえ無自覚なのです。だから、生命体としての「政治」や「行政」ではなく、制度やシステムをいくぶんか手直しすることで何かをやったつもりになってしま

うのです。しかし、そんなところに、好ましい「変化」など生まれるはずもありません。

わたくしが大学に「変化」を求めているのは、大学をいかようにも「改革」可能な制度としてではなく、多様な「変化」への可能性を見失ったとたんに死滅への道を歩む微妙な生命体とみなしているからにはほかなりません。実際、世界をふと見わたしてみただけで、「元気」な大学と、あまり「元気」には見えない大学がいたるところに共存しています。そして、「元気」な大学では、「改革」などとは無縁に、いたるところで好ましい「変化」が起こっているのです。しかも、その背後には、きまって信頼すべき学長の影が見え隠れしています。それが大学であろうとなかろうと、そのあらわれが多様であることだけが定義である生命体の「元気」さに触れ、できればさらなる「変化」への潜在的な資質を顕在化させることが、わたくし個人にとっては無上のよろこびであります。集団的な合意形成へのステップを慎重に踏みながら進んで行くのは必要な手続きだとは知りつつも、それは、どこかで、多様に「変化」することがもたらすよろこびに背をむけることにもなりかねない。これは、制度である以前に、なによりもまず生命体としてある大学の勢いを高め、より潑刺とした表情におさまることに貢献すべきだと思っているわたくしの、生の倫理にかなった姿勢とはいえないのです。

「制度改革」には、多くの時間とエネルギーが必要とされます。しかも、ほとんどの場合、それがもたらす成果は情けないほどわずかなものでしかありません。それは、これまで日本で行われた「制度改革」なるものが示している現実のほか

なりません。「制度改革」などと大袈裟にかまえなくとも、意識ある人びとが触れただけで好ましい「変化」を実現する細部が、大学にはいたるところにそなわっています。どうして、生命体としての大学が「元気」になることを、社会は望まないのでしょうか。それは、官僚にも、政治家にも、そして恐らくはマスコミにも、生命体としての大学というものが見えてはいないからなのです。あるいは、そんなものが存在するという想像力が、彼らに徹底して欠けているのかもしれませんが。生命体としても大学の活力はちょっと触ればわかることなのですが、社会にはその触覚がそなわってはいないのです。

おそらく、この触覚に例外的に恵まれているのは、大学の学長であるはずです。そうした資質の持ち主が99人もそろっておられる国立大学協会で、わたくしたちは、生命体としての大学の健康について、意義ある言葉を語りえたでしょうか。外圧によって大学の「制度」について心を砕くあまり、刺激しだいではいかようにも「変化」し、にわかには潑刺とした表情もおびれば、たちどころに衰退してしまいもする生きものとしての大学の真の健康を、どこかでないがしろにしていたのではなかったでしょうか。ことによると、それは、個人の資格で事態に対処することをおこたってきたわたくし自身の個人的な責任かもしれません。それが、会長を辞するにあたってのわたくしの心をいまなお悩ませている倫理的な気がかりにほかなりません。

2001. 2. 10

国立大学協会創立五十周年記念祝賀会

〔報 告〕

国立大学協会創立五十周年記念祝賀会は、平成12年11月16日、東京・一ツ橋の「如水会館」で開かれた国立大学協会第107回総会と国立大学長会議が終了した後、引き続き同会館のスターホールで挙行された。

祝賀会には、国大協関係として現職学長・事務局長をはじめ、歴代の会長・副会長、各委員会委員長経験者および過去3年以内の退任学長、文部省関係者は文部大臣をはじめとして、現職および歴代の事務次官、高等教育局長、学術国際局長などの幹部職員のほか、国大協と関係の深い機関の代表者など、総勢約350名が参集した。

同日午後5時半、伊藤才一郎国立大学協会事務局長の開会宣言で祝賀会が始まり、最初に蓮實重彦会長（東京大学長）の挨拶、ついで大島理森文部大臣の祝辞、そして佐藤 保準備委員会委員長（お茶の水女子大学長）の記念行事準備の経過報告があった。

乾杯は大学紛争時の会長であった加藤一郎元東京大学長の発声で行われ、その後、懇談に移った。会場には人があふれ、そこかしこで往時の思い出話や近況の交換、そして昨今の国立大学をめぐる厳しい情勢の語り合いなど、まことににぎやかな会となった。

祝賀会は、午後7時半、中嶋嶺雄副会長（東京外国語大学長）の閉会の言葉で散会となり、会場出口では参会者に五十周年記念の『国立大学協会五十年史』と「記念エンブレム」が配られた。

当日の蓮實会長、大島文部大臣、佐藤委員長のスピーチを次に掲載する。（事務局）

蓮實会長の挨拶

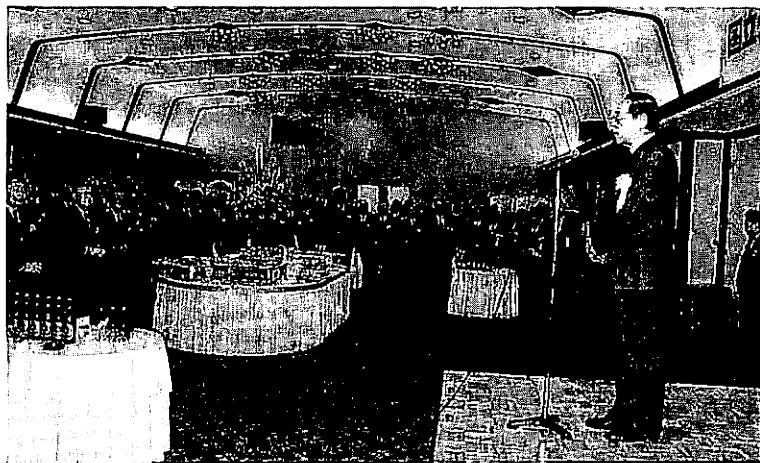
国立大学協会創立50周年にあたりまして会長としてご挨拶を申し上げます。

現在、日本は何かにつけて自信を失っているようなところがあります。しかし、私たち

は、第二次世界大戦後に発足いたしましたいわゆる新制大学というものが、その99のすべての力を発揮いたしまして、戦後の日本を支えてきたということに大きな誇りをもっております。その誇りは、現在言われているところの日本の自信喪失とは全く違ったものを世界に向けて発信していると私は確信しております。そのような私どもの発展を陰で支えてくださいました多くの方々に心から御礼申し上げたい気持ちでいっぱいでございます。

今日は、大島文部大臣にお出でいただいております。また私どもの先輩である加藤一郎先生もお見えでいらっしゃいます。他にお名前をいちいち申し上げることは差し控えさせていただきたいと思いますが、私たちがここに創立50周年を迎えることができましたことは、そのような多くの支援をしてくださった方々、そして先輩の方々の間違うことのない優れた先見の明によるものと信じております。

とりあえず私たちは第二次世界大戦後の50年を過ごしたわけでございます。そしてそれが失敗でなかったということを私たちは誇りとともに振り返りたいと思っておりますが、同時にまた次の50年に向けて私たちは多くの反省と私ども自身に対する分析によりまし



て、ことによれば、いまとは異なった方向に進んでいくという可能性を模索しうる立場にあると思っています。それが設置形態の変更であるということもありうるかもしれません。

そのような中で過去50年の歴史を踏まえまして、同時にまた私たちが必要としている近い未来、そして中未来、遠い未来に対する視点を十分に研ぎ澄まして誤ることのない道を全員の力をもって実現していきたいと思っておりますので、先輩の皆様方そして外部から支援して下さいます皆様方に私どもが進んでいく様をあたたく見守っていただきたいと思っております。

私は、私たちのこの50年の歩みを誇りに思い、そしてそれが日本の自信につながるのだと申し上げました。しかし、私は90%の自信と10%の不安とを持っております。それは、本日ここにお集まりくださいました方々のほとんどが日本人の男性であるという事実でございます。(笑)おそらくこれから10年後には、ここにお出での方々の中に当然私ども男性とは異なる性を代表なさる方々、私ども日本人とは異なる国籍を代表なさる方々がこの場を占められて当然だと思っております。

設置形態の変更ということが大学の改革につながるをいたしましても、これから10年後の大学が日本人の男性のみによって占められていれば、この改革の意図はあがらないと思っております。私たちは多様性を求めており、多様性は性の多様性であり、年齢の多様性であり、国籍の多様性であると信じております。この私の夢が10年後にかなうことを心から祈念いたしまして、簡単ではございますけれどもご挨拶に代えさせていただきます。

大島文部大臣の挨拶

本日は国立大学協会創立50周年祝賀会にお招きいただきまして有難うございました。50周年の節目を迎えられましたことに対し、心から敬意を表したいと思います。

戦後の国立大学は、昭和24年に国立大学設置法に基づいて教育の機会均等を実現するために各都道府県に設置され、わが国の教育研究の中心として文化の向上、産業の発展に資する重要な責務を担ってこられました。このことは蓮實先生が先ほど“自信を持って”と言われた正にそのことであろうと思います。

国立大学協会は、国立大学が相互に緊密な連絡と協力を図ることにより、その振興に寄与するという目的で全国立大学が参加して創立されました。以来50年、皆様方が直面した数多くの問題の解決のために積極的にお取り組みになられ、国立大学の充実・発展のため、あるいはわが国の学術教育・文化の向上と国際交流の面で多大の貢献をおさめてこられ



ました。ここに至るまでの歴代の会長、副会長をはじめ関係各位の皆様方に深く敬意を表したいと思います。

21世紀を目前に控えた今日におきまして様々な改革が行われようとしております。その目的は、表現の違いはあろうかと思いますが、先ほどの蓮實先生がお話された多様性ということも大きな想い、あるいは目標でございましょうし、やはり国際社会の評価に耐えうる日本の大学あるいは学術の振興、知の創造ということもあるのではないかと思います。われわれ文部省といたしましても皆様方と緊密に連携をとりながら、50年を節目としまして、大いなる躍進のために努力してまいる所存でございます。

蓮實先生は多様性の中の、性の多様性ということをお話されましたが、確かに壇上から

拝見いたしますと政界よりもちょっと性の多様性が足りないかなと想っております。(笑)
しかし、今般オリンピックの成果でお分かりのように日本の女性は立派に活躍しております、むしろ私どものところに来るお客様の中には“大島君、教育改革も大事だが、その柱である日本男児をもう少し元気よくしないといかんよ”とこんなことを注意される方もおられます。

女性参画という問題もたしかにこれから考えていかなければなりません、繰り返して恐縮ですが、蓮實先生がおっしゃるように、どうやらこの自信を無くした、確信をなくしたわれわれの姿というものが一番今問題の根底にあるような気がしてなりません。教育改革ということが叫ばれる中で、戦後の日本の教育が残した成果というものをしっかりと見据えて、そのうえで足らざるものを変えていくという心構えが大切なことではないかと思っているところでございます。

どうぞ諸先生方におかれましては、大いなる誇りと勇気をもって、これからの大学の発展あるいは知の創造に向けて更にご活躍されることをお祈りして、ご挨拶に代えさせていただきます。

佐藤50周年記念行事準備委員会委員長の報告

50周年記念行事準備委員会を代表して簡単なお報告をしたいと思います。

本委員会は、阿部謹也前会長のご提案で平成10年7月28日の国大協の常務理事会で承認されて正式に発足いたしました。第1回の会合を同年の9月11日に開きました。それ以来、今年の10月17日まで2年余りの間に、合計16回の全体会議と数回の打合せ会などを開いて、協会事務局の方々とともに50周年記念行事の全体の準備にあたってまいりました。

記念行事の内容は大きく2つに分かれておりまして、一つは本日の祝賀会でございます。



この祝賀会は、今、会長のお話、また文部大臣のお話にもありましたように、50年つまり半世紀という節目のときを記念しての祝賀会でございます。この祝賀会について考えてみますと、昨今の設置形態の議論がございますけれども、今後はたしてこのような祝賀会が60周年あるいは70周年、また全く新しい形の協会の設立の記念会になるのかよくわかりませんが、確実に言えることは、皆様方ご存知のとおり既に統合というようなことをおやりになる大学も出ておりますので、そういたしますと確実に現在の99の国立大学が揃って祝賀会を行うということはこれが最後の機会であろうかと思っております。(笑)そういう意味では国立大学にとっては大変記念すべき歴史的な会合ではないかと思

っているわけですが、そういう歴史的な会合は本来ならば式典というような形で行わなければいけないことかと思えます。それを祝賀会ということにいたしましたのは、会長のご意向、それから本準備委員会の中で議論して、時節柄出来るだけ簡素に行うことにいたしまして、主体は国立大学協会の現在のメンバーとOBの方々及び国大協に非常に関係の深い方々に絞ってご招待状をさしあげました。正確な数はまだ聞いておりませんが、350名ぐらいの方が今日お集まりではないかと思えます。式典という儀礼的なことをやりますとちょっと沢山の方にお集まりいただくことになったのかと思っておりますが、それよりはむしろせっかく国立大学の関係の方々がお集まりになっているので、この機会に是非お互いに自由に国立大学の来し方行く末と申しますか、そういうことをお話し合いただければ大変有難いと考えます。そのための十分な時間をおとりいただければ、本準備委員会といた

しましては大変幸せに存じます。

準備委員会のもう一つの仕事は、会の終了後、お持ち帰りいただきます『国立大学協会五十年史』の編纂でございます。このことは「編集後記」のところで書いておきましたので後ほどご覧いただければと思いますが、20年前に作りました『三十年史』に比べますと簡素に心掛けております。実質的に国立大学協会と国立大学の歴史をなるべく詳しく書こうということで50年の動きと年表が『五十年史』の主体になっております。あと資料類も国立大学協会のものに限定して載せてあります。この20年間の記録をより詳しくするために、現在およびかつての委員会委員長の方々に特別寄稿6篇をお願いいたしました。それからこの20年間に会長をお勤めいただいた方の中から幸い5名の方にお集まりいただきまして、座談会を開いてお話を伺うことができました。この機会に寄稿していただいた方々、座談会に出席していただいた元あるいは前会長の皆様方に、厚く御礼を申し上げたいと思います。『五十年史』がはたして私どもの意図したとおりにできているかどうかは、お持ち帰りいただきましてよくご覧頂いたうえでご批判を仰がねばならないと思いますが、私どもといたしましては精一杯のことをやったつもりでございます。

一言付け加えますと、今日お持ち帰りいただく袋の中には『五十年史』と一緒にエンブレムが入っております。このエンブレムは東京芸術大学の飯野先生にお創りいただいたもので、『五十年史』の本扉の裏表に写真と作製の経緯が記してございます。

最後に、本日のこの祝賀会をもちまして私ども50周年記念行事準備委員会の活動は終わりになったのではないかと思います。この間、いろいろご支援、ご協力いただいた方々に準備委員会を代表いたしまして心から御礼を申し上げて、私の報告を終わらせていただきます。

諸会議議事要録

〔平成12年10月～12月〕

理 事 会

日 時 平成12年10月11日(水) 13:30～16:00

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 蓮實会長

中嶋, 長尾各副会長

丹保, 山田, 阿部, 北原, 磯野, 内藤, 石, 林, 佐藤, 松尾, 岸本, 西塚,

廣中, 齋藤, 近藤, 山口, 二神各理事

佐藤(第3), 梶井(第4), 鈴木(第6)各常置委員会委員長

岡本教員養成特別委員会委員長

兵藤, 板垣各監事

(大学入試センター)丸山所長, 法月管理部長, 濱事業部長

蓮實会長主宰のもとに開会。

会長から、理事会は11月15日、16日の両日開催される総会に付議する幾つかの案件についてご審議をお願いするためお集まりいただいた。

なお、委員会報告のため、各特別委員会の委員長にもご出席をお願いしてある。また、入試センター試験に係る問題等についてご説明いただくため、丸山大学入試センター所長にもご出席願うのでご了承いただきたい旨述べられたのち、議事に入った。

I 報告事項

1. 特別委員会の設置について

会長から、次のとおり報告があった。

6月の総会で、「設置形態検討特別委員会」の設置につきご了承をいただき、「資料3」のとおり発足した。なお、このことについては、過日文書をもって各国立大学長にご報告したところ

である。

2. 大学評価委員会専門委員及び評価員候補者の推薦について

会長から、次のとおり報告があった。

大学評価・学位授与機構長から、「資料4」により大学評価委員会専門委員及び評価員候補者の推薦依頼があり、8月29日、資料5「大学評価委員会専門委員及び評価員候補者推薦人数」のとおり推薦した。

なお、今回の候補者推薦にあたっては、時間的な余裕がなく、その処理方針について理事会構成員に文書で照会し、その了承を経て各大学に候補者の推薦をお願いした。また、選考結果については、資料6「大学評価委員会専門委員及び評価員の選考について(報告)」のとおりである。

3. 大学評価の進め方に関する要望について

会長から、次のとおり報告があった。

大学評価・学位授与機構長に対し、早急に要望書を提出することにつき、書面でお諮りし、了承を得たところであるが、9月20日に、会長が大学評価・学位授与機構に赴き、木村機構長と面談し、資料7「大学評価の進め方に関する要望」のとおり要望書を提出した。これに対し「資料8」のとおり回答があった。なお、この問題についての経緯等は、おって所掌担当の委員長から説明があるかと思う。

4. 会務報告

会長から、6月の理事会以降のものについては、「資料9」にその概要が記されているが、ここではその要点を伊藤事務局長から報告していただく旨、述べられたのち、同局長から資料に基づき報告があった。

5. 大学入試センターからの報告

大学入試センター丸山所長から、大学入試センター試験に関し次のように報告があった。

平成13年度大学入試センター試験の実施に向けて、現在、準備を進めているところである。出願手続は、明後日の10月13日から開始し、志願者数については、11月上旬頃に概数を公表し、その後、最終的な志願者数を12月上旬に公表する予定である。ついては、来年1月の同入試センター試験の実施にあたり、各大学におかれましても従前どおりご支援ご協力くださるようお願いしたい。

また、当センター試験の入試問題に係る重要な課題に関し国大協第2常置委員会においてご議論をいただいたことに対し深く敬意を表する

とともに、それが今後の学力向上に役立つことを願っている。

また、既にご承知と思うが、去る9月23日に行われた日韓首脳会議において、森総理大臣が、日韓交流の一環として「韓国・朝鮮語」を2002年、遅くとも2003年の1月から、入試センター試験に含めることを表明された。これを受けて、当センターにおいても早期実施に向けて、その準備を開始したところである。この背景は、本年度から韓国の大学入試試験に日本語が導入された実態があり、当センターとしてもこれに応えるべく努力していく所存である。これに伴い、わが国における韓国・朝鮮語の専門家は少なく、特に、東京大学及び東京外国語大学の教官の方々に、大変ご迷惑をかけることになるかと思うが、是非ご協力をお願いしたい。

6. 各委員会委員長報告

会長から、これより各委員会の報告をお願いするが、時間の関係もあり要点のみを簡潔にお願いしたい。また、協議題となっている部分については、その時点でご説明願いたい旨述べられたのち、各委員から、前回理事会以降の各委員会の審議状況等について、次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（阿部委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、8月29日に設置形態検討特別委員会専門委員A（法人の基本）を併せた形で開催した。従って、同専門委員会から馬渡尚憲委員及び浦部法穂委員の出席、大学共同利用機関所長懇談会から石井紫郎国際日本文化研究センター教授のオブザーバー出席についてお諮りし了承を得たところである。さらに今後の審議の

ために第1回の拡大小委員会を9月19日に開催し、法人化の基本的考えについて意見交換を行った。

また、今後の議論の進め方として、第1常置委員会が昨年9月7日に出した「国立大学と独立行政法人化問題について(中間報告)」は、既に1年が経過しており、同中間報告の見直しを前提に、どのような修正が必要か等について、さらに検討していくこととした。

(2) 第2常置委員会(代理:板垣横浜国立大学長)

板垣学長から、次のように述べられた。

本委員会は、9月11日に開催し、主として次の事項等に関し、報告と審議を行った。

1) 文部省からの報告

芝田留学生課長から、「日本留学のための新たな試験について」についての具体的な内容及び各大学での積極的な利用についての要請、また、合田大学課長から、大学審議会が取りまとめた「大学入試の改善について(中間まとめ)」の内容に関して、①やり直しのきく入試システムの構築、②総合的な問題の導入、③アドミッション・ポリシーの明確化、④募集人員の大きくくり化に整理していることについて、それぞれ報告があった。

2) 平成13年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)について

原案作成に携わった東京大学の日野入試課長から、暦による日付の変更及び曜日の変更のほか、前年度と基本的には変更ない旨説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

3) 国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領、実施細目(案)について

6月総会において、平成14年度の入学者選抜については、「分離分割方式」を踏襲するという基本方針が了承されたので、入学者選抜についての平成14年度実施要領、実施細目の原案を作成し、各大学宛に照会した。その結果、いくつかの大学から意見が寄せられたので審議を行ったが、それぞれの大学に原案どおり了解願うこととした。

このことについては、おって、ご審議願いたい。

4) 国立大学の入試改革について

本年6月に第2常置委員会の下に「大学入試改革に関する検討委員会」を設置し、5回にわたり検討を行い、同小委員会で取りまとめた「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」(案)について、基本的な考え方を了承し、理事会及び総会に提出することとした。このことについても、おって、ご審議願いたい。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

委員長から、次のように述べられた。

7月24日に作業委員会を開催し、懸案事項となっていた「身体に障害を有する学生への支援体制等の調査」について、調査の内容と方法等について協議した。この会議には作業委員のほか、この問題に関して経験豊富な愛媛大学鮎川学長にも特に出席を要請し、具体的な事例に即して検討を行った。

その結果、調査表の原案作成の責任は委員長が負い、集計は東京大学学生部厚生課に依頼することを決めた。調査票は鮎川学長、作業委員及び東京大学学生部厚生課の協力を得て作成し、9月29日を締切日とする「国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査」の文書を9月14日、各国立大学に発送

した。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

委員長から、次のように述べられた。

6月22日に本委員会を開催した。主な議題は①「国立大学教官等の待遇改善に関する要望について」及び②「定員削減問題について」である。

①については、文案を審議し、修正のうえ、総会に付議するとともに関係方面に要望することが了承された。修正部分としては、○大学院研究科専攻長に対する管理職手当、○図書館職員の専門職制度拡大、○農場・演習林職員等の特殊勤務手当で支給などに関する要望を新たに加えた点である。なお、要望行動等は会務報告のとおりである。

②については、先の総会で了承を得た「国立大学教官等の定員削減に関する要望」についてであるが、これも会務報告にあるとおり関係方面等に要望書を提出した。

(5) 第5常置委員会(内藤委員長)

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回理事会以降、開催していないが、この間、多少の動きがあったので、ご報告申し上げたい。

一つは、昨年12月10日に、吉川放送大学長宛に提出した「放送大学での科目の開講について(要望)」について、同事務局に照会したところ、本年10月に「平成14年度から、外国人のための日本語教育を開講する予定で詰めている」という回答があった。今、お手元にお配りした資料がそれである。実現の可能性大と期待している。

もう一つは、「日本・カナダの大学長会議(仮)」を開きたいとの依頼が、カナダ大使館から第5

常置委員会委員長に打診があった。その概要は、2001年5月頃に在日カナダ大使館内で2日間の日程で開催したいというもので、参加人員は、カナダ側学長15名、日本側学長も国立私立大学を含め15名程度ということであった。従って、これら関係団体の関係者とも連絡をとりつつ、進める方向で検討することになっている。

また、国大協英文パンフレットについては、国大協事務局で原稿を作成し、鮎澤委員(東京外国語大学教授)に依頼し、現在、翻訳中である。

(6) 第6常置委員会(鈴木委員長)

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回の理事会以降、開催していないが、今月20日に本委員会を開催する予定にしている。

(7) 第7常置委員会(丹保委員長)

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回の理事会以降、6月23日に本委員会と情報公開法検討小委員会合同委員会を開催し、その後、7月21日、8月31日、9月26日の3回にわたり情報公開法検討小委員会を開催し、かつ、本日の午前中に本委員会と情報公開法検討小委員会合同委員会を行い、通算で5回開催した。

その中心議題は、情報公開法関係である。これは、既に昨年5月に「国立大学における情報公開についての検討経過報告」をまとめ報告したところである。その後、文部省との意見交換も踏まえ、同検討経過報告をベースに①教官が保有する文書、②情報公開への対応体制、開示・不開示の判断基準、③行政文書の管理体制・管理規定等に関し、さらに具体的検討を加えるこ

とし、情報公開法検討小委員会を中心に原案作成のための作業をすすめてきた。そのまとめが本日お配りした資料17「国立大学における情報公開についての検討経過報告（案）」である。なお、この案が、本日の理事会でご承認いただければ、情報公開法を取りまく状況に鑑み、本委員会委員長名で同案を差し当たり各大学長宛送付したいと考えている。また、この問題に関連し、入試関係は国大協第2常置委員会で、病院関係は国立大学附属病院長等会議において、別途それぞれ検討が行われた。さらに、国立大学附属学校については、岡本東京学芸大学長に検討方を依頼し、現在「日本教育大学協会」において検討中である。なお、本委員会の下に設置した情報公開法検討小委員会は今月末をもって設置期間満了となるが、同案の報告をまとめたことに伴い、同小委員会を解散することとしたい。これらのことについて、おって、ご審議願いたい。

もう一点は、文部省生涯学習局より「コンピュータ、インターネットを活用した著作物等の教育利用について」（中間報告）に対する意見の提出方について、国大協宛に照会があった。これを受けて、所掌担当の本委員会で検討することとなったが、提出期日が切迫していることから、本委員会の著作権等に係わっている落合専門委員（東京大学附属図書館長）と協議のうえ、配付資料13のとおり原案を作成し、会長名で、去る9月1日に文部省へ提出した。

(8) 第8常置委員会（松尾委員長）

委員長から、次のような会議日程で開催し、その主な内容は、以下のとおりである旨述べ、報告があった。

1) 第1回委員会（6月30日）

初会合でもあり、自由討議形式による意見交換を行い、その結果、本委員会としての役割、スタンス、第三者評価機関に臨む考え方等について、各委員がそれぞれの意見を簡潔にまとめたうえ、次回委員会までに提出することとした。また、次回から、文部省及び大学評価・学位授与機構の関係者が本委員会に陪席することについて諮られ、了承された。

2) 第2回委員会（8月9日）

大学評価・学位授与機構の大学評価の進め方、手続等について、多数の委員から批判的な意見が相次いで出された。これらの意見を踏まえ、本委員会として、今後とも機構や文部省の各種委員会等に対し、どのような姿勢で臨むべきかといったことについて、議論が行われた。さらに当面の問題として、機構が行う大学評価の進め方に対し、国大協として何らかの態度表明が必要ではないかという観点から、各大学にアンケート調査を実施すること、並びに「評価」のためのガイドラインあるいはガイダンスのようなものを作成することが了承された。

3) 第3回委員会（9月5日）

この日の議論は、大学評価・学位授与機構との関係について、これをどうするかという話を中心であった。同機構創設準備委員会の報告書のなかにも、大学の自律的な自己評価とうまく有機的にかみ合わせたような評価であるべきで、その意味では、お互いに十分な意志の疎通が必要であるということが謳われている。しかし、一方的に事が進められるという現状に対し、本委員会としても危惧の念を抱かざるを得ない状況にあったので、正副会長とも相談のうえ、「大学評価の進め方に関する要望」を作成し、木村機構長宛に提出したところである。なお、資料6「大学評価委員会専門委員及び評価員の選

考について」は、その選考プロセスを明らかにすべきとの意見を多数お寄せいただいたこともあり、これについて蓮實会長が、要望書を木村機構長に持参した際に、その旨を口頭で申し上げた。以上が、この問題に関する大まかな経緯である。

4) 第4回委員会(10月10日)

昨日開催し、各大学に対しアンケート調査に関する経過報告等も含めた文言及び調査項目等について議論したが結論に至らなかった。また、ガイドラインについては、その案文に対し種々議論があり、次回委員会までに結論を得ることとした。

(9) 医学教育特別委員会(鈴木委員長)

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回の理事会以降、開催していないが、11月1日に本委員会を開催する予定にしている。

(10) 教員養成特別委員会(岡本委員長)

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回の理事会以降、7月7日、9月1日、10月2日午前中に作業委員会を、10月2日午後には本委員会を開催した。その主な内容は、以下のとおりである。

1) 「変動期における教員養成システム構築に向けての政策的研究」について

これは、本年3月に「今後の教員養成と教育学系学部の在り方について」を刊行したが、その後の教員養成を取りまく状況の中で、「変動期における教員養成システム構築に向けての政策的研究」が必要との判断から、その内容と方法等について、科学研究費補助金の申請も含めた計画で、作業委員会を中心に検討を重ねて来た。

この計画を10月2日の本委員会に諮り、了承された。

2) 「国立の教員養成系大学・学部のあり方に関する懇談会」について

この懇談会は、文部省に設置されたもので、「長期的観点に立った国立の教員養成系大学・学部のあり方に関し」学部、大学院、附属学校の果たすべき役割、組織、体制のあり方、等について懇談することを目的としている。これを10月2日の本委員会に報告するとともに、懇談事項等について議論を行った。

3) 文部省からの意見聴取について

文部省から、国大協に対し「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会(審議経過報告)」及び「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価のあり方について(中間まとめ)」について意見提出の依頼があった。これに対し本委員会で書面審議等による意見のとりまとめを行い、会長の了承を得て、英語指導方法等については8月11日に、児童生徒の学習は11月1日にそれぞれ文部省へ提出した。

(11) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会(佐藤委員長)

委員長から、次のように述べられた。

50周年記念祝賀会が、11月16日に行われる予定であるが、既に案内状がお手元に届いていると思う。詳細な部分については、来週の準備委員会で検討することとしている。

また、「国立大学協会五十年史」についても9月14日に本委員会を開催し、初校ゲラの検討を行い、来週の10月17日に最終的なチェックを行う予定である。

次いで、会長から、次のように述べられたの

ち、引き続いて、協議事項の審議に入った。

もう一つ、委員長報告として、新たに設置された設置形態検討特別委員会の報告があるが、これは後ほどの議題である法人化問題のところで、ご報告願うことにしたい。

なお、報告事項として、このたび、文部省に「21世紀の大学を考える懇談会」というのが設置された。これはお手元に配付した資料14を参照いただきたい。これには会長を含め数名の国立大学長も同懇談会協力者という形で参加している。初会合は9月25日に開催された。

II 協 議

1. 国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領、実施細目について

杉岡第2常置委員長欠席のため、同委員会委員でもある板垣監事から、配付資料15に基づいて説明があり、協議の結果、原案どおり承認され、これを11月総会に付議することが了承された。

2. 「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」について

板垣監事から、配付資料16に基づいて説明があり、協議の結果、原案どおり承認され、これも11月総会に付議することが了承された。

3. 国立大学における情報公開についての検討結果報告について

丹保委員長から、情報公開法に関連し、資料17に基づき説明があり、原案どおり承認されるとともに、同案を11月総会に付議すること並びに同案を11月総会前に第7常置委員長名で各大学長宛送付すること及び今月末をもって情報公開

法検討小委員会が解散することにつき、併せて了承された。

4. 大学評価に関する措置について

松尾委員長から、配付資料18「大学評価に関するアンケート調査についてのお願い」に基づいて説明があったのち、会長から次のように述べられた。

本案件は、協議事項となっているが、これはただいまの説明をもって了承した形で取り扱うこととしたい。従って、総会に付議する形はとらないこととする。

5. 当面する諸問題

(1) 法人化問題について

会長から、これより当面する諸問題に入らせていただく。については、先ほど申し上げた設置形態検討特別委員会が新たに設置され、そこで法人化問題等について検討が進められている。については、同特別委員会の委員長から報告願うとともに、補足的な説明を要する場合には、各専門委員会の座長からも補足説明願いたい旨述べられたのち、引き続いて、長尾委員長から、次のように報告があった。

この委員会は、本年6月の総会において設置が承認され、委員長に長尾京都大学長が指名された。委員会の検討を急ぐ必要があるところから、委員の推薦は関係する常置委員会委員長に依頼し、会長が決定することとされ、委員会が発足した。また同時に文部省の調査検討会議に対応して4つの専門委員会を設けることも了承された。

また文部省の調査検討会議も頻繁に会合が持たれているようであり、本特別委員会としてもそれに遅れをとることなく、概ね月1回のペー

スで会議を開催している。その第1回目を7月3日に開催し、その後、7月19日、8月10日、9月6日と行い、第5回目を、本日の理事会終了後に開催することとしている。内容的には、文部省の調査検討会議の進捗状況等を見ながら進めており、各専門委員会においても鋭意検討していただいている。

第1, 2回の委員会では、主に検討項目の整理を行い、第3, 4回については、全体的な方向性をどのようにしたらよいか、その枠組み、シナリオ作りをしながら議論を深めている段階で、具体的にどこまで進んでいるかということ、現時点において報告できる状況になっていない。しかし、今後の議論の推移を見つつ、それら内容等も含め、11月の総会には、報告できるようにしたいと考えている。

なお、本特別委員会の議事録要旨(第1回~第4回)は、Eメールで99大学の学長宛に、送信してあるので、是非ご覧いただきたい。

(2) 大学評価の内容・方法等について

会長から、「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」について、大学評価・学位授与機構長から、10月4日付けで会長宛に配付資料24のとおり照会があった。これは第8常置委員会と密接な関係にあるので、松尾委員長から説明願いたい旨述べられ、次いで、同委員長から次のように説明があった。

このことについては、昨日開催した第8常置委員会において報告させていただいた。その文面によると、意見提出期限が11月15日で、各関係団体からいただいた意見を参考に審議を行い、その後、最終的なとりまとめをする予定とのことである。従って、昨日の本委員会におい

ても、この問題への対応等について検討を行った結果、本委員会の各委員から、10月27日までに意見を提出願ひ、次回委員会開催の11月6日に、本委員会としての意見の取りまとめをする予定にしている。ただ、今回の件は、国大協として回答することになるので、その意味では、全学長にこの書面を送り各学長の意見も同様に10月27日までに国大協事務局へ提出願ひ、それらの意見も含めた形で、同機構に対し回答することとしたい。これについて、ご審議願ひたい。

次いで、会長から次のように述べられ、了承された。

松尾委員長から、今述べられた各大学長の意見を伺うことについては、大変重要なことで、適切な措置と思われる。については、本日出席の理事会メンバー以外の各学長に対しても書面を送付し、意見聴取を行うとともに、それら意見を10月27日までに国大協事務局へ提出願ひこととしたい。

III その他

1. 第107回総会の日程について

会長から、来る11月15日、16日両日開催の第107回総会の日程を「資料25」のとおりとしてよろしいか諮られ、了承された。

2. 第108回総会の日時・場所等について

会長から、来年6月の総会の日時・場所を「資料26」のとおり予定したい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第107回 総 会〔第1日目〕

日 時 平成12年11月15日(水) 10:00~17:00

場 所 如水会館(神田一ツ橋)松風の間

出席者 各国立大学長

(オブザーバー)平澤国立極地研究所長(大学共同利用機関代表), 西條筑波
技術短期大学長

初めに、蓮實会長から開会の挨拶に続き、次のように述べられた。

今総会は定例総会であり、各委員会からの審議状況の報告をいただくとともに、いくつかの案件についてご審議いただきたい。

なお、大学入試センター試験等についてご説明願うため、後刻大学入試センターの丸山所長にもご出席いただくこととしたので、ご了承願いたい。

○ 会議資料の確認

事務局長から、今総会の配付資料等について説明があった。

○ 新学長の紹介

会長から、6月の総会以後交代された学長について、次のとおり紹介があった。

宮城教育大学 横須賀 薫 平成12年8月1日付

名古屋工業大学 柳田 博明 平成12年11月1日付

鹿屋体育大学 芝山秀太郎 平成12年8月1日付

○ 代理出席者等の紹介

会長から、欠席の北海道大学丹保学長(第1日のみ)に代り代理出席の富田副学長、奈良教育大学大久保学長に代わり代理出席の松村学長事務代理の紹介があった。また、政策研究大学院大学の吉村学長が欠席される旨報告があった。

○ オブザーバー出席者の紹介

会長から、オブザーバー出席の国立極地研究所平澤所長及び筑波短期大学西條学長の紹介があった。

I 報 告

会長から次の1~3の事項について報告があった。

1. 「設置形態検討特別委員会」の設置について

去る6月の総会において設置のご了承をいただいた「設置形態検討特別委員会」の件については、過日文書をもって各大学長にご報告したが、「資料4」のとおり発足したことを改めてご報告する。

2. 大学評価委員会専門委員及び評価員候補者の推薦について

木村大学評価・学位授与機構長から、「資料5」により同機構の大学評価委員会専門委員及び評価委員候補者の推薦依頼があり、8月29日、「資料6」のとおり推薦した。なお、今回の候補者推薦にあたっては、時間的な余裕がなく、その処理方針について理事会構成員に文書で照会し、了承を得たうえで各大学に推薦をお願いした。また、選考結果が機構長から「資料7」のとおり報告があった。

3. 大学評価の進め方に関する要望について

大学評価・学位授与機構長に対し、大学評価の進め方に関する要望書を早急に提出することについて理事会構成員に書面で諮り、「資料8」

のとおり要望書を作成し、9月20日、蓮實会長が大学評価・学位授与機構に赴き、木村機構長と面談し要望を行った。これに対し、同機構長から「資料9」のとおり回答があった。

4. 会務報告

事務局から、前回総会以後の会務報告事項について「資料10」にもとづき、次の報告があった。

(1) 記者会見

6月14日、総会終了後、文部記者会からの要請により、蓮實会長、中嶋・長尾両副会長、阿部第1常置委員会委員長、佐藤第3常置委員会委員長、丹羽男女共同参画WG座長が第106回総会における確認事項及び国立大学における男女共同参画を推進するための報告書について記者会見を行った。(会報第169号)

(2) 国立大学教官等の定員削減計画に関する要望

6月16日、蓮實会長、梶井第4常置委員会委員長が総務庁に赴き、統総務庁長官、瀧上総務庁行政管理局長と面談し、国立大学のこれまでの定員削減の状況と大学の現状について述べ、配慮方を要望した。また、6月21日、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が大蔵省に赴き、細田主計官と面談し、要望書を提出した。次いで文部省並びに自由民主党本部に赴き、要望書を提出した。(会報第169号)

(3) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望

7月5日、中嶋副会長、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が人事院に赴き、市川人事官、大村給与局長と面談し、要望を行った後、大蔵省並びに文部省に赴き、関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第169号)

(4) 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育のあり方について」(審議の概要)に対する意見提出

大学審議会から「グローバル化時代に求められる高等教育のあり方について」(審議の概要)について意見を求められ、関連常置委員会委員長からの意見を阿部第1常置委員会委員長にまとめていただき、7月31日、意見を提出した。(会報第170号)

(5) 英語指導方法等改善の推進に関する懇談会審議経過報告に対する意見提出

初等中等教育局から「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会(審議経過報告)」について意見を求められ、教員養成特別委員会委員長に依頼し、8月11日、意見を提出した。(会報第170号)

(6) 大学評価委員会専門委員会及び評価員の候補者の推薦

大学評価・学位授与機構長から大学評価委員会専門委員会及び評価員の候補者の推薦依頼があり、8月29日、候補者を推薦した。(資料6)

(7) 「コンピュータ、インターネットを活用した著作物等の教育利用について」(中間まとめ)に対する意見提出

生涯学習局から「コンピュータ、インターネットを活用した著作物等の教育利用について」(中間まとめ)について意見を求められ、第7常置委員会委員長に依頼し、9月1日、意見を提出した。(会報第170号)

(8) 日経連との懇談

9月7日、杉岡第2常置委員会委員長、板垣委員、荒井専門委員が日経連の荒川常務理事、鈴木教育研修部長と入試改革に関する検討小委員会がまとめた「国立大学の入試改革」についての提言につき説明し、懇談した。

(9) 全国高等学校長協会との懇談

9月8日、杉岡第2常置委員会委員長、板垣・森本の各委員、長谷部・荒井・前田の各専門委員が水谷全国高等学校長協会会長ほか7名と入試改革に関する検討小委員会がまとめた「国立大学の入試改革」についての提言につき説明し、懇談した。

(10) 記者会見

9月11日、第2常置委員会終了後、杉岡第2常置委員会委員長及び荒井専門委員が「国立大学の入試改革」についての提言につき記者会見を行った。

(11) 大学評価の進め方に関する要望

9月20日、蓮實会長が木村大学評価・学位授与機構長と面談し、大学評価の進め方に関する要望を行った。(資料8)

(12) 教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況のあり方について」(中間まとめ)に対する意見提出

教育課程審議会から「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価のあり方について」(中間まとめ)について意見を求められ、教員養成特別委員会に依頼し、11月1日、意見を提出した。(資料16)

5. 各委員会委員長の報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

各委員会の審議状況の要旨を「資料11」として配付してあるので、それをご参照いただきたい。また、報告の中で協議題となっている事項については、協議のところで、法人化問題に関連する事項については、“当面する諸問題”のところでご説明いただくことにしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況

について、各委員長からおおむね次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(阿部委員長)

本委員会からの報告は、後刻「当面する諸問題」のところに譲りたい。

(2) 第2常置委員会(杉岡委員長)

本委員会を9月11日、入試改革に関する検討小委員会を6月20日、7月3日、7月17日、8月11日、9月8日に開催した。本委員会では、主として次の事項について報告と審議を行った。

1) 報告

文部省からの報告は、芝田留学生課長から、「日本留学のための新たな試験について」についての具体的な内容の説明と各大学での積極的な利用の要請、また、合田大学課長から、大学審議会が取りまとめた「大学入試の改善について(中間まとめ)」の論点を、①やり直しのきく入試システムの構築、②総合的な問題の導入、③アドミッション・ポリシーの明確化、④募集人員の大きくくり化ということで整理している旨報告があった。

大学入試センターからの報告は、丸山所長から、高校学習指導要領の改訂に基づき、平成15年度から新高校教育課程が実施されることに伴い18年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等について検討を行っている旨報告があった。

2) 平成13年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)について

入学手続き完了者を除いて追加合格者を決定するため、毎年入学手続き状況に関する大学間

の情報交換の具体的取扱いを定めているが、その13年度版の原案について、原案作成に携わった東京大学日野入試課長から、暦による日付の変更及び曜日の変更のほか、前年度と基本的には変更はない旨説明があり、審議の結果、異議なく原案が承認された。

3) 「国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領、実施細目」(案)についてこの件については、後刻ご審議いただきたい。

4) 国立大学の入試改革についてこの件についても、後刻ご審議いただきたい。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

本委員会を11月2日、作業委員会を7月24日に開催した。

作業委員会では、「国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査」の調査の内容と方法等について検討した。その結果、作成した調査票を9月14日付で各国立大学長宛送付した。

本委員会では、次のような報告及び審議を行った。

1) 専門委員の委嘱

岩元専門委員が9月末日をもって退官したことに伴い、その後任に鳥飼東京大学学生部長を委嘱した。

2) 文部省学生課からの報告

①平成12年度卒業予定者の就職内定状況等調査によると、10月1日現在、昨年よりやや好転の兆しが見えるものの、全体的に厳しい状況に大きな変化はない。

②学生支援担当の専門員を平成13年度から振替で配置することにした。

③メンタルヘルス研究協議会の持ち方については、平成13年度以降は全国7地区に分けプロ

ック別に開催し、当番大学は持ち回りとする事とした。

3) 国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査について

これの実態調査に当たった東京大学学生部から調査の集計結果の報告を受けた。それによると、最近、身体障害者の進学が増えているが、それら学生の受入れの支援体制は全体として不十分であるということがわかった。この報告を受けて協議した結果、調査結果を踏まえて支援体制の充実を図るべく提案を盛り込んで報告書を取りまとめ、それを来年6月総会に提出することとした。

4) 次期委員長について

現委員長が、平成13年2月15日付学長任期満了に伴い退任するので、次期委員長を互選した結果、鮎川愛媛大学長を選出した。

以上のほか、現委員長が国大協の代表を務める「男女共同参画推進連携会議」の委員については、従来どおり、お茶の水女子大学の次期学長に依頼することとし、この旨理事会に報告することとした。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

国立大学教官等の待遇改善に関する要望、人事院勧告の取扱いに関する要望、第10次定員削減計画に関する要望については、会務報告にあったので省略する。

人事院人事官との面談；去る10月12日、梶井第4常置委員会委員長が、設置形態検討特別委員会専門委員会A座長として、森田同専門委員会委員及び伊藤事務局長並びに大学共同利用機関代表の毛利基礎生物学研究所長とともに人事院の市川人事官、吉田企画法制課長等と非公式に面談した。初めに人事院から、国立大学の独

法化をめぐり、現行制度と独法化後の公務員型の相違や国家公務員法、教特法等の規制はどう変わるか、非公務員型の場合の法律の適用関係はどうなるのか等について説明を伺い、その上で、こちら側から、仮に独法化され、公務員型を選ぶとすればとして、人事制度上の幾つかの問題点について考えを申し述べ、人事院の見解を伺った。主な問題は、教員の裁量勤務制の導入、教員の兼業の一層の弾力化、職員の選考採用の拡大等であり、受けた印象としては、人事院は比較的弾力的に対応を考えていただけるような感触をもった。なお、裁量勤務制については、身分を非公務員型とする場合は、労働省の省令に規定される適用職種の設定を受ける必要があるが、教員を適用することについては相当壁が厚いものと思われ、その点からいうと、公務員型を選んで、その中の勤務態様を法制化する中で書き込む方が実現しやすいのではないかとのサジェスションがあった。

本委員会の開催は、6月22日及び10月18日である。6月22日は、文部省・調査検討会議「人事制度委員会」に対応する設置形態検討特別委員会専門委員会C（人事システム）が設置され、独法化について検討するが、これに関わり本委員会として何をどのように検討していくべきか意見を伺った。また、10月18日は、これまで行った文部省・調査検討会議の審議の様態を報告するとともに、さらに加えるべき検討課題について議論した。なお、夜間主コース担当教職員に対する特別手当支給の要望に関連して、先般、夜間教育実施国立大学事務局長会議が実施した、担当教官等の勤務実態調査の報告書がまとまり、これの取扱いについて今後作業委員会で詰めることにしている。

(5) 第5常置委員会（内藤委員長）

① 昨年12月10日、吉川放送大学長宛、放送大学での授業科目として、外国人留学生の修学上、英語及び中国語による「日本語・日本事情」の開講について要望書を提出したが、このほど「平成14年度から外国人のための日本語教育を開講する予定で詰めている」旨回答を得た。

② 国大協英文パンフレットの改訂版の作成に入っている。

③ カナダ大使館から、来年5月頃に同大使館を会場に開催を予定する、日本・カナダ学長会議に国大協へ参加依頼があり、この件については、今後、公立大学協会と日本私立大学団体連合会の各関係者と協議することとした。

④ 2年目となった「日米共同の新しい短期留学プロジェクト」の米国出張報告があり、全体的には順調に進んでいるようであるが、日本国際教育協会からの奨学金の取扱いについて、分かりにくいとの指摘があった。

(6) 第6常置委員会（鈴木委員長）

1) 平成13年度概算要求等について

去る10月20日、文部省から担当官の出席を得て本委員会を開催した。

永山高等教育局視学官から、一般会計予算及び特別会計制度全体の現状と今後の課題、並びに平成12年度補正予算について説明を受けたのち、質疑応答を行った。

説明によると、与党自党内では特別会計制度の見直し論があり、その中には、企業会計原則を盛り込む等の意見も出ており、先行きが見えない状況にある。最近では、財務会計の柔軟化が進み国立大学においてもかなり弾力化が図られてきており、限界に近いのではないかということであり、また、平成12年度補正予算につい

ては、文部省関係は3,442億円が見込まれていて、国立大学関係では学内LAN、施設整備等に当てられる予定ということであった。

2) 国立大学の施設の老朽・狭隘化問題への対応

そのほか、国立大学の施設の老朽・狭隘化の問題への対応について協議した。築20年以上経過した建物の面積は延べ1,100万平米に達しており、これを解消するには、文教施設費が今の約1,000億円から仮に2,000億円になったとしても15年かかるという計算もある。このため、早急に解決に向けて手を打つ必要があり、補正予算に標準を合わせ、11月下旬以降タイミングをみて関係先に陳情を行うこととした。

(7) 第7常置委員会（丹保委員長に代って磯野委員が報告）

1) 「国立大学における情報公開についての検討結果報告」（案）について

昨年5月に「国立大学における情報公開についての検討経過報告」を取りまとめて以後、審議中断の状況にあったが、本年6月頃から新たな動きが出てきたこともあり、6月23日、本委員会と情報公開法検討小委員会合同会議を開催し、文部省の担当官から説明を聞き、意見交換を行った。その結果を踏まえ、先の検討経過報告をベースに、「教官が保有する文書の管理及び開示」について及び「情報公開への対応体制、開示・不開示の判断基準、行政文書の管理体制・管理規定等」に関し、さらに具体的検討を進めることとし、情報公開法検討小委員会を中心に原案作成のための作業を進めた。その結果取りまとめた「国立大学における情報公開についての検討結果報告」（案）を、去る10月11日開催の本委員会にて審議了承し、これを同日開催の理事

会に付議のうえ、総会に提出することとした。それが「資料20」の「国立大学における情報公開についての検討結果報告」（案）である。なお、情報公開法を取りまく状況に鑑み、早目に各大学へ知らせておいた方がよいと判断から、総会に先立って10月16日に各学長あて同案を送付した。

2) 「コンピュータ、インターネットを活用した著作物等の教育利用について」（中間まとめ）に関する意見について

文部省生涯学習局から、「コンピュータ、インターネットを活用した著作物等の教育利用について」（中間まとめ）について、本協会に意見の提出が求められたが、提出期日が切迫していたので、本委員会の著作権等に係わっている落合専門委員（東京大学附属図書館長）の協力を得て意見書を作成し、9月1日付会長名をもって文部省に提出した。（会報第170号参照）

(8) 第8常置委員会（松尾委員長）

本委員会は設置後、これまでに5回（6月30日、8月9日、9月5日、10月10日、11月6日）開催した。

6月30日開催の委員会は、国立大学の存置理由、大学評価・学位授与機構への対応、国立大学の活性化とアカウンタビリティ、評価の目的と目標、本委員会の検討課題等々について討議するとともに、委員長から各委員に対し、本委員会の役割、課題、機構に臨む考え方等について意見を提出することになった。

8月9日開催の委員会は、各委員からの意見をまとめた資料を中心に本委員会と機構との関係、国大協の役割、緊急を要する検討課題等について議論し、当面の問題として、①アンケート調査の実施、②ガイドライン（各大学への助

言、情報提供等)の作成、③本委員会と機構及び国大協設置形態検討特別委員会専門委員会B並びに文部省調査検討会議目標評価委員会との関係の整理ということを優先して検討していくこととした。

9月5日開催の委員会は、引続き、アンケート調査、ガイドライン、機構との関係等について検討を進めた。また、機構の大学評価の進め方が一方的であることに対して国大協内部に強い疑義、不満があることを踏まえ、機構にその趣旨を伝えるとともに善処方を要望することとした。機構への要望については、委員長が会長と相談し、会長と第8常置委員長の連名で文書を作成のうえ、持ち回りの理事会に諮り、その了承を得て9月20日、会長が持参し木村機構長に手渡した(「資料8」)。この要望に対する回答が10月3日付で同機構長から会長宛にあった(「資料9」)。

10月10日開催の委員会は、機構が取りまとめた「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について」(案)について、高石副機構長から説明を伺った。また、10月4日付で木村機構長から会長宛同案について国大協としての意見を求められたので、その対応について協議した。委員長から、機構の案についての各委員の意見を10月27日までに提出願ひ、それを次回(11月6日開催)委員会で検討のうえ意見を取りまとめ、これを11月15日、16日開催の総会に報告し、併せて第8常置委員会以外の学長にも意見を求め、取り入れられる意見があれば取り入れるということを10月11日開催の理事会に提案することにした旨諮り、了承された。

また、本委員会と機構との関係、アンケート調査、ガイドラインまたはガイダンスについて、提案のあった各案の検討を行ったが、引続き次

回委員会で検討することとし、それぞれについて各委員が10月27日までに意見を提出することとした。

11月6日開催の委員会は、「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について」(案)について各委員から提出された意見に基づく意見案及び第8常置委員会委員以外の各学長から提出された意見に基づく意見案について審議した結果、原案どおり、委員の意見と委員以外の学長の意見を併せて国大協の意見として機構に提出することとした。本日が回答期限であるので、この総会報告後、直ちにこれを木村機構長宛提出いたしたい。

また、アンケート調査については、各大学にアンケート調査票だけ送っても判りにくいと思われるので、大学評価をめぐるこれまでの経緯等を整理した資料を添付することとしているが、種々検討した結果、既に機構から大学評価についての「実施要項」に近いものが出ているので、この際、ガイドライン又はガイダンス資料の作成はやめ、代わりに「大学評価についての基本的留意点」を加えてアンケートを行うこととした。そして、一昨日、これを各大学長宛送付したので、よろしく願ひしたい。

(9) 医学教育特別委員会(鈴木委員長)

去る11月1日に本委員会を開催した。

1) 文部省報告について

文部省の布村医学教育課長から、文部省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」でコア・カリキュラムについての検討が行われていること、及び「学士を対象とする医学・歯学教育の在り方に関する調査協力者会議」で医学部の学士編入学制度について、将来的にはメディカルスクールも視野に入れて検討が行

われている旨説明があった。

2) メディカルスクール構想について

協力者会議で検討されているメディカルスクール構想について、米国のメディカルスクールの現状、わが国の医学部・歯学部における教育程度の低下が心配されていること、入学前に人間的な成熟、広い知識の修得、自己解決型の人間の養成、国際人としての語学力の養成等の利点があること等を説明したのち、協力者会議が報告書を取りまとめる前に本委員会としての意見をまとめられるようにしたいと述べ、意見交換を行った。

3) コア・カリキュラム及び統一試験について

医学部教育では、教える内容が増えてきて、4年間の専門課程で十分に教えることが困難になってきている状況がある。そこで、コア・カリキュラム（国・公・私立大学共通の基礎医学と臨床医学統合型のモデル・カリキュラム）によって大学で必要最小限の知識を教え、あとは、個々の学生が自ら勉強し、それを教官がサポートする形で教育する（スチューデント・ドリブン）方向に変えていく。また、米国では基礎医学が終った段階で Step 1 という国家試験があるが、それに近い形で、臨床教育を受ける前に、国・公・私立大学共通に一齐に国家試験を行って達成度を図ることも協力者会議で検討されている旨説明し、意見交換を行った。

(10) 教員養成特別委員会（岡本委員長）

去る10月2日に本委員会を、7月7日、9月1日、10月2日、11月9日に作業委員会を開催した。

① 「変動期における教員養成システム構築に向けての政策的研究」について科学研究費補

助金を申請し調査研究を進めることが本委員会です承された。

② 文部省「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」が8月28日に発足した。国立大学からは、教員養成特別委員会委員長を含め学長4名、学部長3名、教授2名が参加している。本委員会に、それまでに開催された2回の懇談会の模様について報告し、懇談事項について議論した。

③ 初等中等教育局から意見を求められた「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会(審議経過報告)」及び教育課程審議会から意見を求められた「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について(中間まとめ)」について、それぞれ意見を取りまとめ、前者については8月11日、後者については11月1日、会長名をもって提出した。

(12) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会（佐藤委員長）

前回総会以後、9月14日及び10月17日に本委員会を開催した。

記念祝賀会と「国大協五十年史」編纂が主な検討事項であり、記念祝賀会については、招待者について、新たに「男女共同参画に関するワーキンググループ」の非学長メンバーを加えることとした。また、「五十年史」については校正刷の最終チェック作業を進め、これを終えた。お陰をもって、このほど「五十年史」が出来あがり、明日の祝賀会にエムブレムと併せて贈呈させていただく。

以上の報告について、第4常置委員会の報告に関連し、次のような要望があった。

第10次定員削減計画では従来対象外であった

教育職(二)及び(三)が新たに加えられ国立大学附属学校教員も削減対象になったが、附属学校は多くの場合、人事交流も含めて地域と連携しており、深刻な問題である。附属学校教員は今回の要望書からも外れているが、附属学校を有する大学にとっては大きな問題なので、第4常置委員会で取り上げて検討してほしい。

6. 21世紀の大学を考える懇談会について

会長から、「資料17」にもとづき次のように報告があった。

「21世紀の大学を考える懇談会」が文部大臣裁定で平成12年9月7日に設置された。その趣旨は「我が国の大学の在り方を長期的な視点から展望し、学問分野のバランスなどを含め、今後の大学を中心とする高等教育及び学術研究の振興の在り方について、学識経験者による懇談を行う」というものである。懇談会の委員構成は別紙のとおりであり、吉川放送大学長が座長を務めている。既に9月25日、11月8日の2度開催されている。ここから、積極的な政策提言ができればよいと考えているが、まだ自由な議論を行っている段階である。

7. 総会傍聴の要望及び会長宛要望の取扱いについて

会長から次の2点について説明し諮られ、異議なく了承された。

複数の国立大学教員から直接、本日の総会の傍聴を認めるよう求められたが、会則には、傍聴に関する規定はなく、また、これまでに総会傍聴を認めた例はないので、慣例に従い傍聴は認めないこととし、この旨対応したが、これでよろしいか。

また、これとは別に、国立大学教員から会長

宛要望書の提出があった。会則には、「国立大学の教員は協会の事業に関して協会に対して文書をもって意見を述べる事ができる」、「意見の提出があったときは、会長はこれを担当の委員会に回付する」、「意見の回付を受けた委員会は、必要があると認められたときは口頭によってその教員の意見を聴取することができる」との規定がある(会則第28条)。しかし、提出があった要望書の内容は、総会の決議に関することなので、会長の責任において委員会に回付することもなく、意見聴取もしていないが、これでよろしいか。

II 協 議

1. 国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領、実施細目について

杉岡第2常置委員会委員長から次のように説明があった。

去る6月総会において、平成14年度入学者選抜については、平成13年度を踏襲して「分離分割方式」で行うという基本方針が了承されたので、入学者選抜についての平成14年度実施要領、実施細目の原案を作成し、各大学宛意見照会した結果、2つの大学から意見が寄せられた。その一つは、募集人員に対する推薦入学枠(3割を超えないことをめやすとしている)の拡大の要望であり、もう一つは、大学入試センターからの資料提出後合否判定までのタイトな日程の見直し、についてであった。これについて第2常置委員会で検討した結果、推薦入学枠の拡大の件については、従来どおり、募集単位の人員の3割を上限とし、これを超えて募集を行おうとする場合は第2常置委員会に協議していただくこととし、また、日程の見直しの件につ

いては、現行日程は厳しいが、この中で分離分割入試を実施し、且つ追加合格を行わなければならないので、現状、日程を動かすことは困難との理由から、原案どおり理事会及び総会に提案することとした。その後、1大学から、追加合格者の入学意思確認の手続きについて、前期日程の追加合格者を後期日程試験の実施前に行えるようにしてほしい旨要望があったが、これも現行の試験日程では不可能であると判断した。

以上のような説明があったのち、会長から、「国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領、実施細目」(案)について諮られた。

その結果、異議なく、これが承認された。

III 報 告

○ 大学入試センターからの報告

丸山所長から、大学入試センター試験に関し次のような報告・説明があった。

① 平成13年度大学入試センター試験の志願者数について

去る10月24日に平成13年度大学入試センター試験の願書受付を締切ったが、郵送未着等を除く現時点の志願者数は、昨年比べて約9千人増の約59万1千人である。志願者数が僅かだが増加した理由は、18歳人口が減り続けている中で、数万人ずつ減少していた高校卒業者が本年は4,400人程度の減少に留まったこと、現役志願率が年々高まり、過去最高の75%に達したこと、新規利用大学の参入で入学定員が増加したこと、女子の4年制大学への志向が高まり女子志願者数が過去最高になったことなどのためではないかと思っている。なお、確定志願者数は12月上旬に公表する予定である。

② 「韓国・朝鮮語」の導入について

去る9月23日に開催された日韓首脳会談において、森首相は、日韓文化交流の一環として、2002(平成14)年度を目途に大学入試センター試験の外国語科目に「韓国・朝鮮語」を加える方針を表明された。このことについては、教育関係団体から要望がきており、また、韓国で行われている統一大学入試の試験科目に今年度から「日本語」が加えられたという事情を考慮し、速やかに実施すべく準備を進めている。

以上の報告について、センター試験への「韓国・朝鮮語」の導入は結構だが、その表記については、本来「朝鮮語」とすべきではないか、との意見があった。

IV 協 議

1. 「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」について

杉岡第2常置委員会委員長から、第2常置委員会が取りまとめた国立大学の入試改革の提言(「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」)について、次のように説明があった。

第2常置委員会では、現在、学生の学力低下が各方面で指摘されており、そのまま放置すると科学技術創造立国を謳うわが国の将来に大きな禍根を残すことにならないか危惧し、国立大学はわが国の高等教育を維持する責務を負うとの認識にもとづき、自らの使命と責任において国立大学の具体的な入試改革の方向を示す必要があると考えた。このため、本年6月に本常置委員会の下に「大学入試改革に関する検討小委員会」を設置し、5回にわたり小委員会で検討を進め、提言「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」(「資料19」)を取りまとめ

た。9月11日開催の第2常置委員会でこれを了承し、その後10月11日開催の理事会でこれの総会提出が了承された。

提言の骨子は冊子のiii～vページに記してあるが、主な点は次のとおりである。

〈多様化する高校教育への対応〉

- 受験シフトに歯止めをかけ、高校が自らの教育目標を達成できるよう入試体制を整える。国立大学の志願者については受験教科科目数の共通化を図る。
- 国立大学の入学者選抜においては、センター試験を第1段階の試験、個別学力検査を第2段階の試験と位置づけ、両者を総合して合否判定を行うものとする。

〈大学入試センター試験の改善〉

- 国立大学志願者（一般選抜）については、原則としてセンター試験5教科7科目の受験を課す。
- 試験科目の選択が制限されぬように、センター試験の試験期間を1日延長して3日間とする。
- 確実な成績情報のもとで個別大学への出願が可能となるよう、センター試験成績の事前通知の実現をめざす。
- 追試験受験の条件緩和を要望したい。

〈個別大学入試の改善〉

- リスニングテスト、総合試験など、個別学力検査の新しい評価方法の開発・実施に積極的に取り組む。
- 入学定員の一部について専攻を定めない募集単位を設け、学際的な新しい学部教育の可能性を開く。
- 推薦入学、AO入試等の特別選抜においても、必要に応じてセンター試験の利用等も考慮する。

なお、去る9月7日に日経連、9月8日に高校長協会の関係者に提言の趣旨を説明し、ご意見を伺ったところ、両団体ともおおむね支持ないし理解を得られた。ただ、高校側は、センター試験の試験期日を成人の日（1月第2月曜日）に絡めて3日間に延長する提案については、1月の第3週を中心としてきた従来の試験期日より早まるので反対であるということであった。

以上の説明について、次のような質疑応答及び意見交換が行われた。

- 従来、共通1次試験からセンター試験が一元的序列化ということが問題になっていたと思うが、その点が提言の中に十分みえにくい。
- センター試験の資格試験的な取扱いの可能性をもっと探ってもよいのではないか。
- 共通1次試験がめざしたのは、多元的な評価による入試であった。共通1次試験で「高校教育における基礎的、一般的な学習の達成度」を測り、第2次試験で各大学・学部の教育に必要な「専門的な能力や適性」をみて、これらを総合して合否判定を行うというものであり、理想的な試験の形態であったと思う。しかし、当時は、社会が多様な入試を許容する環境になく、個別大学で実施する第2次試験の多様化が期待したようには展開しなかった。そのことが、第2次試験が学科試験に傾斜することになり、大学の序列化、受験生の“輪切り”をもたらす現象をつくり出した。それが、その後の20年の間に、公立・私立大学も含め多元的な評価に基づく多様な入試が行われるようになったが、その拍車がかかったことで、改めて基礎学力の必要性が認識されるようになった。そういうことで、共通1次試験導入時とは時代背景が大きく違ってきた

ということがある。

また、センター試験の資格試験的取り扱いということについては、現状、大学間・学部間の難易度の違いがあり、どのレベルで線引きするか難しい。志望者の多い大学は点数を高めに設定できるが、そうでない大学は低く設定せざるをえなくなるのは明らかだ。

- 第2常置委員会からの提言を総会としてどう受け止めるか、国大協の提言とするか等についてご意見を伺いたい。第2常置委員会の考えはどうか。
- 第2常置委員会としては、この提言を総会としてお認めいただき、国大協の提言ということにさせていただきたい。
- 全体として提言の内容は結構である。ただ、この中にある追試験受験の条件緩和というのは、最終的には、大学審議会が提案するようにセンター試験を2回受験できるようにするという意味か。
- 追試験制度は、交通事故、急病等で本試験を受験できない場合の救済措置としてあり、その受験者数は毎年200人～300人程度に過ぎず、60万人近い出願者がいることから比べて極めて少ない。これは受験条件が厳しいためであり、この条件を緩和して少しでも多く受験できるようにできないかというものである。したがって、大学審議会が答申した複数回受験とは別の観点に立つものである。
- センター試験「5教科7科目」の提言というのは、すべての大学においてということか、「原則として」とのことであるから、各大学・学部の判断で、5教科6科目でも構わないということか。
- 第2常置委員会としては、それぞれに事情はあろうかと思うが、大学受験にシフトした

現在の高校教育の歪みを是正していく上でも、すべての国立大学が文系、理系を問わずセンター試験について5教科7科目課しているというのを希望である。

- 第2常置委員会の提言を国大協の提言とすることに賛成する。趣旨といい、内容といい、国大協として社会に言うべき時機だと思っている。また、「原則として」というのは厳しい意味に解釈すべきと考える。
- 高校教育の達成度を測るというセンター試験の本来の趣旨に実態を合わせる方向が望ましいと思う。しかし、それがすぐには実現できないとすれば、当面はセンター試験を第1段階の試験として位置づけざるを得ないと思う。それが今回の提言がとっている立場であろう。
- 教育系大学・学部の教員養成系では、現在、殆どがセンター試験に5教科5科目乃至6科目を課しているが、新課程では3科目程度のところもある。これが国大協の提言となったときに、各大学がどの段階でどう対応しなければならないか、学内で議論が必要になってくるので、そのあたりは知らせていただけるのか。
- 芸術系、体育系などの入試は、学力試験の軽量化の方向ですんできた。これらの場合は、5教科7科目から外れてもやむを得ないと考えているのか。「原則として」の文言を入れたのは、そういうことを考慮されてのことか。
- 低学力化への対応が提言のベースにあるのであろうが、そのことと、センター試験に5教科7科目を課することとの関連性はどうか。それから、提言の趣旨のところで、「国立大学がめざす入試は学力評価を重

視」しつつ、「学力評価だけに依存しない入試」と言っているが、そのあたりの関係について説明してほしい。

- 学力とは何かということと大きく関わってくると思う。学力とは、大学で学習していくうえで必要な基礎学力ということが一つである。それとともに、学生自ら主体的に課題に取り組む能力、論理的に思考し、それを表現する能力、勉学に対する意欲等色々あると思う。高校教育が大学入試に特化した教育になっていて、入試科目にないものは勉強しないというのが一般的傾向としてあり、そのことが基礎的学力だけでなく、ものごとを広く考えるうえで障害になっているのではないか。そうであればそれを是正していく必要がある。「学力試験を重視し、かつ学力評価だけに依存しない入試」というのは、センター試験5教科7科目で基礎学力を評価し、個別学力検査で多様な能力を測るような試験を工夫していただきたい。単なる学力試験重視だけでは共通1次試験の再現と受けとられかねないので、そういう点も強調しているのだとご理解いただきたい。なお、基礎学力は、推薦入学者もアドミッションズオフィス入学者についても当然備わっていなければならないものという考え方に立っている。
- これを国大協の提言とすることを認めた場合、これの扱い、今後のスケジュールはどうなるのか。各大学で検討しなければならないが、その前に第2常置委員会で詰めることになるのか。
- 提言は、国大協の大学間の申し合わせに属することと、国大協以外への要請、要望が含まれている。センター試験を「5教科7科目」課すというのは我々の申し合わせになるので

はないか。

- この提言が国大協の提言ということになった場合は、それに合わせて序文は修文する必要がある。
- 少子化がすすめば、それに伴って入試の枠組みは緩和の方向に向うのが自然の流れではないか。そういう中で敢えて国立大学は基礎学力の充実をめざし、それを高等教育にも反映させるとするのが提言のスタンスか。
- 国立大学として、この際センター試験に5教科7科目の受験を課すことによって高校教育の歪みを是正して基礎学力の向上を図りたいというのが提言の一つの狙いである。以上のような意見交換があったのち、会長から次のように諮られた。

第2常置委員会からの提言について反対のご意見はないか。ご意見ご異議がなければ、序文をしかるべく修文することとして、これを国大協提言とすることを承認してよろしいか。

この会長の提案について異議なく、「国立大学の入試改革」を国立大学協会の提言とすることが承認された。

なお、序文の修文については、会長及び第2常置委員会委員長に一任された。

2. 国立大学における情報公開についての検討結果報告について

磯野第7常置委員会委員から次のように述べられたのち、「国立大学における情報公開についての検討結果報告」(案)〔資料20〕について以下のような説明があった。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という)の施行(平成13年4月1日)に備え、国立大学における情報公開に関し各大学が整備すべき体制及び運用に

あたって配慮すべき事項のうち各大学において共通性の高い事項について基本的な考え方をまとめた。なお、既に事務組織の保有・管理する文書を主たる対象として「国立大学における情報公開についての検討経過報告」(平成11年5月24日)を公表したが、本報告の作成にあたって、今回新たに「教員が保有する文書の管理及び開示について」を別紙として追加した。以下、配付資料に則して要点を説明したい。

1. 総論・基本理念

2. 開示請求者の範囲

本人の請求に関しては、特に、入試情報公開については第2常置委員会、診療情報公開については国立大学医学部附属病院長会議等、国立大学附属学校の情報公開については日本教育大学協会で、別途それぞれ検討が行われていることから、ここでは除かれている。

3. 開示の対象となる「行政文書」の範囲

情報公開法に示すとおりであり、第1から第5に示した。

4. 開示・不開示の決定

情報公開法の実施にあたっては、開示・不開示ということが最も重要な問題になってくる。しかし国立大学が保有する行政文書は膨大な数であり、これらの文書すべてにわたり開示・不開示の基準を示すことは不可能である。そして、庶務、人事、会計、教務等の事務に関する事項、教育の実施に関する事項、研究体制の推進に関する事項等のうち、各大学が共通的に対応することが可能な事項について示した。

5. 不開示情報に関する法律の考え方

情報公開法に示されているが、そのおのおの(個人情報、法人等情報、国の安全等情報、公共の安全等情報、審議会検討等情報、事務・事業

支障情報)について開示・不開示を例示した。

6. 部分開示

行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合には、不開示情報の部分を容易に区分して除くことができると定めている。

7. 処理手続、判断基準及び行政手続に定める「審査基準」の作成

各国立大学は情報公開に必要な組織、処理手続、不服申立て手続などの基本的事項を定め、さらに開示・不開示の決定に必要な判断基準を示す必要がある。また、申請により求められた許認可等をするかどうかを行政手続法の定めに従って判断するために必要な基準(=審査基準)を定めなければならない。

8. 文書開示と秘守義務

職員は、秘守義務を負っているが、他方で、適正な手続によらずに秘密に該当する情報を開示した場合は、原則守秘義務違反にとわれる。

9. 行政文書の管理

各国立大学は、文書管理に関する定めにより、①系統的な行政文書の分類の基準、意思決定にあたっての文書作成、適切な保存、保存期間の基準、等を定めなければならない。それを具体化した「行政文書の管理方策に関するガイドライン」(各省庁事務連絡会議申合わせ)や「国立学校に共通する文書の保存期間」が既に通知されている。

10. 情報公開に必要な組織・体制の整備

決定権者(学長)の定め、全学的な対応組織の設置、不服申立てに対処する組織が必要である。

以上のまとめとして、各国立大学は早急に情報公開の実施に向けて組織・体制づくり、手続の整備、個別大学毎のガイドライン、マニュアル等の作成に取り組み、法律の施行に備える必要がある。

以上の説明に引き続き、「教員が保有する文書の管理及び開示について」(案)について、配付資料にもとづき説明があった。その事項は次のとおり。

I 「行政文書」に該当するかどうかの判断

(1) 学部・学科・講座等の管理・運営関係文書

(2) 教育関係文書

(3) 研究関係文書

(4) 個人研究用図書・資料

II 開示・不開示の判断

(1) 情報公開法と著作権法

(2) 情報公開法の定める不開示情報とその具体例

III 研究室等における文書管理のあり方

(1) 学部・学科・講座等の管理・運営関係文書

(2) 教育関係文書

(3) 研究関係文書

(4) その他の文書

IV 教員保有文書分類

(1) 学部・学科・講座等の管理・運営関係文書

(2) 教育関係文書

(3) 研究関係文書

(4) その他の関係文書

(5) 学会関係文書

(6) 同窓会関係文書

以上の説明について、次のような質疑応答があった。

○ 教員が保有する「教育関係文書」で、博士論文が不開示情報に分類されているが、米国の大学の場合だと、特許が関係する場合を除けば、むしろ積極的に公表されており、そうあるべきではないか。また、試験答案を不開

示としているのはそれでよいと思うが、定期試験の答案などは保存に相当のスペースを要するので、早く本人に返すのがよい。その場合、返却期限を切ったうえ廃棄措置をとるなどの便法を考えた方がよい。それから、科研費の計画調書、交付申請書を不開示としているのは分かりかねる。原則としては開示にしてよいのではないか。学生名簿も開示でよいのではないか。

○ 修士論文、博士論文ともに行政文書に該当する。ただ、著作権との関係や、特に理工系の場合は特許権の問題が絡むので、特別の考慮が必要であろう。「報告」の中にも、これは各大学・部局で自主的に開示方法や手続きを定めることが望ましいと記している。また、定期試験等の答案も行政文書に該当する。答案は個人の特定が可能で名誉等の問題があることから、不開示文書と理解されるが、学生本人が成績を知りたいという場合には、教育的立場から、むしろ積極的に教えることが望ましいと記している。

ついで、会長から、「国立大学における情報公開についての検討結果報告」(案)について承認方が諮られ、異議なくこれが承認された。

3. 当面する諸問題について

会長から、前回総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議もしくは懇談会の状況について各当番大学からご報告いただきたい旨述べられたのち、各当番大学長から次のような報告があった。

(1) 各地区学長会議の状況報告

1) 東北地区(成澤山形大学長)

10月23日、24日に開催した。独法化ほか2つ

の協議題について議論した。いずれも簡単に結論がでるものではないので、各大学の取組みの現状と今後の方向について各学長から報告いただき、意見交換した。

2) 関東・甲信越地区（磯野千葉大学長）

10月23日に開催した。協議事項は、①文部省・調査検討会議について、②各大学の内部改革の具体的内容について、であった。①については同会議に参加されている学長から、審議状況について説明を伺い意見交換した。その際出された特に注目すべき意見として、一つは、調査検討会議での主査は、まとめ役に留まらず、自らの意見をもって会議を導いていくべきという意見、また、討議の結果が、どうしても受け容れられない場合には、独法化とは異なるスキームをとることを考えるべきだという意見があった。②については、4大学の連合構想の紹介があった。

3) 東海・北陸地区（林金沢大学長）

10月30日、31日に開催した。協議事項は、①独法化について、②大学の再編・統合等の在り方についてであった。①については、調査検討会議に参加されている学長から、その審議状況を伺い意見交換した。その主な意見としては、○高等教育と学術研究に対する国立大学の存在意義を明らかにすべきであり、それを貫く組織運営の在り方について検討すべきこと、○その上で、国家公務員型の身分や特別会計制度の維持の方向を探ること、○中期目標、中期計画にあたっては、それぞれの大学のアカウンタビリティを求めることとして、主務大臣の関与は最少限に留められるべきこと、○評価にあたっては、大学・学部のみならず学問領域の特性をも視野に入れるべきであること、○国立大学の意見がいつどんな形でフィードバックされるの

か等があった。②については、教員養成系大学・学部の統合等の問題が生じる中で地域を含めた今後の国立大学の役割等について意見交換を行った。

4) 近畿地区（守屋和歌山大学長）

10月17日に開催した。協議事項は、①運営諮問会議への対応等について、②国立大学の独立行政法人化についてであった。①については、委員の人選はテーマに従ってすべきではないか、会議を一般教員に公開することを考えたいという意見等があった。②については、各大学の対応状況について報告し合い情報交換を行った。その中で、特に問題として話し合われたことは、文部省の担当官レベルでの独法化の検討作業のスピードが早く、国大協の方での実質的論議を早急に進めないと調査検討会議で適切な意見を述べることができなくなるおそれがあるので、設置形態検討特別委員会で迅速に検討を行う必要があるということであった。これは、近畿地区学長会議の強い総意である。

5) 中国・四国地区（齊藤徳島大学長）

10月30日開催した。協議事項は、①独法化について、②運営諮問会議についてであった。①については、文部省の合田大学課長、山下企画課専門職員から、国立大学を取り巻く諸問題、独法化に関する大局的説明、調査検討会議の各委員会の審議の進捗状況、先行する独立行政法人に関する状況と今後の予定等について説明を伺い、その上で質疑応答、意見交換を行った。②については、各大学で開催された会議の状況報告と、今後の運営のあり方、運営諮問会議の活用方法などについて意見交換を行った。

(2) 設置形態検討特別委員会の報告

長尾委員長から次のような説明があった。

前回6月総会において本特別委員会の設置が承認され、長尾京都大学長が委員長に指名された。委員会の検討を急ぐ必要があることから、委員の人選については関係する各常置委員会委員長に依頼し、会長指名による委員を加えて本特別委員会を発足した。また、本特別委員会の下に、文部省に設置された調査検討会議に対応する4つの専門委員会（A 法人の基本、B 目標・計画・評価、C 人事システム、D 財務会計）を設けることとし、それぞれ委員を決定した。なお、本特別委員会の議事概要をまとめ次第Eメールで各大学長宛に送ることを決めた。

「資料25」は、本特別委員会のこれまでの5回目までの議事概要であり、「資料12」の委員会報告と併せて審議状況を簡潔に報告申し上げる。

第1回（7月3日）は、AからDの各専門委員会構成について諮り、委員を決定した。また、本特別委員会及び専門委員会で検討すべき問題について意見を交換した。そのほか、今後、大学共同利用機関代表1名の会議へのオブザーバー出席を決めた。

第2回（7月19日）は、専門委員会及び専門委員の位置づけ、常置委員会との関係等について議論した。そして、組織上、A～Dの各専門委員会は特別委員会の下に置かれているが、これらの専門委員会は、第1、第4、第6、第8各常置委員会と密接に関係しているので、それぞれの専門委員会の座長の判断によって常置委員会と専門委員会で議論を相互に反映させるように運営に配慮していただくこととした。また、各委員会からいただいたご意見に基づき本特別委員会及び専門委員会における検討事項を集約・整理した。なお、各専門委員会の検討事

項の中には委員会間でオーバーラップするものもあるが、それぞれの視点から議論願うこととした。

第3回（8月10日）は、今後の検討の参考とするため、東京大学の国立大学制度研究会が取りまとめた「国立大学の法人化について（中間報告）」について、青山東京大学副学長から説明を伺った。また、前回整理した、本特別委員会における検討項目についてさらに議論し、論点整理を行った。それが「資料25」16頁の「議論すべき課題（論点整理）」である。

第4回（9月6日）は、「議論すべき課題（論点整理）」を中心に議論したが、今後の議論の進め方として、専門委員の知恵も借り、実質的な審議ができるように問題を絞って議論していくこととした。

第5回（10月11日）は、独立行政法人の枠組みを外して、あるべき姿を検討すべきかどうかで意見が分かれた。その他公務員型か非公務員型か等について議論した。

第6回（11月9日）は、専門委員会から提出されたメモにもとづき、学長の選考のあり方、学長の権限、経営と教学一体型の法人・分離型の法人の違い等について議論を行った。特別委員会として、なるべく早く具体的に議論を詰めて、提言にもっていき努力をしなければならぬと認識しており、早急に個別のテーマを議論したいが、その議論のすすめ方については、専門委員会において全体的な議論が必要とするものについては本特別委員会で検討するという形をとっていきたい。

(3) 設置形態検討特別委員会各専門委員会の報告

会長から、AからDの4つの専門委員会から

報告いただくが、その際、それぞれ対応する文部省の委員会の状況と併せてご報告いただきたい旨述べられたのち、各専門委員会座長等から次のような報告があった。

1) 第1常置委員会拡大小委員会(阿部委員長)

初めに文部省・調査検討会議「組織業務」委員会の審議状況について報告する。組織業務委員会はこれまで5回開催(7月31日、8月31日、9月20日、10月3日、11月8日)した。初めの2、3回は、わが国の大学制度における国立大学のあり方とか、独立行政法人を国立大学にあてはめるときの問題点等の一般的な議論から始めて、これから検討することとして、基本的な考え方ということで、高等教育・学術研究における国の役割、国が責任を負うべき大学について、納税者や社会の視点からみた国立大学のあり方等について議論することにした。第4回(10月3日)は、文部省が作成した独立行政法人制度に関する国大協(第1常置委員会「中間報告」(11.9.7))・文部省(「文部大臣説明」(12.5.26))・自由民主党(政務調査会「提言」(12.5.11))それぞれの考え方を比較例示した資料(資料24)にもとづきフリートーキングした。第5回(11月8日)は、組織運営に関し、事務組織とか、法人の名称について検討した。基本的な考え方については、高等教育・学術研究の進展において国及び国立大学が果たすべき役割、国による高等教育・学術研究に対する公財政支出のあり方、国立大学が納税者たる国民へのアカウンタビリティ、国の企画立案機能と資源配分のあり方等が主として議論された。これから分かるように、他の委員会とオーバーラップする問題についても議論している。それから、組織のあり方については、経営と教学の関係、学長のリーダーシップ、運営諮問会議、評議会、学

長補佐体制、教授会等の審議機関の関係、事務局と大学の自治との関係、大学への学外者の意見の反映等が議論されている。今回は、これらの論点を整理するため、作業部会をつくることを提案したいと考えている。

設置形態検討特別委員会専門委員会Aについては、第1常置委員会拡大小委員会と合同の形で、これまで3回(8月29日、9月19日、及び10月25日)開催した。なお、オブザーパーとして大学共同利用機関から、石井国際日本文化研究センター教授に参加(第2回9月19日以降)いただいている。8月29日及び9月19日は、フリートーキングを行ったが、その中で、今後の議論のすすめ方について、本委員会が「中間報告」(「国立大学と独立行政法人化問題について」)を取りまとめて以後1年有余を経過し、この間、法人化問題に関し東京大学をはじめさまざまな検討が行われていること、「中間報告」が、文部省の討議資料に引用比較されている状況があることから、「中間報告」を見直して修正補足等を行い、特に法人と教学の関係について明確な見解を出しておくべきではないかということで検討を始めた。ただ、この問題は、他の3つの専門委員会にも関わることなので、結論は出さず、特別委員会で議論いただくことにしたいと考えている。

2) 専門委員会B(松尾座長)

文部省・調査検討会議「目標評価」委員会は、8月16日(第1回)、9月14日(第2回)、10月18日(第3回)、11月13日(第4回)に開催した。初めの1、2回は、法人化とは何かとか、各委員の知識、理解のレベルを揃えるために一般的、総論的議論を行った。ただ、2回目には、文部省から検討課題、スケジュールが示されて、速やかに具体論に入ってほしいという希望が出さ

れたが、国大協の方の議論が進展しないままに目標評価委員会の方の議論を先行させることは適当でないので、慎重にことをすすめていくことにした。第3回目は、それまでの一般論から、文部省が示した検討課題について、中期目標・中期計画、評価のあり方等について討議を行った。第4回は、若干踏み込んで中期目標・中期計画の関係について議論し、次回12月13日は予め各委員から①中期目標の意義、課題、留意点、視点等及び国立大学に相応しい中期目標についての具体例等について提出していただき、それをもとに議論することになっている。さらに、来年1月5日には、評価についての議論に入ることになると思う。ただ、文部省は、5月の連休前くらいには各委員会からそれぞれ一通り「まとめ」の原案的なものを提出してほしいということなので、2月くらいからは作業部会をつくって論点整理を始めたいと考えている。なお、これまでの議論の中で出された意見として、私立大学の委員から、法人化に際しきちんとした特例措置が講じられることが重要であり、この会議で確認しておく必要がある旨の発言、また、ある委員からは、社会へのアカウンタビリティからも主務大臣による中期目標・中期計画への国の関与は、たとえそれが形式的であっても明確化しておくことが重要ではないかという発言があった。いずれも、国立大学以外の委員の発言として注目に値するのでご紹介したい。

専門委員会Bは、特別委員会と第8常置委員会の考え方を十分に踏まえて国立大学の意見を文部省・調査検討会議の審議に反映させることを基本的な立場として検討をすすめている。主な検討事項としては、中期目標・中期計画のあり方、評価と資源配分との関係、評価における透明性、公平性、客観性、多元的評価の具体的

イメージ、通則法との関連における国の関与のあり方（国の関与はどの範囲に限定されるべきか、いわば“べからず集”）等であり、現在議論中のことは、長期目標・長期計画と中期目標・中期計画との関係についてがある。我々は、中期目標・中期計画は長期目標・長期計画の中で位置づけられなければならないということを予め主張しており、これの一定の考え方を示せるよう議論しており、また、中期目標について大学全体と各部局との関係の整合性、機構の評価と各大学の自己評価、資源配分との関係等をどうするかを議論中である。それから、他の委員会との関係という問題がある。たとえば、特会制度あるいはこれに類似の機能を担う制度を設けるか否かで中期目標計画の書き方は違ってくる。たとえば、在続する場合だと、外形標準をとることによって当校費的なものは中期計画の中に逐一記載を要しない。だから、法人のつくりとの関係で評価のシステムを書く場合も違ってくるので、他の委員会との関連を整理し、それを座長連絡会議で検討いただくつもりだが、当面、専門委員会Bとして望ましいと考える法人の形を仮定して、中期計画に書くべき内容、評価システムのあり方等について検討をすすめたいと考えている。

3) 専門委員会C（梶井座長）

専門委員会Cは、これまで4回開催（7月13日、8月24日、9月27日、10月24日）し、また、文部省・調査検討会議「人事制度」委員会は3回開催（9月4日、10月11日、11月2日）した。

専門委員会Cの第1回目は、東京大学の国立大学制度研究会がこの7月に取りまとめた「国立大学の法人化について」(中間報告)について、同報告の取りまとめに関与された本専門委員会委員の森田東京大学教授から説明を聞き、議論

した。以後、文部省の「人事制度」委員会ですういふ考え方を主張すべきかということをも本専門委員会の都度議論し、論点整理をやったうえ「人事制度」委員会に臨んでいる。その「人事制度」委員会の第1回、第2回は、独立行政法人制度の仕組み、その中での人事に関してどういふ問題があるか等について文部省から説明をうけ、自由討議を行った。3回目からは、専門委員会での議論とオーバーラップした形で議論になっているので、「人事制度」委員会を出ている主な意見を紹介して報告に代えたい。主な論点として、一つは、法人化した場合、教職員の身分を国家公務員型か非国家公務員型かいずれを選択すべきかである。東京大学の研究会の「中間報告」では、一般職員については国家公務員型がよいが教員については非国家公務員型もあり得るような書き方になっていたが、政府は、異なる身分を一つの制度に組み込むことは想定していないのではないか。仮に国家公務員型を選択した場合、国家公務員法の枠組みで縛られることになるので、どれほどその制約を取り除くことが可能かということが一つの論点になる。たとえば、服務の問題でいえば、公務員の勤務時間については、人事院規則に規定されているが、教官の勤務の態様は必ずしも規定どおりになっていない。これは情報公開法が施行され開示が求められたときに問題にならないともかぎらない。人事院は教員の裁量勤務制度の導入を検討しているようだが、仮に国家公務員型を選択すれば、それは労働省の所管事項になる。しかし、教員の裁量勤務の適用について労働省の態度は固いということである。もう一つ、国家公務員の場合、任用については、原則試験採用だが、これからの研究機器の高度化等を考慮し専門家を採用していく必要があるという点

でいくと、弾力化を求めていく必要があるのではないか。人事の関係では、法人の長と学長は一体か別と考えるのかが学長の選考方法、その権限と関連して論点になっている。また、役員
の範囲、その任命の方法をどう考えるかということもある。大学の運営は部局が単位になっており、大学自治・学部自治とも絡んで部局長を役員に含めるかどうか、その位置づけが問題としてある。もう一つは、職員の人事の流動性の問題がある。現在は、各大学の中で動く人事と文部省の人事で動くのと2つのルートがあるが、法人化されて法人の長が任免権者になった場合、人事を各大学が単独でやっていけるのか。職員の資質の向上ということを見ると、職員の流動性は必要であり、その意味で各大学に共通した何らかの仕組みをどうするかということが検討課題になろう。

以上が主な論点であるが、特に法人の長と学長を一体のものとするのか別のものとするのか、その如何によって、学長の選考方法、権限が大きく変わってくるので、このところは、専門委員会Aと合同で議論するようお願いしている。同じ意味で、法人化すれば、給与についても各大学ごとに決めることになっているが、教員の流動性の確保のうえからも、大学間で給与に極端な差があるのは問題があるので、何らかの共通の給与準則を考えていかざるを得ないと考えている。

4) 専門委員会D（鈴木座長）

第1回の文部省・調査検討会議「財務会計制度」委員会を10月19日に開催した。「資料29-1」に当日出された意見が記されているが、私流に解釈して報告すると、○一般論よりも具体論をやるべき、○具体論の検討に入る前に本委員会としての検討の視点を明確にすべき、○他の先

進諸国の大学と競争できる大学をつくるという観点から財務会計の仕組みを考える必要、○議論の前提として財務会計制度についての理解が必要、○競争的環境の中で研究を重視する大学、教育を重視する大学など、それぞれの特徴が出てくる方向で検討すべき等の意見があった。次回第2回目は11月1日に開催を予定している。

専門委員会Dは、これまで4回開催（8月23日、9月28日、10月27日、11月10日）した。第1回（8月23日）は、一般論的議論を行い、第2回（9月28日）は、第1常置委員会が取りまとめた、独立行政法人化を想定した場合に国立大学にとって相応しい財務形態の報告書等について宮脇委員から説明を伺い、運営費交付金、会計処理、剰余金の扱い等をめぐって種々意見交換を行った。第3回（10月27日）は、文部省から、永山視学官、須田企画官の出席を求め、各国立大学への予算の流れについて説明を伺い、意見交換した。第4回（11月10日）は、本間委員から、同委員の研究グループによる、各国立大学への予算配分の現状分析の研究について説明を伺い、意見交換を行った。今後、本委員会では、運営費交付金の積算方法、国立学校特別会計制度の扱い、国立学校特別会計の借入金の返済の仕組み、長期的な施設・設備の整備の仕組み、積立金の使途と処理方法、土地・建物等の資産の管理・運用のあり方、寄付金等の扱いと税制の在り方、授業料・附属病院収入等の自己収入の取扱い、出資金制度の在り方、会計原則・会計処理等について具体的に検討をすすめていくことにしている。

以上のような報告・説明について、次のような質問があり、これに対し、長尾設置形態検討特別委員会委員長、会長からそれぞれ見解が述

べられた。

- 設置形態検討特別委員会は独法化を前提に検討されているのか。その軸足をどこに置いているのか。6月総会において、独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対しつつ、選択肢の一つとして文部省の調査検討会議に積極的に参加するとし、その一方で、国大協として国立大学の設置形態について検討する新たな特別委員会を設けることを全会一致で確認した経緯からすると、独法化を前提として検討するということがあまり前面に出ることは、そのことと齟齬をきたすことにならないか。
- 特別委員会の中では、現在の国立大学のままであることも含みながら議論すべきだという意見もある。だから、どこに軸足を置くかということは必ずしも明確ではないが、仮に法人化されるなら、それが通則法の下でなのか、そうでないのか、あるいは通則法の下であるにしても、どこまで特例法的に考えるのか、そういうことを議論してもいいのではないかと思っている。
- 我々の選択肢は複数あると思う。○国立大学のままで残り定削に耐えていく、○独立行政法人通則法をそのまま受け入れる、○通則法は受け入れないという立場に立ち、たとえば国立大学法人法をつくることをめざす、○私立大学に移行する、などの可能性が考えられるが、いずれをとるにしても、現在国立大学がもっている研究教育、社会貢献等の力を弱めてはならないし、今以上に高める方向にもっていかなければならない。文部省は、来年6月頃までに独法化についての大きな線をまとめたと言っている。この際、調査検討会議各委員会の主査であり設置形態検討特

別委員会各専門委員会座長の各学長には大いに先導性を発揮していただきたい。今総会は

そのための会議だと思っている。
以上をもって第1日目の総会を閉会した。

第107回 総 会〔第2日目〕

日 時 平成12年11月16日(木) 10:00~11:20

場 所 如水会館(神田一ツ橋)松風の間

出席者 各国立大学長

(オブザーバー) 平澤国立極地研究所長(大学共同利用機関代表), 西條筑波技術短期大学長

I 協 議

1. 当面する諸問題について

会長から、昨日の設置形態検討特別委員会からの報告に関し、質問、意見があれば頂戴したい旨述べられたのち、次のような質疑応答及び意見交換が行われた。

- 経営と教学を一体として考えるのかどうかということは、法人制度の設計の議論の根幹に関わる問題と思うが、設置形態検討特別委員会でどのような議論があったのか伺いたい。
- 教育研究の自主・自律性が確保される形で制度設計がなされなければいけない。そういう観点からすると、経営と教学が分離することは考えにくいことである。もし、経営と教学が分離することがあるとすれば、大学の特性に沿って護らなければならない点が損なわれないか危惧される。法人の長と学長との関係も役員の選考の問題も経営と教学を分離するか一体とするかによって制度設計が決まってくるから、経営と教学の関係は法人の制度設計を議論する場合の根幹部分であると考え。
- 先行する独立行政法人に適用される会計制

度については、現在検討が進められている会計制度検討小委員会の特告にもとづいて会計基準(企業会計基準)が適用されることになっているが、これをそのままの形で法人化する大学に適用することは問題がある。そこは、大学バージョンの会計基準が別途検討されてしかるべきと考える。評価というとき、機構が行うアカデミックな評価を使って資源配分することは制約されるべきということは我々の共通認識になっているかと思うが、独立行政法人では、会計、財務諸表の数値がその法人の業績評価になり、その点からすると、大学も会計数値による評価情報がかなりの確度で資源配分のよりどころにされる可能性があると思うので、そこを抑えながら、大学の会計基準のあり方について専門委員会Dで議論していただきたい。

- 法人と教学の関係については、第1常置委員会の「中間報告」でも、それ以後の国大協の議論においても、これを分離しないという考え方をとっていると認識する。しかし、学校教育法を大きく変更することなく、「国が法人を設立し、その法人が大学を設置する」ということであれば、経営と教学の一致を謳っていることと齟齬をきたすことになりはしないかとの指摘もあり、さらに議論があると

- う。
- 経営と教学の関係に関する設置形態検討特別委員会での議論は、二つは一致させるべきものだという方向ははっきり出ていると思う。外部から分離という声があるとすれば、それに対抗できる理論を構築しておく必要があると思う。
 - 第1常置委員会が昨年9月に「中間報告」を取りまとめたのは、当時、独法化が急速に現実味を帯びつつある状況の中で、万一の場合に即応できるよう検討したものであり、法人化を前提としたものではない。だから、「国が法人を設立し、その法人が大学を設置する」という設置の形態についても触れているが、あくまでも、企画立案機能と実施機能は分離できない。したがって、「国が大学を設置し、その大学が法人格をもつ」という姿勢で一貫していると考えている。そういうことで、名称も“大学独立行政法人特例法”とともに、“国立大学法人法”といった書き方をしていた。
 - 会計の面では、企業会計原則が大学の経営にそのままあてはまるとは考えていない。評価結果を資源配分に反映させるにしても、それはプラスの評価として上乘せするやり方ではないといけないと思う。
 - 法人化後に特会制度が存在するかしないかで中期計画の書き方が違ってくる。それが存在しないという場合にも、基盤的経費はどのように積算し、当校費的なものはどのように書き込めばよいのか、土地、施設・設備等の資産は譲渡されるのか貸与されるのか、その取得や更新の経費は運営費交付金とは別に配分されるのか、資産運用をどの程度中期目標に入れる必要があるのか、授業料等は運営費
- 交付金と相殺か別収入と考えてよいのか等々が専門委員会Bで議論になっている。これらは、いずれも他の専門委員会と関係することなので、問題を整理し、それを専門委員会座長連絡会議で検討いただきたい。
- 前回6月総会で確認した、①独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに反対、②国立大学に相応しい設置形態について特別委員会を設置して検討する、③文部省の調査検討会議に積極的に参加し、そこに国大協の意向を強く反映させる、との方針に沿って今後とも検討をすすめてほしい。自民党の「提言」の中には、国立大学に対する批判があり、たとえば、学長選考の方法に問題があるから必ずしも学長として適任者が選ばれていないといったことが書かれているが、それは、いまの設置形態に問題があるからなのか、法人化しなければよくなるといえるのかどうか、よく検討してほしい。
 - 法人と教学の一致か分離かの問題については、既に独立行政法人に移行が決まっているところでは、業務という形が強くなってきて、企画立案機能と実施機能が隔てられていることが明らかに見えてきた。文部省の「組織業務」委員会の「業務」という言葉は気に掛かるところがあり、大学等においても、企画立案されたものを業務として実施するのだというニュアンスが強くなっているように思うので、この点は、大学は既に法人化の移行が決まっている機関とは違うという理論武装がさらに必要と思っている。
 - 大学の企画立案機能ということについては、文部省の「組織業務」委員会では、大学は当然、企画機能をもつものという雰囲気である。ただ、国も当然、企画立案機能をもつ

から、そこは、国と大学とは一定の区分けが
いると思う。

- 通則法の中で最も問題なのは、企画立案機能と実施機能の分離ということである。しかも両者の関係で企画立案機能が優位に立っているという点である。これが教育研究の分野に入ってくることは適当でない。「組織業務」委員会で具体的にどういう議論があったのか。
- 具体的な議論はしていない。大学は一定の企画立案機能をもたなければいけないということについて、文部省も含めて一般論として賛同を得たということである。今後第1常置委員会、専門委員会Aで議論することだが、設置形態検討特別委員会でも議論いただきたい。
- 形式的に言うと、国の企画立案機能の、特に教育に関しては、これまで各種審議会の提言を実現するという形でその機能が働いてきたが、今後、審議会は徐々になくなる方向にあり、また、審議会が提起することと国大協の考えに齟齬がでてくると、その中で何が優位に立つかはある種の力関係が左右するので、いわゆる護送船団方式とは違う国大協の力の堅持をどう図るかが今後の問題になってくると思っている。この点に関しては特別委員会、各専門委員会から説明があったとおり、不確定要素が互いの委員会の任務を規制していて、議論を前に進めにくい面はあろうかと思うが、特別委員会委員長、専門委員会それぞれの座長にイニシアチブを発揮していただきたい。
- 仮に独立行政法人化になった場合の教職員の身分については、これまでは国家公務員型になるというのが大方の暗黙の了解とあって

いたが、最近になって、非公務員型の話が浮上してきているようだが、なぜなのか。

- その切っ掛けは、東京大学の研究会の「中間報告」にあるかと思う。その中に、特に職員の場合は国家公務員型でなければならないであろうが、教員については非公務員型の方が勤務時間や兼業の自由度も出てくるから、そういう選択肢もあると書かれていた。ただ「最終報告」では、そこは修正され、トーンが下がった書き方になっている。教員については、教特法で一般公務員に比べて弾力的な扱いがされているが、国家公務員型でいくかぎり国家公務員の縛りは避けられない。文部省の「人事制度」委員会の議論でも、国立大学以外の委員の中から、国家公務員型の規制を外れた方がよくはないかという意見も出ている。専門委員会Cでは、初めから国家公務員型・非国家公務員型に分けるのではなくて、国が設立する大学として国立大学が教育研究を遂行するうえで望ましい人事制度はどうあるべきかという観点から検討していきたい。その中で、国家公務員法とか教特法にどういふ点の修正を求めていかなければならないか詰めていきたい。なお、仮に、非国家公務員型を選択するとすれば、国家公務員法、教育公務員特例から外れる代りに、新たに労働三法の適用を受けることになり、団結権だけでなく争議権も与えられることになる。そういうことに対応する能力があるかということも国家公務員型・非国家公務員型を選ぶ際に考えなければならない重要なファクターになる。
- 以上のような意見交換があったのち、会長から次のように述べられ、当面する諸問題についての議事を終えた。

国大協として法人化についての方針を出す場合には、当然のことながら、理事会、臨時総会がもたれることになるが、それまでは我々は特別委員会及び専門委員会の方々に検討を付託しているわけで、それらの方々のイニシアチブを信頼してすすんでいくことにしたい。政治的状況もあり不透明感の中をすすまざるを得ないが、我々として最も大事なことは、大学における研究教育、社会への貢献機能が大きく乱されないということであり、それを共有しつつすすんでいくことだと思うので、各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、会長から、報道機関よりあった本日午後開催する学長懇談会への取材のための傍聴の申入れの扱いについて諮られ、異議なく、これを認めることとした。

II その他

1. 退任学長挨拶

会長から、次回6月の総会までに学長を任期

満了等により退任予定の学長に対し謝辞が表されたのち、次の順で各学長から退任の挨拶があった。

丹保 憲仁（北海道大学長）
徳田 弘（秋田大学長）
佐藤 保（お茶の水女子大学長）
廣田 榮治（総合研究大学院大学長）
辻野 昭（兵庫教育大学長）
西塚 泰美（神戸大学長）
梶井 功（東京農工大学長）
金城 俊夫（岐阜大学長）
山田 康之（奈良先端大学院大学長）
高橋 和郎（鳥取大学長）
原田 康夫（広島大学長）

最後に、会長から、学長任期に伴い今年度末で退任する旨述べられ会長退任の挨拶があった。

以上をもって第107回総会を閉会した。

第74回事務連絡会議

日 時 平成12年11月17日（金） 10：00～15：45

場 所 学士会館（神田）210号室

出席者 各国立大学事務局長

伊藤事務局長司会のもとに開会。

〔議 事〕

中嶋副会長から次のような挨拶があった。

国立大学の設置形態について、現在文部省も調査検討会議を設け、また国大協の中にも設置形態検討特別委員会が作られて、いよいよこれから本格的議論を進めてよりよい高等教育ないし国立大学の将来を模索していくことになっている。しかしながら大学の現場はまだ、依然として従前のままで必ずしも建設的議論が進められていない現状であり、局長各位の皆さんが今後の大学改革あるいは設置形態転換に学長を支えていただくようお願いしたい。

学長のリーダーシップについて、各方面で強調されているが、具体的には現在学長には殆ど権限がない。この点についても局長各位が学長を支えるとともに、意思決定が遅いことが社会の国立大学に対する見方になっているが、国立大学が今こそ率先して新時代に挑戦していくというようなことをお願いしたい。

今年度の予算の積算根拠変更という会計原則の大きな変更によって、学内予算の配分方法など抜本の見直しを行っている大学もあるようであり、これらのことを含めてよろしくお願いしたい。またその際にファカルティ・ディベロップメントと同時にスタッフ・ディベロップメントの問題を各大学でお考えいただきたい。

これからはグローバル化が進み同時に地域的アイデンティティがそれと対立する構造の中で強くなる。その両者の座標をどのように調整

していくかが重要になる。その中でこれから世界を見る場合に政治・外交だけでなく文化・学術が大きな意味を持ち、外交の大部分が文化・学術に関わってくるので、語学力など皆様のグローバル化への対応をお願いしたい。

次いで野島次長から、配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

I 総会付議事項報告

伊藤事務局長から、総会における議事の概要について配付資料をもとに次のとおり説明があった。（詳細は、前掲の第107回総会議事録をご参照ください。）

1. 会務報告

前総会以後、大学審議会の審議の概要等に対する意見の提出4件を含め配付資料10のとおり会務が行われた。主な点は次のとおりである。

○ 国立大学教官等の定員削減計画に関する要望について、6月16日、蓮實会長、梶井第4常置委員会委員長が総務庁に赴き、統総務庁長官、瀧上行政管理局長に面談し、国立大学のこれまでの定員削減の状況と大学の現状を説明し、配慮方を要望した。

また6月21日には、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が大蔵省、文部省、自由民主党本部に赴き要望書を提出した。なお、学長懇談会では、小規模大学及び附属学校の教員の定員削減について配慮を求める要望があった。

- 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について、7月5日、中嶋副会長、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が人事院に赴き、市川人事官、大村給与局長と面談し要望した。
- 大学評価の進め方に関する要望について、9月20日、蓮實会長が木村大学評価・学位授与機構長と面談し要望した。
- 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会がまとめた『国立大学の入試改革』について、杉岡第2常置委員会委員長ほか委員、専門委員が、9月7日、日経連荒川常務理事、鈴木教育研修部長と、また9月8日、水谷全国高等学校長協会会長ほか7名と説明・懇談した。なお、9月11日には、杉岡第2常置委員会委員長及び荒井専門委員がこの提言について記者会見を行い、説明した。

2. 各委員会報告と協議

総会第1日目午前中に各常置委員会委員長及び特別委員会委員長から、前総会以降各委員会において審議された事項について報告があり、提案事項について協議された。内容については配付資料12をご覧ください。主なものは次のとおりである。

- 第2常置委員会では、入試改革に関する検討小委員会で検討し、資料19のとおり『国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて』をまとめ、総会の承認を得た。

これは、国立大学として大学入試センター試験で原則として5教科7科目を課すことが望ましいということが中心になっている。

- 第7常置委員会では、来年4月から情報公開法が施行される段階に来ており、具体的に各大学で情報公開に備えてどのような準備を

すべきかについての共通のガイドラインを作るべく討議し、資料20のとおり『国立大学における情報公開についての検討結果報告』をまとめた。教官が保有する文書の管理及び開示についての考え方及び参考資料としての規程(案)サンプル等も添付してあるので、各大学での情報公開についての体制作りの参考としていただきたい。

- 第8常置委員会では、大学評価について審議しているが、7月に大学評価・学位授与機構から、大学評価委員会専門委員及び評価員候補者の推薦依頼があったので、資料6のとおり各大学から推薦願、大学評価・学位授与機構に推薦した。その間、国大協と機構との間に意思の疎通について欠けたところがあり、資料8のとおり「大学評価の進め方に関する要望書」を提出した。第8常置委員会では、大学評価について、各大学のガイドラインとなるようなものを作成できないか検討しており、そのために各大学の大学評価についての考え方や各大学でどのような準備をしているか調査することになり、配付資料14のようなアンケートを各大学にお願いしている。

また大学評価・学位授与機構から、平成12年度に着手する大学評価の内容・方法についての案について、意見照会があったので、各国立大学から意見を提出願、それをもとに第8常置委員会で意見をまとめ、回答した。

3. 当面の諸問題(国立大学の設置形態の問題)について

国立大学の設置形態の問題について、設置形態検討特別委員会各専門委員会A～Dにおいて、文部省の調査検討会議に対応する形で討議している状況の議事録を配付してあるのでご覧

いただきたい。

第1日目は各専門委員会座長から、各専門委員会の審議状況について報告が行われた。

第2日目は国立大学の独立行政法人化問題についての自由討議が行われ、主な問題点としては、①経営と教学の制度のあり方、②大学に企業会計制度を適用することへの懸念、③評価と資源配分のあり方、④公務員型か非公務員型か、といったことが取り上げられ、種々議論が行われた。また、国大協の設置形態検討特別委員会は、法人化を前提にして議論するのか、そうでないのかという質問があり、これについては、会長から、国立大学が置かれている現状から、種々の選択肢があるが、それは現在より良くなるものでなければならない。そのような可能性を求めて設置形態の検討を行っていく姿勢に変わりはないという主旨の説明があった。現段階では、具体的論議の進展はなく、何をテーマにすべきか自由討議の形で探っているところである。

II 大学入試センターからの連絡事項

井上副所長から、次のとおり大学入試センター試験について説明があった。

- 平成13年度大学入試センター試験の志願者数は、昨年より9,000人増加し、590,925人である。男女別では、女子が8,000人増加し、男子が1,000人増加している。また、浪人が4,000人減少し、現役が13,000人増加した。
- 9月に開催された日韓首脳会談において、大学入試センター試験の外国語の試験科目に、韓国・朝鮮語を遅くとも2003年1月から導入することが表明され、センターで韓国・朝鮮語の試験科目導入について検討を開始した。
- 従来から各大学の個別入学試験の前にセン

ター試験の成績を開示するよう要望があるが、当面、個別試験終了後に事後開示することとし、平成14年度センター試験から、開示を希望する受験生に対し、事後開示することとして現在準備中である。なお13年度については、各大学の判断により、各大学の受験者本人に対して、各大学の入学試験終了後に事後開示していただくこととした。

- 新教育課程に基づく平成18年度からのセンター試験の出題教科・科目については、平成14年度中に最終報告をまとめることを目途に現在検討している。
- センターは、平成13年4月1日から、独立行政法人になるため、現在中期計画など準備を進めているが、センター試験の実施については、これまでと同様な方法・仕組みにより大学関係者のご協力を得て実施したいのでよろしくをお願いしたい。
- 平成13年度大学入試センター試験については、1月20日(土)、21日(日)に実施するべく準備中であり、各大学でも準備方よろしくをお願いしたい。

III 文部省からの説明及び連絡事項

文部省関係課長から、次の事項について説明があった。

1. 当面の諸課題について

(木谷雅人企画課長)

- 平成13年1月6日から、省庁再編により、文部科学省が発足し、高等教育局に学術国際局から留学生課が移行してくる。各課の所掌事務についてもかなり入れ替えがある。そのほか、大学審議会は中央教育審議会の中の大学分科会となる。また、専門教育課で情報通

信教育関係を一元化して扱うなどの変更がある。

- 大学審議会は、来週総会を開き、『グローバル化時代に求められる高等教育のあり方』についての答申をまとめる。6月に審議の概要をまとめ各関係方面のご意見を伺ったが、その後大きく変わったところはなく、インターネットを用いた遠隔教育についての要件について少し詳しく書き加えただけである。制度改革については、教員の資格について、より教育能力を重視すること、インターネットについて遠隔授業としての位置付け、国立大学の講座・学科目についての省令を廃止して自由化すること、などが考えられている。また『大学入試の改善について』の大学審議会の答申がまとめられたが、中身は4月に出された中間まとめから大きく変わっていない。
- 21世紀の大学を考える懇談会が9月に発足した。これは現在大学審議会や学術審議会があるが、国大協からの提言もあり、もう少し幅広く長期的見地から今後の大学のあり方を検討するためのものであり、自由に検討願うつもりである。
- 大学評価・学位授与機構では、今年度の大学評価について、全学テーマ別評価は教育サービス面における社会貢献及び教養教育についての評価を全大学に実施し、分野別研究評価及び分野別教育評価については、理学及び医学の分野についての評価を各6機関に実施する。各大学のご理解とご協力をお願いしたい。
- 最近国立大学に対する産業界の目が厳しい。各大学運営諮問会議委員や地域の産業界の方々に大学改革の進展状況について理解を得る努力をされるようお願いしたい。

2. 医学・医療に関する諸課題について

(布村幸彦医学教育課長)

- 文部省の調査研究協力者会議で、医学・歯学の6年間の教育のコア・カリキュラム検討を進めている。これは188単位のうち、約6割程度の単位を医学・歯学教育に必要最小限のものとしてコア・カリキュラムとして設定し、国立、公立、私立大学共通に医学・歯学教育を学ばせ、残りは各大学で特色あるカリキュラムを組んで個性ある教育をしようという発想である。コア・カリキュラムの検討は明治以来今まで例のなかったことであり、基礎医学と臨床医学を統合してスリム化し、分野ごとに学生の到達目標を明示したことがコア・カリキュラムの特色であり、また医療倫理教育、患者とのコミュニケーション能力育成、事故防止の安全管理教育も取り込まれており、今後各大学のご意見を伺い、年度内にはまとめる予定で検討を進めている。
- 医学部の学士編入学制度について、現在27大学医学部で実施されているが、その枠を拡大しつつある。今後人数枠が拡大したときに学生の質を担保できるか、どこまで拡大するか、という問題が出てくると思う。また学士編入学制度の動きを見ながら、今後4年制医学部のメディカルスクールを目指したいという大学もあるので、文部省では調査研究協力者会議で、学士編入学制度の拡充及び将来的に日本でメディカルスクールはあり得るかにについて検討を進めており、年度内には取りまとめる予定である。
- 薬学教育の6年制については、薬剤師会等から強い要望があり、現在、厚生省、文部省、大学、薬剤師側等の関係者の懇談会で協議しているところであるが、学部教育6年制の考

えと4年制学部と修士課程2年制を合わせて考えようという意見に分かれており、いずれも意見を集約していかなければならない状況である。

- 看護系学部の増設は大きく進んでおり、文部省としては、平成14年度以降も取り組んでいくつもりである。しかし厚生省では、今後5年間の看護婦の需給見通しを年内に立てようとの動きがあり、その結果によっては学部設置のあり方も見直す必要があるという状況になっている。

一方、3年制の看護学校卒と学部卒の看護婦の違いが問われる状況にある。看護系学部で専門性の高い臨床能力のある看護婦養成がされている点を世の中に説明できるようにしていくことが重要な課題である。

- 大学病院で医療事故が引き続き発生し、病院に対する信頼が低下していることは確かである。資料に示すとおり、医療従事者の職業倫理の強化、事故防止システムの整備、事故未然防止のための報告システム、看護婦の人員体制の強化、病院長会議等による取り組み強化等、幅広く防止策を講じており、来年度予算では、リスクマネージャーの配置、非常勤看護婦による看護体制の整備など要求しており、病院同士での調査団による防止対策の相互チェックなども考えている。各大学でも事故防止について積極的な取り組みをされるようお願いしたい。

3. 当面の諸課題について

(寺脇 研政策課長)

- 12月22日に教育改革国民会議の最終報告が出される予定である。現在、大きな議論になっているのは、教育基本法の改正についての

書き方と18歳の若者に対する奉仕活動の義務化についての考え方である。大学に関する議論としては大学を9月卒業にして高校卒業後半年間奉仕活動を義務付けるとか、奉仕活動の経験を大学入試の資格条件とするなどの議論があるが、いずれにしても来年からすぐ実施ということにならないと思う。国民会議の報告は、文部省としてはこれまでの文部省の教育改革の考え方と同じであるが、制度は変わっても実態は変わっていないので後押しする意味のものとして受け止めている。

- 中央教育審議会では、教養教育のあり方について審議しており、「教養はなぜ必要なのか」、「教養とは何か」について、12月中に中間まとめを出すべく審議している。そして、それを受けて来年1月審議会再編後、中央教育審議会の分科会で、教養をどのように教育していくか、初等中等教育段階、家庭教育、地域での教育を含め具体的な教養教育の方策について審議する予定である。
- 現在、教育改革を進めているが、国民の間に学力低下論が高まっていることを文部省として心配しており、教育改革は学力を向上させる方法を変えようとするものであると、学力低下論について反論している。国立大学教官の中からもご意見があるようであるが、高校以下の教育ばかりを責めるのではなく、高校以下の教育が変われば大学も変わり、大学改革、入試改革等に取り組んでいただくのが建設的な姿勢であると思う。小、中、高の学校の教育が変わることを前向きに受け止めていただきたい。

1年後の新学習指導要領の実施に向かって学校現場は大車輪で準備中であり、文部省は一丸となって教育改革に向かっていくところ

である。各大学でも文部省の対応をご理解いただきたい。

4. 理工系人材の養成等について

(西坂 昇専門教育課長)

- 予算の問題としては、工学部、農学部の大
学院の整備について、情報、バイオ・テク
ロジー、環境工学、新素材関係等の先端科学
技術分野について進めていきたい。平成13年
度概算要求では物作り教育推進経費を要求し
ており、企業と連携し、物作り教育の教育プ
ログラムを作り、また、企業の現場の技術者
に大学でシニア・テクニカル・アドバイザー
の名称で物作り教育の実習にご協力願うこと
を考えている。予算が認められたら各大学で
ご活用願いたい。
- 昨年、日本工学教育協会等が協力して、日
本技術者教育認定機構(敬称JABY)が設立
された。これは、諸外国で技術者教育の認定
制度の相互承認の動きがあり、日本もその動
きに対応する必要がある。文部省としても工
学教育の質を高めるものとして積極的に支援
したいと考えている。今後このJABYの認
定教育を受けた大学卒業者については、技術
士試験の一部を免除することも考えている。
平成12年度から、2年間くらい試行の後、本
格実施を予定しているので、各大学のご協力
をお願いしたい。
- 社会人の再教育について、各大学において
取り組んでいただいているが、今年度から、
専門大学院が制度化した。理工系の分野でも
社会人を積極的に専門大学院で受け入れる取
り組みがあって良いと思うので、各大学のご
努力をお願いしたい。
- 労働省に教育訓練給付金制度があり、職業

人が種々の面で能力向上のため受講する場
合、受講料の80%を補助する制度がある。夜
間制大学院や昼夜開講制大学院もその交付対
象になっているので制度をご活用願いたい。

- インターンシップの推進について、経験し
た学生からは有意義であったとの意見が多
い。インターンシップを契機に企業・産業界
と大学の連携も深まり、企業もインターンシ
ップを学生に経験させることは、卒業後の学
生の働きぶりを考えたときに有意義であると
感じており、協力の機運が出てきている。各
大学でぜひ積極的に取り組まれるようお願い
したい。

5. 大学院就学休業制度等について

(前川喜平教職員課長)

- 先般、教育公務員特例法が改正され、来年
4月から大学院修学休業制度が発足する。こ
の制度は、国立学校の現職教員が、自らの課
題意識のもとに大学院で学び専修免許状を取
得する制度である。これまで各都道府県の教
育委員会で実施していた教員養成系大学に現
職教員を派遣研修する制度と異なる点は、修
学中は定員外となり、無給であること、教員
養成系の大学に限らずどの大学院で修学して
専修免許状をとってよいことである。ついて
は各大学で受け入れについてお考えいただき
たい。
- 教員養成等における大学と教育委員会との
連携について、調査研究することになってお
り、来年12月頃に報告をまとめる予定である。
- 教職課程認定について、現在、教育職員養
成審議会の特別委員会で審議中であり、今年
は、とくに情報と福祉の科目が高等学校の教
科として加わったこともあって、その免許状

についての課程認定の申請が多い。来年早々には各大学に通知したい。

- 教育職員養成審議会の答申を受け、平成10年度から教職課程における教育内容・方法の開発研究を進めているが、来年度、再来年度の2年度にわたり、大学院修士課程の教科に関する科目と教職に関する科目の内容の連携について、研究を委嘱したいと考えているので、各大学で申請していただきたい。また、これまでの研究成果も出されているのでご利用願いたい。

6. 国立学校文教施設整備の諸課題について

(大島 寛計画課長)

- 文教施設整備について、平成8年度から12年度まで事業費1兆円以上の投資をして、努力しているが、今なお国立大学の建物の老朽・狭隘の改善は不充分との声が多くあり、改善について強い要望がある。次期科学技術基本計画の策定でも国立大学の施設の改善は最重要課題と位置付けられて議論されているが、一方、現在の施設を最大限に有効活用することが求められている。現在の使用状況について国民にきっちり示し、説明責任を果たすことが必要となっており、各大学で点検評価を踏まえた有効活用及び施設整備についてお取り組みいただきたい。
- 平成13年度文教施設整備の概算要求では、対前年度187億円の23%増の1,013億円を要求した。平成12年度の補正予算では、IT革命、都市基盤整備の事項の中で国立大学施設の老朽・狭隘の整備を含めて要求しており、とくに大学院拡充への対応として総額1,514億円を要求している。
- 今後の施設整備については、次期科学技術

基本計画に、大学院の拡充に対する対応、卓越した研究拠点の施設整備、更に老朽・狭隘化した施設の活性化に向けた改善の視点で進めること、整備に際しては施設の効率的利用を図り、従来の部局専用型の施設整備から、大学全体で共有する総合的・複合的施設の整備、また点検評価を踏まえた施設利用の弾力化の視点が示されている。このような基本的ベースの上に施設整備が図られることになるので、各大学でも施設整備は大学運営上の重要な要素であるとの認識のもとに施設を有効に活用し、施設整備に取り組んでいただきたい。

7. 国立大学の財政上の諸課題について

(徳永 保会計課長)

- 自民党では、国民にさまざまな財政上の問題が見えないとのことで特別会計の見直しを進めている。そういう中で国立学校特別会計についても企業会計原則による見直しを進めようとしている。同時に特殊法人を全廃しようということが出てきており、それとの関連で特別会計制度も全部一度廃止するような検討も行われている。
- 現在、文部省では、従来の特別会計の会計処理、財務分析のため、平成11年度国立学校特別会計予算について、企業会計原則を導入して貸借対照表をつくり、退職引当金を計上し、施設整備について原価償却費を計上するなどの作業を行っている。今後、独立行政法人化に向けた検討のときに、各大学ごとの財務分析も必要になるので、その点よろしくお願いたい。
- 平成13年度国立学校特別会計概算要求で伸びているのは、人件費と収入見合い経費だけ

である。施設費については、当初予算のマイナスを補正予算で復元する形になっており、教育研究経費の増加を図ることが難しくなっている状況である。その中で資料に示すとおり、科学研究費補助金の予算は伸びており、各省庁所管の様々な競争的資金も増えてきているので、これらの競争的資金の確保について各大学が努力していただきたい。

- 次期科学技術基本計画の中で、研究者が競争的資金を獲得して研究を行う時に、各研究機関で研究遂行のため必要な管理費等を間接経費として計上する制度を導入することが提言されており、平成13年度から科学研究費補助金の一部種目について間接経費を導入し、数年後にはすべて競争的資金について間接経費を導入する予定である。今後、各大学でも財政運営の中に競争的資金を確保し、間接経費を想定して学内での資金配分の原資とされるようご努力をお願いしたい。
- これまでの公的会計の中では、決算は予算の支出状況を見るためのものであったが、企業会計では、経営状況を分析する重要な手段であり、これからは予算以上に決算を重視すべきである。現在、特に部局別の財政状況をいかに分析できるか特定の大学に依頼して調査研究したいと考えており、各大学でも大学全体の経営管理の分析、部局別歳入・歳出の分析に努力されたい。
- 会計経理の不正行為防止については、先に会議でも大臣から訓示されており、個人のモラルの保持も勿論であるが、内部牽制体制の充実、現金収納廃止の方向での見直し、外部監査の導入、徹底した内部監査の実施、専属的監査担当要員の配置等についてお願いしたところであるが、各大学でも不正経理防止の

ため、学内体制の再点検について努力されるようお願いしたい。

8. 国立大学における最近の不祥事について

(加茂川幸夫人事課長)

- 不正経理事件、セクハラ問題等、国立大学に対する国民の信頼を失うような事件が続発しており、綱紀肅正を含む規律の確保についてお願いしたい。このように不祥事が続くと個人の資質の問題とって済ましていることはできない。組織的に持たれあいの関係、澁んだ意識にメスを入れる観点からの取り組みが必要である。具体的な事件は授業料の横領事件であるが、事件を起こした職員は同一の仕事に6年間在職しており、人事課では、会計職員が同一の仕事を3年以上担当してはならないことはヒヤリングの際にもお伝えしているところであるが、改めて局長各位に各部局末端までその趣旨が徹底するよう再点検をお願いしたい。また不祥事件については適切な懲戒権を行使するようお願いしたい。この事件では横領にもかかわらず、学部からの要望に押され、当事者に自己都合による辞職を本部も学長も承認してしまい誠に遺憾である。事務局人事関係者は懲戒権の行使について適切に支え、事実関係の探求と情報の整理をして学長に伝える必要があり、学内処理で済ませ学外に洩れないであろうという安易な発想は事務管理者としてあってはならないことである。業務の円滑な運営のため、良い家族意識は育ててほしいが、馴れ合いにはならない。不祥事に対しては厳しい目と心で対応されるようお願いしたい。また不祥事発生を防止するためにも、学内研修等で国家公務員法制、服務規律、懲戒制度等について、

具体的事例を加え、研修プログラムの中に取り入れ研修されるようお願いしたい。

- 国家公務員倫理法が4月から施行され、種々周知されているが、文部省第1号違反事件が起きてしまった。これは利害関係者から短期間の金銭の貸し付けを受けたという事例であり、減給処分となった。改めて教職員に倫理法の趣旨徹底をされるようお願いしたい。

9. 国立大学の当面の諸課題について

(合田隆史大学課長)

- 大学改革の推進について、様々な制度改正も行われており、運営諮問会議についても形式的にならないよう必要な開催回数について工夫されたい。
- 講座・学科目制の弾力化を考えており、基本的には、講座・学科目を文部省令で定めることを廃止し、教員組織について講座・学科目以外の単位組織をも含めて、各大学の判断で設置できるようにすることを考えている。研究部門についても同様である。今後、各大学でもそのことを踏まえて種々ご検討願いたい。
- 定員削減について、学生の入学定員削減も含めて定員削減の対応を考えていくことは十分ありうることである。またその際、その定員を別の形で有効利用することもありうるので、具体的な提案があれば、文部省として弾力的に考えていくつもりであるのでご相談いただきたい。
- 教員養成系大学の問題について、文部省の会議で審議しているが、はじめから教員養成系の大学を統廃合することを目的として、審議しているわけではないが、地域の期待に応

える力量のある教員を養成するためには、どのような体制が必要かを検討するものである。このような点では医学、法学関係などでも検討しており、従来の部局や大学の枠を越え、全学的視点で将来のあり方をご検討願いたい。

- 大学入試について、日本人の英語能力の問題は大きい問題であり、入試にリスニングテストを導入することについて可能であればご検討願いたい。また入試の出題の誤りなども発生しているので、その防止のためのチェック体制についてもご配慮願いたい。さらに教官の入試についても負担解消も含め、入試の実施体制の見直し、合理化も工夫いただきたい。
- 昨年7月人権擁護推進審議会から答申が出されている。各大学でも答申の趣旨を踏まえ、なお一層人権教育の充実に取り組まれるようお願いしたい。
- 同和問題についての各大学の講座開設も増加しているが、特に将来教職につく学生を教育する教員養成系大学では適切なご配慮をお願いしたい。また、入試や就職の際に不適切なことが起きないように附属学校を含め適切な取り扱いについて周知されるようお願いしたい。なお、セクシャル・ハラスメントの防止についてもよろしく願いたい。
- 男女共同参画の推進について、採用問題を含め、積極的な対応をご配慮願いたい。
- 昨日の学長懇談会で高等教育局長からもお話ししたところであるが、学位授与率の向上についてご配慮願いたい。平成12年度の教育・研究拠点形成支援経費（大学院版COE）では、過去3年間の学位授与率の低いところについては、配分金額上の調整を行った。この

ような措置は学位の水準低下をもたらすとの反論もあるが、所定の修業年限内で過半の者が学位を取得できないような教育が続いていることは説明がつかない面もあり、その辺ご検討願いたい。

- 大学入試センター試験の利用方法について、国立大学協会から提言が出されたが、試験の利用方法は最終的には各大学の判断で行うべきものであり、試験のアラカルト方式自体は維持すべきものと思っているので、各大学で適切に判断されれば良いと考えている。
- 独立行政法人化の制度設計の中でも、特に学内での資源配分に関する意思決定のあり方が大きな焦点になるだろうと思われる。一方、経済界等からは、大学の社会の変化や教育・研究上のニーズに対する対応が鈍いという意見が出されている。国立大学の意思決定の仕方が遅れ勝ちでおかしいというイメージを一新しなければ、理想的な制度設計についての外部の理解も得られない。国立大学の意思決定のあり方について各大学の理念、目標を具体的に明確にする中でご検討願いたい。

10. 新しい学習指導要領等について

(徳重眞光高等学校課長)

- 新しい学習指導要領が平成14年度から、小学校、中学校において、また平成15年度から高等学校において実施される。これは自ら学び、自ら考える力を育成することを狙いとして、厳選した基盤・基本を学習し、観察、実験、調査、討論などの体験的・問題解決的な学習をするものである。この考え方について、最近、学力低下論による意見がいろいろ出されている。しかし、国際的な調査による実証的データでは、少なくとも数学、理科の学力

は低下していない。文部省としては、誤った指摘については、これからも反論していくつもりである。またゆとりについて、甘やかしになるという意見もあるが、心のゆとりは大切であり、勉強にはキチンと取り組み、同時にスポーツ等の体験を通じて人間性豊かに成長することを目指しているものである。

- 高等教育と大学教育の接続について、昨年末中央教育審議会の答申が出され、高校生が科目履修生として大学レベルの教育を受ける機会を拡充することや大学の学習内容等を高校に情報提供することが提言されている。調査したところすでに大学教官が高校に出向いて学校紹介や講演を行っている例が254校あった。高校と大学双方から、その接続について努力されるようお願いしたい。
- 中学・高校一貫教育については、現在17校で実施されているが、国立は3校である。当面、各通学範囲の500校設置を目指して取り組んでいるので、各国立大学でも中高一貫教育の意義を理解し、取り組まれるようお願いしたい。
- 入試については、特に高校で多様な履修課程を経ている専門高校や総合学科卒業生の特別選抜や推薦入学等について、引き続き取り組みをお願いしたい。

11. 当面の諸課題について

(岩本 渉学術課長)

- 学術研究については、昨年6月学術審議会から答申が出され、知的存在感のある国を目指して世界最高水準の研究の推進、21世紀の新しい学問の創造、社会への貢献の三つの目標のもとに、具体的施策が提言されており、文部省としてそれに沿って学術振興に努めて

いるところである。科学技術基本計画において示された12年度までに5年間で科学技術関係費の総額を17兆円とする目標は達成された。次期科学技術基本計画については科学技術会議で審議中であり、研究開発投資の拡充をどうするかについて、対GDP比1%を想定し24兆円を試算しているが、これをどのような形で科学技術基本計画に盛り込むか、これから審議するところである。そのほか科学技術の重点化戦略、科学技術システムの改革、間接経費の導入、任期制の広範な定着、教官公募制の普及等が考えられている。また大学の施設整備の問題を最重要課題として、位置付けることが議論されている。

- 地球環境問題の解決が重大かつ緊急の問題となっており、学術審議会の建議等を踏まえ総合地球環境学研究所を大学共同利用機関として創設する要求を提出している。この研究所は自然、人文、社会科学を統合した地球環境問題解決に向けての学術の中心機関になる予定であり、研究面で大学附置研究所、大学共同利用機関等との協力も一層密接不可分になるのでよろしく願いたい。
- 省庁再編により、文部科学省が発足するため、現在の学術国際局は廃止され、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局が設置され、学術課も無くなる。また留学生課は高等教育局の移管され、国際企画課の業務の大半は大匠官房の国際課に移される。そのほかの学術関係業務は科学技術庁の業務とあわせ3局体制で進めることになっている。なお、学術審議会と測地学審議会は、科学技術庁の4つの審議会と統合し、科学技術・学術審議会となる。

12. 当面の諸課題について

(清木孝悦研究機関課長)

- 学術国際局関係の平成13年度概算要求は対前年度比1.9%の減額要求となっており、大変厳しい状況である。その中で画期的な要求があるのでご紹介したい。東北大学では、3附置研究所を統合して新しい物質を創造しようという多元物質科学研究所を設立しようとしている。これはこれまで研究所が蓄積していた知識、技術、人材を有機的に総合活用しようというものである。そのほか概算要求では、IT関連のスーパーサイネット構築、高エネルギー加速器研究機構と原子力研究所が合同で大型の加速器を建設する要求、宇宙科学研究所と宇宙開発事業団、航空宇宙技術研究所が共同して事業を推進するための運営本部の設置要求などが行われている。平成12年度の補正予算では大学の学内LANの高速化、大学の火山研究施設の整備、国際交流推進の拠点整備等の要求をしている。
- 大学で核燃料物質や劇毒物が研究者が退職した後、置きざりにされている事例もあるので、これらの物質の安全管理について個人任せではなく、組織として管理し、事故防止に万全を期していただきたい。
- 文部科学省が発足し、国立学校特別会計のうち、項研究所関係及び大学の研究所関係の施設については学術機関課で所管することになる。大学共同利用機関については、4つの人文系の機関は学術機関課で所管し、その他の機関は、各分野ごとの担当課が所管するので混乱の無いようお願いしたい。
- 現在、科学技術会議で次期科学技術基本計画を策定中であるが、競争的資金の選択肢が増える。これまで科学技術庁が所管していた

競争的資金も工夫により活用の道が出てくる。これまで省庁の壁があって連携できなかったことも省庁合併で基盤ができるわけであり、連携協力を進めていかなければならない。研究者や研究組織が活気づくよう局長各位に知恵を出していただくようお願いしたい。

13. 当面の諸課題について

(河村潤子研究助成課長)

- 平成12年度の科学研究費補助金の申請件数は、約108,000件、採択件数は約43,000件であり、その業務について引き続き各大学のご協力をお願いしたい。科学研究費によってかなり優れた研究成果も出ており、先般、白川教授がノーベル賞を受けた研究にも科学研究費が使われている。来年度の概算要求については、次期科学技術基本計画で競争的資金の大幅な拡充や間接経費の導入の方向が審議されていること、さらに特別枠の要求内容として、IT、環境、都市基盤整備等が示されていることを念頭に科学技術に関する大きなシステム改革をすることを方向として考えたものになっている。具体的には、基盤研究、萌芽的研究、特定領域研究などで増額を要求し、間接経費の導入を来年度は特別推進研究及び基盤研究Aについて行方要求をしている。科学研究費については、経理面で種々指摘される状況もあるので、経理の適正化を図るよう再度お願いしたい。
- 一般会計の関係では共同研究センターなどで研究仲介コーディネーター要員の予算を要求している。技術移転については、大学の協力を得て種々の技術移転機関が活躍しており、すでに実施料収入のあるところもあり、今後の活躍に期待している。なお、技術移転

に関連し、現在調査研究協力者会議で大学における発明の取り扱い、その帰属、管理、活用のあり方を中心に検討しており、現実可能で少しずつ改善につながるようなまとめをしたいと考えている。

14. 生涯学習における大学の役割

(嶋倉 剛生涯学習振興課企画官)

- 大学等の高等教育機関は、高度で体系的・継続的な学習機会の提供者として、生涯学習社会の中で重要な役割を果たし、広く社会に開かれることが求められている。各大学で社会人特別選抜、科目履修生制度、昼夜開講制、夜間大学院等の措置を講じていただいているが、今後ともこれらの措置について積極的にお取り組みいただきたい。
- 公開講座は、各国立大学で広く取り組んでいただいているが、各大学の教育・研究の内容を地域住民に理解していただく効果もあり、公開講座の果たす役割はきわめて大きいので、今後ともご努力をお願いしたい。
- 大学間コンソーシアムによる社会人キャリアアップ推進事業を平成13年度の新規事業として概算要求している。これは大学、大学院が、産業界との連携により広域的にコンソーシアムを形成し、社会人キャリアアップのための高度な学習プログラム、カリキュラム及び教材を開発し、また学習ニーズを調査し提供しようとするものである。3年計画、3地域で事業を実施する予定であり、各大学の積極的参加をお願いしたい。
- 専門学校卒業生の大学への編入学の受け入れについて、平成12年度の国立大学での編入学生は123人である。各大学でこの制度を理解され、専門学校教育の内容を理解し、編入学

の定員を明確にして積極的に取り組まれるようお願いしたい。

- 平成14年度からの学校週5日制完全実施に向けて、昨年度から3年計画で全国こども開放プランを実施しており、その中で大学等開放特別事業を実施している。練習船による航海体験など各大学で様々な事業を実施しており、今後も安全対策に十分配慮しながら積極的に取り組まれるようお願いしたい。
- 生涯学習審議会では、6月に「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」の中間まとめを公表した。その内容は衛星通信やインターネットにより大学の公開講座等を全国の公民館等において受講できるようなシステムの構築等であり、近く答申が出される予定であるので、各大学のご協力をお願いしたい。
- 放送大学はメディアを活用し、教養教育の全国センターとして生涯学習の振興に大きな役割を果たしている。各大学で学習センターの設置・運営等のご支援をいただいているが、今後ともご協力方よろしくをお願いしたい。放

送大学の授業の活用について、平成12年度に単位互換を実施している大学・短期大学は203校であるが、国立大学は29大学であり、教養教育の充実や大学改革推進の観点から放送大学の授業を積極的に活用されるようお願いしたい。また放送大学の授業には、語学、法律、会計などの科目もあるので職員研修等にもご活用願いたい。

- 情報通信技術（IT）講習推進特例交付金の創設について、政府はIT革命の恩恵をすべての国民が享受し、国際的に競争力あるIT立国を目指して、そのための施策を推進することとしており、ITの基礎技能講習について、国民550万人が受講できるよう支援措置を行うこととしている。これを受けて文部省としては、自治省等とも連携し、学校等の教育設備、講習の指導者等の整備に配慮し、受講機会の拡大、確保に最大限の協力を行う方針である。各大学においても施設、教職員、学生の活用など積極的な対応をお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 平成12年12月12日(火) 10:30~12:15

場所 学士会館(神田)302号室

出席者 杉岡委員長

厚谷, 小柳, 横須賀, 吉田, 板垣, 森本, 須藤, 寺尾, 守屋, 吉川, 奥田,

池田, 野村各委員

長谷部, 荒井, 前田各専門委員

杉岡委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

◎ 提言「国立大学の入試改革」についての今後のすすめ方について

委員長から次のように述べられた。

去る11月15日, 16日開催の総会において, 本委員会が取りまとめた提言「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」について審議を行った結果, これが国立大学協会の提言として承認されたので, その後11月30日, 入試改革に関する検討小委員会を開催し, 提言についての今後のすすめ方について検討し, これの原案を作成した。ついては, これについてご意見を頂戴したい。

なお, 去る12月7日に全国高等学校長協会の代表者と会い, 提言内容及び提言の今後のすすめ方について説明のうえ懇談した。高校側は, 提言について基本的に異論なく, 賛同いただいた。ただ, 大学入試センター試験(以下「センター試験」という)原則「5教科7科目」の実施時期については, 後刻説明する原案に示した2004(平成16)年度からではなく, 2005(平成17)年度からとしてほしいということ, また, センター試験を3日間に延長した場合, その期日を祝日の成人の日(1月第2月曜日)まで遡らせることには反対であるが, それが, 現行実施している1月第3週以降ならば協力できるのではないかということであった。なお, 実施時

期については, 当方としてできるだけ早く実施したいと考えており, 2004年度としたい旨伝えたところ, これには強い反対はなかった。

また, 文部省から, 先の大学審議会答申を受けて, 大学関係者と高校関係者でセンター試験の改善方策について協議する場を設置するので, その際はメンバーとして参加してほしい旨要請があり, 会長の了解を得てこれに出席することとした。文部省は年内にこれを発足させたいということである。

以上のような説明に引き続き, 荒井専門委員から, 小委員会で取りまとめた「提言の今後のすすめ方について」について, 配付資料にもとづき, 次のような説明があった。

○ センター試験「5教科7科目」の具体的な内容

- 学習指導要領上6教科7科目になるのではないかという指摘があったが, ここでは, 国語, 数学, 理科, 外国語の4教科のほか, 地歴と公民を合わせて1教科とし, 併せて5教科と教える。
- 「5教科7科目」の考え方は, 文系・理系を隔てることなく, 5教科から満遍なく1科目以上を選択し, 原則として5教科7科目(最低)を一般選抜受験者に課す。その場合, 同一科目に混在するA科目, B科目の受験のさせ方については各大学の自主的判断を尊重する。
- 新教育課程については, 今後, 大学入試セ

ンターからその出題教科・科目についての試案が出た時点で第2常置委員会で改めて対応を協議する。

○ センター試験の試験期間の3日間延長の提案について

- ・ 現行センター試験は、選択科目の組合せが制約されているので、予て第2常置委員会として試験科目の自由な組合わせの実施を大学入試センターに申入れているが、それが可能となるよう試験期間を3日間にすることを提案した。
- ・ 試験期間の3日間への延長は、1月第2月曜日の成人の日（祝日）を利用することが望ましいが、それが難しい場合は、その代替として1月第4週目の月曜日を当てる。（現行1月第3週の土曜日、第4週の日曜日に続ける）

○ 「5教科7科目」提言の実施時期について

- ・ 入試制度の変更は、高校教育への影響を考慮し、実施2年前までにその旨を周知する（「文部省入学者選抜実施要項」）こととなっているが、それをさらに1年間の準備期間を見込み2004（平成16）年度入試から実施する。

○ 大学審議会答申についての考え方について

- ・ センター試験の複数回実施については、7月に行った学長アンケート調査結果で約9割が反対している。複数回実施はその業務量からも困難さは想像を超える。また、センター試験はアチーブメントテストで実施時期のずれによって個人の成績自体が変化し、さらに試験問題間の難易度の調整も技術的に難しいなどの問題もあるので、それらの技術的条件が整ったうえで改めて検討されるべきであろう。

・ リスニングテストについては、60万人近い規模で一斉に行うのは現状では技術的に困難である。当面は、各大学・学部の個別学力検査において必要に応じて実施することが妥当であろう。

・ センター試験の資格試験的取扱いについては、志願者を事前に制限することになるだけでなく、センター試験をその大学・学部等の受験資格基準をチェックするためのみに使うことになれば、個別学力検査への偏りを増強させる等が懸念される。

○ 上記検討事項に関する公表時期について

- ・ できれば年内中にセンター試験「5教科7科目」に関する考え方等を各大学に示すこととしたい。

これらのことが小委員会での検討結果としてまとまった点である。

以上のような説明について次のような意見交換が行われた。

（センター試験「5教科7科目」具体的な内容について）

○ 各大学で提言のとおり5教科7科目のセンター試験が行われるようになれば、高校で文系・理系別といった進学指導は行われなくなることが期待できるか。

○ 一遍にそうなるとは思えない。しかし、今は、進学指導が文系・理系という分け方に留まらず、理系の中が国立と私立とに分かれ、それが又理科1科目型と2科目型に分かれているという形で、多くの履修パターンに分かれているが、それを抑止する効果はあるのではないか。

○ 提言は、文理融合が将来の方向として必要ではないかという考え方に立っている。でき

れば高校教育で文系・理系に分けた教育はしてもらいたくない。しかし大学の入試科目が高校教育をリードしているのが実状であり、国立大学がセンター試験で5教科7科目を課すことが高校教育を少しでも正常化の方向に働くことを期待したい。

- 5教科7科目のセンター試験を課すことにより、私立大学タイプと5教科7科目タイプとに分かれるのではないか。高校も5教科7科目優先校とそうでない高校とに分かれてくると思われる。
- センター試験の狙いが「高校教育の達成度を測る」ことにあるとするならば、それは高校卒業の資格試験としてあるべきであり、大学がやるべき入試ではないのではないか。5教科7科目の試験をやらないと高校の教育破壊に繋がるという、結果論にもとづいた論理の展開になっているのが気になる。高校へのインパクトはあっても、これで高校教育が正常化されることになるのかどうか。
- 現行法制上は、学校長の高校卒業認定をもって大学入学資格を与えられることになっているから、卒業資格試験を行うことは馴染まない。センター試験は、高校教育の卒業資格をチェックすることを目的としながら、実態としては大学入学者選抜に使われている。これは矛盾であるが、そこを現状、クリアーにできない限界があった。ただ、小委員会が「5教科7科目」に固執したのは、センター試験の目的が「高校教育における基礎的な達成度を測る」という点であった。何をもちって基礎的な達成度を測れるのか、高校教育の教育目標は何なのか、1教科1科目で達成度が測れるのか、というところで種々議論したが、最終的に落ち着いたのが、基礎的な達成度を測る

部分としての5教科7科目と、大学進学のためのミニマムリクワイアメントとして想定されるのが5教科7科目であるということになった。

- 現実の問題を一遍に解決できないことは分かる。しかし入学試験というのは、その大学・学部の教育目的に合致した試験を行うべきであって、その目的に適うのであれば、1科目であってもいいと思う。高校教育の達成度というのは高校側の問題ではないか。5教科7科目を課すというのは、大学入試が高校教育に影響を及ぼしているから、結果としてそうなるのは分かるが、筋論としてそれでいいのか疑問である。
- センター試験は、その掲げている趣旨からいえば、高校側がやる試験であるべきである。行政的にいえば、高等教育局でなく初等中等教育局の所管である。そうならなければ、大学の入試はそれだけ自由度を確保できる。そういう意味では、センター試験そのものが矛盾した歴史と制度を抱え込んでしまっている。それゆえに提言で、「センター試験を選抜試験として改善したい」と言っている。ご指摘の点は小委員会でもかなり議論したと認識している。
- 学長懇談会（11月16日開催）で、高等教育局長は、学力低下の問題に触れ、センター試験を原則5教科7科目課すことに対し批判的とも取れる発言をされたが、提言をまとめる経過の中で文部省と話し合いはなされたのか。
- 学力低下については教育関係者の間で見方が分かれている。文部省の中もその見方は分かれており、高等教育局長は学力は低下していないという認識をもって発言されたと思

う。問題にもよろうが、必ずしも国大協と文部省の考え方が一致する必要はないと思う。

- 今回の提言は学力問題として提言していることになるのか。高校における科目履修と学力問題に対する要望とは事情が違うところがあるのではないか。大学入試のあり方で学力問題に発言していくことの良し悪しがあるのではないか。
- 提言の意味は2つある。1つは学力低下の問題であり、もう1つは社会へのアカウントビリティということにある。問題の根底には、学習指導要領よりも大学の入学科目が高校教育を規定してしまうという現実があるということがある。
- 学長懇談会での高等教育局長の発言は、センター試験5教科7科目という科目数について反対ということではなく、入試の多様化、規制緩和の流れの中で、国立大学が一斉に一律にセンター試験を5教科7科目としてやろうということには疑問があるということだったと思う。しかし、国立大学の入試改善の方策としては5教科7科目のセンター試験を課すことが現段階で取れる唯一の策のように思う。
- 1.-(1)で、センター試験5教科7科目の標準的編成を示したうえで、各大学・学部の自主的判断で変則的編成も許容するということは実際にやる側としては対応しやすくなったと思う。

(センター試験の延長(3日間)について)

- 現行2日間の日程では試験時間割のコマ数が限られるため、物理・生物のいずれか一方しか受験できない弊害が生じている。そこで、より自由な科目選択が可能となるよう、試験期間を3日間に延長することを提言した。そ

の期日については、祝日の成人の日を利用すれば、試験場の借用、その他の面で便宜ではないかと考えたが、高校長協会は、試験の3日間延長には賛意を示しつつも、試験期日を成人の日まで繰り上げることは強く反対している。試験の3日間延長にしても、そのための成人の日の利用にしても、国大協だけで決められることではないが、原案どおりとしてよろしいか。

- 高校から、高校教育を終了したのちに大学入試を行ってほしいという建前を掲げられると、入試を早めて大学が高校教育を混乱させることは大学として社会的責任を負えないということになり、反論できない。
- 以前、大学入試センターの責任者から、センター試験の期日の延長がなぜ難しいのかを伺ったところでは、①高校の試験場の確保が困難なこと、②試験監督に当る教員の同意が得にくい、③受験生の宿泊費等の負担が増えることなどが障害になっているということであった。試験会場については高校側の協力が得られたそうだとということであるから、あとの点で我々として答えを用意しておかないといけないと思う。
- センター試験が3日間になれば、その分、国立大学教職員の負担は増えることになろうが、それは自大学の入学者選抜のためであり、努力していただくかねばいけない。宿泊の問題に答えはないが、たとえば、科目の組合せ方によっては最終日の試験を早めに終えられれば、遠方の受験者でもその日に帰ることは可能かもしれない。
- 初日の試験を金曜日の午後からということではできないか。そうすれば、前日泊は殆ど必要ないのではないか。

- 降雪地域は交通機関の混乱の心配があるので、午後からの試験といっても前日泊は必要になってくる。
- 成人の日を利用することが高校側の反対で叶わない場合には、従来の1月第3週の土曜日、第4週の日曜日と、その前後の日ということではどうか。
(センター試験「5教科7科目」の実施時期について)
- 大学の入試について大きな変更を行う場合は、実施の2年前までにそれを公表することとされている(文部省「大学入学者選抜実施要項」)。その意味では2003(平成15)年度からでも実施は可能ということになるが、そこを1年間の余裕を見込んで、実施可能な大学・学部は2004(平成16)年度から実施するということがよろしいか。
(大学審議会答申について)
- 資格試験的取扱いと資格試験、資格試験と選抜試験の違いはどこか。
- 共通1次試験が導入された当時いわれていた資格試験というのは、ヨーロッパ諸国タイプの、その試験に合格すればどこの大学にも入れるというものである。大学審議会が提案する「資格試験的取扱い」というのは、すべての国立大学が一律の基準にするというのであれば、それほど抵抗感なく受入れ可能だが、狭い募集単位ごとに資格基準を設けるのであれば、それは限りなく選抜試験的な資格試験になり、内実は選抜方法の一方法である。
- 「資格試験的取扱い」が大学審議会の提言として出てきたのは、それぞれの大学・学部のセンター試験の成績の基準点が分かっている、出願して「門前払い」されることなく、選択の余地があるという考え方による。センター試験の複数回実施も同じ発想であり、1回目の成績は悪くても、チャレンジして2回目にいい成績を取れる可能性がある。それが2回とも悪ければ本人の力不足ということで納得できるということである。
- それぞれの大学・学部でセンター試験の基準点が違っていると、複数回実施しても、受験生はいい方の基準点をクリアしようとして、その基準点になるまで頑張ることになり、何のための複数回か意味がなくなってくる。
- 資格試験というのであれば、建前からいえば、大学入学志願者全員が受けなければおかし。
- 「資格試験的」という用語を使うと混乱する。むしろ「2段階選抜試験」というほうが明快だ。どこの世界でも「資格試験」といえば、それに受かったら同一の権利が得られるはずだから、この用語の使い方として不適切だ。
- 大学審議会の「中間まとめ」の段階で、第2常置委員会として、センター試験を資格試験的に利用することは非現実的である、リスニングテストは実施上困難な問題がある、複数回実施は試験制度として意味がないという意見を提出したが、これらは残念ながら答申に反映されなかった。今後、高校と大学関係者間の協議の場に委員長が参加されるということだが、そこではあくまでも本委員会の姿勢を貫いていただきたい。
- 提言に沿って主張すべきことは主張するとして、大学審議会が提案したセンター試験の改善の方向をまったく否定するのではなく、将来的にどのような可能性があるか考える必要があるのではない。
- センター試験の資格的な取扱いについて

は、すでに京都大学の理学部で行われており、また、リスニングテストは各大学の個別試験でやれることである。しかし、複数回実施については、国大協だけでなく、高校側も反対しており、実施することは難しいのではないかと。

- 国立大学は、いずこも年間を通して多数の試験を行っていて、それが大きな負担になっているが、センター試験の複数回実施に反対するのは労を厭っているためではない。そのことを世の中に理解していただけるようにしないといけない。
- 各大学の教職員が自大学の各種の試験に年間どれほど関わっているのか一度調査してみることも必要かもしれない。
- センター試験の複数回実施の問題は、労力の問題としてでなく、高校側が主張しているように高校教育に及ぼす影響という観点で反対したほうがよい。
- 高校3年生の10月頃から12月頃にかけて急激に学力が伸びるので、センター試験のようなアチーブメントテストの場合、試験のタイプによって複数回ができるものと、できないものがあることを知っていただくことが大切である。
- 学力低下が起きているから、それに対して入試科目増をするのだと、短絡して理解されているきらいがあるが、そうではなく、この提言の趣旨は、国立大学のアドミッションポリシーということにつきると思う。高校教育を偏らせることなく、また、センター試験の理念を尊重すれば、5教科7科目は外せない枠組みであるということである。機会をとらえてこのことを説明していただき誤解を解いていただきたい。

○ 従来、センター試験をいろいろな使い方をするから高校教育が乱れるのだといわれてきた。それを是正しようという方向だと考えるべきだ。国立大学入学者の数倍の生徒が5教科7科目を勉強することが、延いてはわが国のこれからの文化を最低限支える力になるのではないかと期待している。

○ そうであれば、センター試験のアラカルト方式は否定されるべきではないか。アラカルト方式を否定しないで、大学入試を利用して高校教育の充実を図るというのはおかしい。大学入試は学生を大学に入れるための手段であって、高校教育の充実ということであれば、センター試験は“高校教育到達度テスト”にすべきである。しかし、そうなると、それは第2常置委員会の役割ではないのではないかと。

○ 国大協は、センター試験を利用しているユーザーの一つだから、その制度がアラカルト方式であるということには言及できないが、国大協として5教科7科目を提言したのは、アラカルト方式を否定していることを別な形で表現していることになる。ただ、アラカルトを全面的に否定するとなると、一方で、どうやって各大学の主体性、アドミッションポリシーを尊重するかというところで、センター試験の出題科目の範囲で何を課すかは各大学の判断だが5教科7科目という枠に関しては譲れないという考え方を取ったものである。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように諮られ、異議なく了承された。

基本的に原案をご了承いただいたと思うので、この後、会長と取扱いについて相談し、できれば年内に会長名をもって冊子と併せて「国

立大学の入試改革について一提言についての今後のすずめ方について」を各大学長宛送付す

るようにいたしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日 時 平成12年11月2日(木) 13:30~15:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

成沢, 岡本, 杉崎, 安永, 児嶋, 後藤, 丹羽, 山田, 鮎川, 村田, 森田各委員

豊岡(代理:上原東京大学保健センター副所長), 鳥飼各専門委員

(文部省) 関学生課課長補佐, 井上厚生係長

(東京大学) 中道学生部厚生課長, 宮内学生生活係長

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、次のとおり述べ、了承された。

岩元忠幸専門委員(東京大学学生部長)が9月末をもって退職されたので、すでに各委員に文書でお願いしてご了承を得たとおり、後任の鳥飼 繁東京大学学生部長に専門委員を委嘱した。

2. 報告事項

(1) 文部省からの報告

関学生課課長補佐から、次のとおり説明があった。

- ① 10月1日現在で調査した来年3月卒業予定の学生の就職内定状況等調査の結果は、マスコミ等が報道しているように、高校生の就職状況が厳しく、大学の就職内定率は、昨年に比し女子が2%増、また理科系が0.4%増であるが、地域的には近畿地区が9%減で相当厳しい状況である。大学全体としての就職内定率は、0.1%増で厳しい状況からやや微増という感じである。

- ② 大学における学生生活に関する調査研究協力者会議の検討結果を踏まえ、平成13年度から、学生支援担当の専門員(振替え)を配置することとした。平成13年度は7大学に配置の予定である。

- ③ メンタルヘルス研究協議会のあり方を検討した結果、平成13年度以降は、全国会議は数年に1度開催し、全国を7ブロックに分けて、ブロック別の会議を、毎年当番大学を持ち回りにして開催する。

(2) 委員長報告

委員長から、次のとおり報告があった。

- ① 前総会で報告され公表された『国立大学における男女共同参画を推進するために(報告書)』について、平成12年8月1日開催の総理府の男女共同参画推進連携会議で、その内容を報告・紹介した。
- ② 本日午前中開催の就職問題懇談会では、「平成13年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について(申合せ)(案)」及び各企業に対する「(要請)(案)」が審議され、了承された。文案については基本的に昨年と同じ内容で多少修文が行われた。これから日経連側の「平成13年度新規学卒者の採

用・選考に関する企業の倫理憲章」と合わせて双方で協議し、合意することになっている。12月上旬には各大学、企業等の関係機関に通知される予定である。

懇談会での意見としては、学生の就職・採用活動について、平成9年に就職協定が廃止されて現在の形に移行したが、現在の方法で良いのかどうか、もっと早期から検討し、大きい枠組みを考える必要があるのではないかと意見があった。就職問題懇談会の調査結果では、就職・採用活動についての「申合せ」の内容について、半数余りの大学等が概ね妥当と回答しているが、国立大学協会としても、就職問題懇談会に、国立大学の意見を反映できるよう、事前に審議する体制を考える必要があると思う。

以上の報告の後、各委員から、就職・採用活動について次のような意見があった。

- 今後、大学院生が増加してくることを踏まえ、大学院生の就職問題も考えていかなければならない。
- 理工系学生に対する求人は、学部学生と大学院生を区別せずに、ゼミ、研究室等の教官のところに来るが、学部学生を大学院に進学させたいため、人気のある企業からの求人は大学院生に優先枠を与えるということが部分的に発生している。求人の際は学部学生と大学院生を区別するよう企業に要請したい。
- 大学の窓口を通さないインターネット等を通じた求人等の実態を調査し、把握する必要がある。
- 就職採用活動の期日が早期化しているが、せめて卒業前1年以内で行うようにしたい。申合せに反する活動に大学がどのように関係しているかが問題である。

③ 今年度の第2回全国就職指導ガイダンスが、平成12年12月8日（金）に、大阪府吹田市の万国博ホールで開催される予定であり、就職問題懇談会代表として、今年度の就職・採用活動等について話をする予定である。

3. 国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査について

委員長から、次のとおり述べられた。

標記の件について、前回の委員会でご了承を得たので、作業委員会及び愛媛大学のご協力を得てアンケート案を作成し、各大学に送付し、9月末までに全大学から回答をいただき、東京大学学生部で集計していただいた。ついてはその結果をご報告願うことにしたい。

ついで、中道厚生課長から、次のとおり資料に基づき説明があった。

集計結果は、概ね次のとおりである。まだ少し未整理の部分があり、確定した数字ではないが、中間報告としてご覧いただきたい。

- 平成12年8月現在で身体に障害を有する学生（以下「身体障害学生」という。）の在学数は、323人であり、内訳は視覚障害35人、聴覚障害94人、肢体不自由156人、その他（言語障害・虚弱等）38人である。
- 平成10年度から12年度までの間の受験相談者数は194人～242人、受験者数は169人～196人で増加の傾向にあるが、入学者数は81人～83人で殆ど変化がない。
- 過去3年間に身体障害学生の受験があったのは、79大学である。
- 身体障害学生の受験に関する規程は、約3分の1の大学が有するに過ぎない。しかし募集要項等に記載しているところもある。
- 講義や実習・実技・実験等で特別措置を講じ

ている大学は、約3分の2である。

- 支援体制について経済的支援の措置のあるのは17大学であるが、大学の特別奨学制度がある大学は無い。授業料免除、宿舎への入居など配慮している大学がある。
- 修学上の困難や支障についての相談への対応は72大学が行っており、当該学生を対象とする相談窓口がある大学は31大学、また相談に対処する特別な委員会等の組織がある大学は11大学である。
- 学内の一般学生ほかによる学習支援組織がある大学は15大学である。
- 学外からの支援組織による対応を受けているのは6大学である。
- 学習支援する一般学生等に対する報酬の全額または一部を負担する制度のある大学は10大学であり、無償のボランティア活動に頼っているのが65大学である。
- 啓蒙活動について、特別な授業や講習会等を設けている大学は14大学あり、ボランティア論、介護、人権論の講義や手話通訳、ノートテイク講習会などが行われている。
- 学内施設等の支援設備については、受講する際のアプローチは殆ど整備され、あるいは整備されつつあるが、事務手続きや福利厚生施設へのアプローチの整備はそれより遅れている。
- 未整備の設備で、最優先課題とされるのは、玄関等のスロープ、自動ドア、障害学生対応のエレベーター、トイレ、室内の車椅子用座席などである。
- なお、身体障害学生自身からの意見もいくつか寄せられている。
以上の説明の後、各委員により次のような意見交換が行われた。

- この調査結果をもとにレポートをまとめ、国大協として、身体障害学生の支援等について何らかのガイドラインを作り、国立大学及び関係方面に提言していくことが必要である。
- 文部省から、身体障害学生学習支援経費が各大学に配分されているが、支援する学生の報酬や設備費充当など各大学で使途が種々のようである。この経費については共通的に考える必要があろう。大学によって支援学生に対する報酬額に格差があるようであるが、それは教官が手持ちの経費でやりくりして支出しているからであろう。それらについても調査し、国から支出してもらうことを考えるべきである。
- どこまで大学が支援し、どこまで本人が行うかということ、この調査をもとに検討し、一定の方針で対策を文部省にも要望する必要がある。附属学校でも同じような問題がある。
- 身体障害学生の在籍する専攻分野別の資料はあるか。そのデータがあると身体障害学生の学習しやすい分野などわかると思う。専攻分野別に調査する必要があるのではないか。
- 身体障害学生で教員に採用された者が何人かいるが、その者の専攻分野や障害の種別、何科の教員に採用されたかわかると色々今後の参考になるので知りたい。
- 校舎内の設備が整備されていても、校舎間の移動の際に障害物がある場合が少なくない。また雪国の大学では冬の対応が困難である。
- 実験・実技等についての特別措置・支援も大変であるが、難聴者の外国語の学習支援も大きい問題である。受験時に提出された医師の診断書より重症である者もいて対応に苦慮

することがあった。

以上の意見交換の後、委員長から次のとおり提案があり、了承された。

国立大学における身体に障害を有する者への支援について、来年6月の総会までに報告書をまとめることとし、この調査結果の分析とそれに基づく提言等を報告書に盛り込んでいくが、報告書の原案作成は愛媛大学に依頼し、作業委員会での検討を経て本委員会にお諮りすることとしたい。

4. 次期委員長の互選について

委員長から次のとおり諮られ、異議なく承認された。

自分は、お茶の水女子大学長としての任期が来年2月15日で満了し、学長とともに委員長を退任することになるので、後任の委員長を選任する必要がある。本委員会の委員長は、就職問

題懇談会の座長等も兼ねることになる。委員長の選任については、これまで前委員長が次期委員長を推薦しているようであり、今後身体障害学生の報告を纏めていただく必要もあるので、ご了承が得られれば、鮎川愛媛大学長に後任の委員長をお願いしたい。

5. 総理府男女共同参画推進連携会議の委員について

委員長から、次のとおり諮られ、異議なく承認された。

標記会議に国大協を代表して、これまで自分が太田前お茶の水女子大学長から委員を引継ぎ出席していたが、地理的な問題と会議の性格から女子大学長が適任と思うので、後任の委員は、自分の後任のお茶の水女子大学長をお願いすることとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4 常置委員会

日時 平成12年10月18日（水） 13：30～16：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

海妻、椎貝、仲井、矢谷（代理：上野三重大学副学長）、井本、川本、下山、近藤、菰口、二神各委員

（文部省）谷本人事課給与班主査、阿部給与第4係長、村田大学課企画官
（茨城大学）安島人事課長

梶井委員長主宰のもとに開会。

はじめに、委員長から、本日説明のため、特に出席した安島茨城大学人事課長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 専門委員の継続委嘱について

委員長から、早川専門委員は、10月1日付け

で北海道大学総務部長から、香川大学事務局長に転任されたが、引き続き専門委員をお願いしたい旨諮られ、異議なく了承された。

2. 報告事項

委員長から、次のとおり報告があった。

① 第10次定員削減計画について、6月16日に委員長が会長とともに統総務庁長官及び同庁

瀧上行政管理局長と面談し、国立大学の定員削減について配慮方を要望したが、結果は各大学に通知されているとおりである。

- ② 国立大学の教官等の待遇改善に関する要望について、7月6日に委員長が中嶋副会長とともに人事院市川人事官と面談し、教職員の給与改善について配慮方を要望した。
- ③ 人事院勧告の取扱いに関する要望については、勧告の内容が厳しく、実施を要望する内容ではないので、諸般の状況をも勘案し、要望しないこととした。
- ④ 10月12日、委員長等が人事院市川人事官と非公式に面談し、国立大学の独立行政法人化の問題について、大学側の審議状況を説明し、人事院側より国家公務員法の適用関係の変化などについて説明を受け、意見交換した。

3. 夜間主コース担当教官等の勤務実態調査結果の報告について

委員長から、毎年、人事院等に国立大学教官等の待遇改善に関する要望を提出しているが、その中に夜間主コース担当教官に特別な給与措置を求める要望が含まれており、その裏付けとするための資料作成を夜間教育実施国立大学事務局長会議にお願いしていたが、このたび別紙のとおり「夜間主コース担当教官等の勤務実態調査」の結果がまとまったので、当番大学からご報告願いたい旨述べ、安島茨城大学人事課長から、次のとおり説明があった。

調査は、本年6月、夜間主コース、夜間学部、夜間大学院、大学院設置基準14条に基づく昼夜開講制の大学院を対象にして、学生の年齢、有職率、教官1人当たり週平均の授業時間数、卒業研究指導時間数、休講した場合の補講状況、勤務時間が断続的に割り振られている状況、通

勤の状況等12項目について、昼間のみを担当する教官と比較し調査した。夜間主コース担当教官等の調査では、27大学36学部から回答を得たが、その所属教官数は、平成11年4月現在で1,371人で、内訳は「昼間の学科と夜間主コースを担当する教官」が950人(69.3%)、「夜間主コースのみ担当する教官」が6人(0.4%)、「昼間の学科のみ担当する教官」が415人(30.3%)である。

夜間主担当教官にどのような教育上の問題点や特殊性があるかについては、○勤務時間割振りはあるが結果的に長時間勤務になり、教育負担の重いこと、○授業時間の延長や集中講義が無理なこと、○夜間授業終了後の帰宅手段の確保に苦慮すること、○昼間の授業と夜間の授業でキャンパスが異なり移動に長時間を要すること、○学生が多様で指導面でも高度なものを要求される場面も多いことなどの意見が示されている。

以上のような説明の後、委員長から、調査結果の扱いについて、本日ご説明いただいたので、各委員にも後刻資料をご覧いただきご意見をお寄せいただきたい。その上でさらに検討を要する点もあるので、作業委員会で詰めることとしたい旨述べ、了承された。

4. 人事・給与システムについて

委員長から、次のとおり説明があった。

本日ご議論願いたいのは、国立大学の独立行政法人化が行われると、教職員の身分についてもそれぞれの大学が判断して決めていくことになるが、大学として教官の身分を今後どのように考えるか、とくに助手制度をどうするかが問題になる。この点について一昨年第7常置委員会からの問題提起をうけ、第4・第7両常置委

員会の若干のメンバーで相談し、現在採用されている助手の80%が博士課程終了で、20%の助手が講義も担当している状況の中で、かつて講座制の中で考えられていた研究者養成の機能と教室の雑用を行うという助手制度の目的は失われていることから、ポストク等の人数増加が進んでおり、これを各大学に張り付ける形とし、助手を講師以上に移すということを考えたかどうかの試案ができています。時期的にもこの問題を審議すべき時にきているので、このご議論をお願いしたい。できれば来年6月の総会で意見交換ができるようにしたい。

また文部省の調査検討会議「人事制度委員会」及び国大協の設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム)の審議状況について報告し、このような検討項目でよいか、さらに追加して両委員会で審議すべき事項はないかなどご審議いただきたい。

文部省の人事制度委員会は、9月4日、10月11日に開かれ、第1回目には、○独法化を検討するに至った経緯と独立行政法人の仕組みについての説明、○いわゆる賢人会議と調査検討会議の関係、○企画立案と実施機能を分離する独立行政法人の仕組みが大学になじむかどうか、○1大学1法人という法人のユニットは前提か、○通則法のスキームの枠内で審議する制約の有無等について質疑と意見交換が行われた。第2回目には、○委員会の検討項目(基本的考え方、任免等の在り方、給与の在り方、服務・勤務時間の在り方、その他の課題(定員管理)、大学共同利用機関)、○審議日程等について説明と意見交換が行われた。今後、順次これらの問題を審議し、平成13年度中に主な検討を終り、平成14年度の早い時期に最終纏めの予定である。

一方、これに対応すべく、国大協の設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム)を7月13日、8月29日、9月27日に開催した。専門委員会Cでは、人事制度の問題領域として何があるか、さらに文部省の委員会で何を問題として審議すべきか、事項整理について検討した。

問題としては、○東大の国立大学制度研究会の中間報告についての説明を受け、独法化の場合の職員の身分は公務員型か非公務員型か、両方の利点・欠点・相違は何か、○公務員型は前提となっているか、○学長の選考方法とくに評議会が実質的に選考することについて、○教育・研究の単位であり、大学自治の単位である部局の長の位置付け、○技官等の選考採用の拡大、○専門職の育成と待遇改善、○事務職員の人事交流の調整システム等について自由討議が行われた。

以上が今日までの独法化問題についての検討経過である。

以上のような説明の後、各委員により次のような意見交換が行われた。

- 文部省の人事制度委員会では、文部省は、通則法のスキームの中で特例法を整備して進めるのが現実的対応であろうとの考え方のようである。また公務員型で進むという断言は委員会ではなく、非公務員型の方が色々自由度があるので、そういうことも含めて検討していくというような感じに変わってきているような印象である。
- 国大協の学長は皆、独法化の検討は公務員型を前提として進んできたと理解していると思う。その点は総会でも報告されていると自分は理解している。今まで非公務員型の話はなく、それが出てきたとすると、話が非常に複

雑になり、振り出しに戻る気がする。自分は公務員型で進めるべきであると思う。

- 文部省としては、昨年9月20日に示した「検討の方向」の中で、公務員型とすることが示されている。その考え方は変わっていない。ただこれから各委員会で人事制度について検討願うことなので、それ以上のことを申し上げる立場にない。
- 東大の中間報告で、教官についての裁量勤務制や兼業について、より弾力的な取扱いを実現するためには非公務員型もありうることを示唆したことが大きな印象を与え、委員会で非公務員型が話題になったということである。しかし裁量勤務制など、国・公・私立大学の教員全体に及ぼすためには、労働省令の改正等が必要で、労働省は慎重な態度である。裁量勤務制については、以前人事院から意見を聞かれ、文部省を通じて、裁量勤務制の実施については、○大学が教官の所在を把握できるシステムを持つこと、○オフィス・アワーとして学生と教官の接触時間を設けること、○教官とともに仕事をする通常勤務の技官等の勤務に影響を及ぼさないこと、などの点を伝えてあり、人事院はその方向を良いものと考え、大学から要望があれば対応しそうな感じはあるので、教官の勤務時間の弾力化ができるような仕組みを探っていきたい。
- 現行の教育公務員特例法では、教官の勤務条件についてかなりの特例が保障されている。それが公務員型になったとき保障されなければならない。
- 学長の選考のほか、役員の問題として、副学長はどうなるのか。部局長の位置付けをどうするか。大学全体としての戦略的意思決定と教育・研究の単位としての部局の自主・自

律との関係をどのように考えるか大きな課題である。学部を越えた問題について、学部が自治の名で固執するのはよくない。評議会等で結果が出たら、それに従うというルールができればよい。それは教授会の節度の問題である。

- 独法化に伴って教育公務員特例法の適用から外されるのは、特別職となる学長のみと思われる。問題は副学長である。現在の副学長は専任の者と教授の併任の者がいるが、独法化後は教授が副学長になり、特別職の役員になると副学長就任の時点で一般職の教授を退職しなければならなくなり、退職金など不利益になることもありうる。

また副学長退任後にもとの教授職に復帰できるかという問題もあり、副学長が役員になるかどうか今後の検討課題である。

- 独法化後、運営費交付金の中の人件費が現状を前提に横滑りで考えられると、現在の副学長の配置を前提に考えられてしまうことになるが、それはどうか。
- 独立行政法人の役員数はかなり数を絞っているが、それで大学運営ができるか心配である。
- 教官の選考について、従来、教育研究の単位である学部自治のもとに、教授会で選考し、結局、学科・講座が選考する実態があるが、現行制度が良いか検討課題ではある。しかし、専門外の者が教官選考に加わる制度は良いのか、教育・研究の評価を法人全体のものとしてトップダウンや諮問会議等で評価できるのか、学部によって学問分野も違い、制度を変えなくても公募が広まっており、業績評価の仕方等工夫していけばよいのではないか。
- 従来、学部・学科の学生定員に連動して教

官定員が講座・学科目に対応して定められ、定員管理が行われていた。今度講座・学科目省令が廃止され、各法人が内部組織を定めることになるので、どのように定員管理を行うか検討しなければならない。

- 先ほど助手についての試案について説明があったが、医学部では、学生はほとんど臨床分野志向で、助手で経験を積んで論文で博士の学位を取得し、大学院に余り進学しないので、助手制度を廃止し、大学院の課程博士修了者で全部の教官を講師として採用できる状況にはなっていない。
- 論文博士の制度は欧米にはない。日本は論文博士の制度が残っているが、これを廃止し、大学院博士課程を終了したら、その評価は世

界のスタンダードに合わせ、原則として学位を授与するようすべきである。いまだに旧制の大学のイメージで博士号を考えている者がいるが、それが一番の障害である。

- 評価の問題について、研究所の事例が多く話として出てくるが、文系は特許などほとんどなく、評価できないのではないか。大学はお金を稼げる分野は少なく、それで評価されると文系は不要になる。医学系などでは優れた論文数の多い教授は医者として患者を診るのは上手くできないが、これから病院の収入増を求められると教官選考の方法も考えなおさなければならない。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会・短期学生交流計画小委員会合同委員会

日 時 平成12年11月6日(月) 15:00~16:00

場 所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 内藤委員長

澄川(代理:上参郷東京芸術大学学生部長)、鮎澤、梶谷、石、高久、松浦、斎藤、吉田(将)、佐古各委員

(短期学生交流計画小委員会)田口、中野、塚越(代理:野水名古屋大学留学生センター教授)、中村各委員

内藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より、学長交代に伴い平成12年5月1日付で新しく第5常置委員会委員に就任された梶谷 誠電気通信大学長の紹介があった後、本日の代理出席者の紹介があった。

〔議 題〕

1. 報告事項

委員長より、前回委員会開催後の委員会活動に関して、次のような報告があった。

- ① 昨年12月10日、英語・中国語による外国人

のための日本語教育の実施方を要望した「放送大学での科目の開講について」の取扱いに関して、放送大学の事務局に照会したところ、「平成14年度から外国人のための日本語教育を開講する予定で詰めているところである」旨の前向きな回答をいただいた。

- ② 国大協英文パンフレットは、一昨年の「日仏高等教育シンポジウム」開催の後、蓮實会長より改訂版作成の依頼があった。これを受けて、国大協事務局がその原案を作成し、現在、鮎澤委員に依頼し翻訳中である。完成す

れば、来年5月にフランスで開催される予定の「第2回 日仏高等教育シンポジウム」等で活用したい。

2. 「日本・カナダの大学長会議（仮称）」について

委員長より、配付資料「2001年5月22日～23日に開催されるカナダと日本の大学長会議の議題」を参考資料にして、次のように述べられた。

先般、私の大学に在日カナダ大使館の職員が二度ほど来られ、1998年11月に開催された「日仏高等教育シンポジウム」と同様な、両国の大学長の会議を開催したい旨の申し出があったので、協議いただきたい。

引き続き、委員長より申し出の要旨の説明があった。その主な内容は以下の通りである。

- 1) 開催日：2001年5月22日、23日
- 2) 会場：在日カナダ大使館
- 3) 参加者：日本・カナダとも、15名程度の大学長の参加を予定している。なお、日本側の国公私立大学の割合は日本側の判断に委ねる。
- 4) 会議方法：「日仏高等教育シンポジウム」と同様、シンポジウム形式でもよいし、クローズとしてもよい。なお、会議方法は日本側の判断に委ねる。
- 5) 経費：カナダの大学長の経費は大使館負担とする。
- 6) 課題：カナダ側の提案は配付資料の通りであるが、日本側から良い提案があれば組み込みたいし、また適当でない提案があれば省いてもよい。

これについて協議した結果、この話を受けることにし、今後の進め方については委員長に一任することとなった。

3. 「日米共同の新しい短期留学プロジェクト」の米国出張報告

委員長より、次のように述べられた。

ご承知の通り、2年間の、米国との短期留学プログラムも2年目を迎えた。今回は小樽商科・筑波・東京外国語・横浜国立・大阪の5大学の教官がそれぞれ米国の学生交換留学を希望する3大学を訪問視察した。5大学を代表して、中村委員にその状況をご報告いただきたい。

続いて、中村短期学生交流計画小委員会委員より、5大学の出張報告をもとに作成した、配付資料「新しい日米イニシアチブのための米国出張報告」に基づき、概ね次のような報告があった。

平成12年9月10日～18日にわたり米国を訪問した。今回の米国訪問のスケジュールは次の通りである。

- | | |
|--------|------------------|
| 10日（日） | 日本発、ワシントンD. C. 着 |
| 11日（月） | オリエンテーション |
| 12日（火） | 米国各地に散り、 |
| 16日（土） | 各大学はそれぞれ3大学を訪問 |
| 17日（日） | 最終訪問地発。18日帰国 |

はじめに、今回のイニシアチブは非常によく計画・準備されたもので、各大学とも極めて生産的な出張ができ、国大協と米国大学協会の努力に感謝したい。

次に、日程順に報告すると、オリエンテーションは日米両国代表者の挨拶と参加者全員の自己紹介、米国大学協会 Jane Spalding の日米イニシアチブのレビューがあった後、小樽商科大学船津教授と米国連邦政府教育省の Frank Frankfort による両国の高等教育制度のプレゼンテーションがあり、続いて学生交換に関する諸課題について議論した。

議論の中で、Spalding より米国側の大学に対して、今回のイニシアチブで新たに協定を結ぶ米国の各大学は1大学当り2名分のAIEJ(日本国際教育協会)奨学金の配分がある旨の説明があり、日本側にその確認が求められた。これに関して、日本側の参加大学から相反する発言があったため、議論は若干混乱したが、配分があると聞いているという意見が多かったため、その場は収まった。会議終了後、Spalding と話をしたが、10月に来日予定なので、その時に確認したいと言っていた。この点は各大学により理解が異なっていた。

また Spalding より、米国学生が来年秋からAIEJ 奨学金を受けるためには、2001年2月までに交換協定を締結する必要があるとの発言があった。報告書を見ると、米国滞在中に、その線に沿って交渉を開始した大学もあったようである。また、これについて渡米前に相手大学との事前接触を差し止められていたため、旅程に支障が生じたという大学がある一方、予め協定案を相互に交換した大学もあり、この点も若干混乱があったようである。

続いて、日本の各参加大学は相手大学を訪問した。訪問先では、学生寮を含め学内施設見学、授業参観、一部では日本側教官による授業も行われたようである。報告書によると、大学の治安はいずれも総合的にみて大丈夫との判断がなされ、期待に違わぬパートナーであると確認し合い、来年秋から2名ずつの学生相互交換を目指して交換協定の交渉を開始したとのことである。また、米国の場合、国からの直接援助(奨学金)は制度上望めないが、複数の国立大学では、日本派遣の交換留学生に対して、米国の大学から寮費・食事・その他納付金免除など、何らかの形で学費援助の交渉も行われたとのこと

である。その中でも、常に問題となるESL(英語の集中授業)は授業料免除対象外とする大学が多いが、複数の大学で免除あるいは割引されるという報告もあった。

協定文に関連しては、上記の米国側の学費援助を含め、相互に努力する旨の条項を盛り込むという大学があった他、人種・性別その他に関する被差別条項を必須とする大学も少なくなかった。その他、今回のイニシアチブは基本的にジュニア・イヤー・アブロードのためのものであるが、学部学生の交流だけでなく、大学院生あるいは教官の交流も希望する米国側大学も少なくなく、包括的な学術交流協定の締結を目指している大学も見られた。

最後に、只今報告した中で、主な課題(①AIEJ奨学金枠の確認について、②AIEJ奨学金申請のための交換協定の締結時期について、③文部省あるいは国大協が日本側派遣留学生に対する学費援助・ESL授業料免除について米国側と包括的に交渉する可能性について、④交換プログラムを発展させるための外国人と日本人の混住学生寮の整備充実について)をピックアップしたので、ご検討いただきたい。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 協定に被差別条項を盛り込むことは考慮する必要がある。例えば下宿を斡旋して入居を拒否された場合、米国は人種・性別の問題が伝統的にあり、また最近は同性愛の問題もあり、日米の落差が激しいので、そのようなことを十分踏まえて対応する必要がある。
- 前回参加したが、被差別条項の記載を要求された大学と協定締結に至っていないが、その条項を拒否する強固な理由がないため、先般、大学として受け入れることの学内了承を

得た。但し、名古屋大学は短期交換プログラムの留学生全員を大学の宿舎に居住させるので下宿に派生する問題はないと考えている。

- このプロジェクトの趣旨が米国国籍を有する者が対象となるので、仮に日本国籍を有する者が留学することを危惧するなら、協定を結ぶ段階で、その点についてメモランダムとして明確にしておけばよい。
- 名古屋大学は前回参加した。昨年は米国側の学生へのPRの遅れなどにより、米国の3大学から派遣がなかったが、今年は米国3大学からの応募も多く、来年から順調に動き出すと思う。AIEJ奨学金に関しては、コンソーシアム枠として1大学当り2名、計6名の奨学金を申請したところ、結果的には6名分の奨学金が支給されることとなった。その意味では、大学が申請すれば、結果として内約されていたものが支給されるのだと思う。
- かつてフルブライト奨学金でも、連邦政府

の予算成立を条件に支給するという明文を附していたことがある。日本は口約束で努力すると言って充足されるのが日本での了解事項だが、日本の予算制度上アグリーメントとして奨学金支給を絶対保障するとは書けないので、万が一のことを考えて、保障されていないことを明文化しておくことも一つの方法と思う。プロジェクトの信頼性に関わることなので、国大協としてはその点の理解を正式に求めておいた方が賢明と思う。

- 文部省とAIEJに確認願ひ、国大協として米国側に連絡してくれると有難い。
 - 交換留学生に割り当て得る留学生の部屋数の少なさが、受入れ推進のネックになっている面もあるので、交換プログラムの発展のため、是非、外国人学生と日本人学生の混住寮の設置について関係方面に積極的な働きかけをお願いしたい。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成12年10月20日(金) 14:00~16:00

場所 東海倶楽部「三保の間」

出席者 鈴木委員長

田頭(代理:松岡室蘭工業大学附属図書館長)、山田、杉本、宮田、岡島、田邊、江口、中山各委員
渡橋専門委員

(文部省)合田高等教育局大学課長、永山視学官、米澤国立大学第二係長、神宮国立大学第一系主任、赤塚研究機関課課長補佐、西原研究所第二係長、齊藤会計課第二予算班主査、片田専門職員

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、田頭委員の代理として出席された松岡室蘭工業大学附属図書館長及び文部省から出席の各関係担当官の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」及び調査検討会議「財務会計制度委員会」における審議状況について

委員長から、次のように経過報告があった。

昨日、文部省に設置された国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「財務会計制度委員会」の第1回会合が開催された。まず初めに主査等の選考が行われ、その結果、鈴木東京医科歯科大学長が主査に、副主査に石一橋大学長と本間大阪大学経済学部教授が選出された。次いで文部省の杉野大学改革室長より、独立化に関する経緯並びに問題点等について説明があり、引き続いて自由討議に移った。議論の内容としては、①委員会の検討対象の範囲、②国立大学における企画立案機能の在り方、③他の委員会の検討状況の把握の方法、④現在行われている大学評価の問題点、⑤一種のインフラとしての会計基準の在り方、⑥諸外国との競争に勝てる大学の必要性、⑦高等教育、学術研究において国が負うべき責務、⑧大学としての一定の規模の確保、⑨社会の動きへの対応の必要性等々の意見が出された。しかし、会議全体の雰囲気としては、むしろ総論的な議論よりも早く具体的な課題について検討すべきとの意向もあり、恐らくその方向で議論されていくものと思われる。なお、同委員会のタイムスケジュールとしては、平成13年度中頃に中間報告、同13年度中もしくは同14年度初頭頃に最終報告をまとめる予定にしている。

また、同委員会とも連動している、本協会に設置された設置形態検討特別委員会の「専門委員会D」の第1回会合を、去る8月23日に開催した。内容としては、本日配付資料「設置形態検討特別委員会における検討項目」及び今後の進め方等について自由討議による意見交換を、さらに第2回の専門委員会Dを9月28日に開催し、当初、財務問題を検討していた第1常置委員会の委員でもある宮脇委員から「財務問題に関する検討結果について(第1次報告)」の検討

経過状況並びに配付資料「国立大学法人化に関する財務・会計制度について」を基にそれぞれ説明を伺うとともに、今後の問題点等について意見交換を行った。

なお、第3回目の開催は10月27日を予定している。

2. 平成13年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について

委員長から、平成13年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について、文部省から説明いただきたい旨述べられ、引き続いて永山視学官から、例年、この時期は次年度概算要求事項に関し、個々の経費について説明してきたところである。しかし、今回は現状を取りまく状況等を勘案し、むしろ国家予算全体の現況あるいは財政当局との折衝における問題点等を中心に説明したい旨述べられたのち、配付資料に基づき次の事項等に関し説明があった。

(1) 平成12年度一般会計予算について

平成12年度一般会計予算における歳出は約85兆円で、そのうち国債費は22兆円と全体の約4分の1を占めている。歳入は全体の約38%が公債金収入に依存しており、財政的には健全な状況にない。

(2) 平成13年度国立学校特別会計概算要求額について

前年度に比べて若干の伸びはあるが、高等教育にかかる公財政支出は欧米諸国に比べ低いと言われるなか、引き続き増額を要求していくものの、客観的に見て非常に厳しいものがある。また、現在、国立学校特別会計制度の見直し論も言われており、自民党内でも企業会計原則を盛り込むなどの意見も出され、その意味では先行き不透明な状況にある。

(3) 平成12年度補正予算について

今後の経済対策として11兆円におよぶ補正予算が生まれ、そのうち文部省関係では、約3,400億円が見込まれている。その取り組みとして、IT関係では学内LANの整備、施設等の改善・充実、環境問題への対応、高齢化対応、組織基盤整備等に当てられる予定である。

以上の説明があったのち、質疑応答が行われ、その主な意見は次のとおりである。

- 文教施設費全体の枠が増えないと、今、抱えている未整備400万平米、築20年以上が600万平米、合わせて1,000万平米もあり、これを整備していくには毎年平均して2,000億円程度の予算が必要になると思う。ついては、これに対する今後の対応等について考えをお聞かせ願いたい。
- 特別会計予算の中では非常に厳しい状況にある。従って、施設整備の在り方、新設及び改修、優先順位など、どこを重点的に行うか総合的に勘案し、有効的に活用されるよう、引き続き努力していきたい。
- 文教施設費全体の枠が増えない中、学問分野における施設拡充あるいは施設の老朽化や未整備の施設について、今後、その配分が評価とどのようにかわっていくのか、そのあたりの感触をお聞かせ願いたい。
- 独法化した場合に、今までの施設整備のやり方と異なる方法として、ある程度、大学に任せる方法もあり得るかもしれないし、あるいは学内の評価によりそれを反映することも可能かもしれないが、多少なりとも一律ではなくなると思う。しかし、非常に難しい問題でもあり、そのあたりの状況は、今後の推移に委ねざるを得ない。
- 大学改革推進等経費に関連し、外部評価実践支援経費が廃止されているが、これは何か理由があるのか。
- 優遇策としての経費措置の存在意義というもの、もう薄れてきているのではないかというものが、その趣旨である。
- 附属病院収入について、文部省は増やそうとしているのか。今後、さらに先端医療技術等の導入・拡充をしていかなければならない状況において、看護婦の増も必要で、今のような臨時雇用条件では優れた看護婦の来手がない。
- 機会あるごとに病院関係の収入増のお願いもしているし、今回も看護婦の増員要求もしたところである。
- 独法化と関連し、従来の概算要求の仕組みは、平成14年度で終了することになると理解してよいのか。
- 運営費交付金等の仕組みがどうなるか、そのあたりの動きが見えてこない、現状では説明のできる状況にない。
- 独法化した場合、例えば補正予算が組まれた時に、それに対応する仕方は、どのように考えたらよいのか。また、大学が中期計画を3年ないし5年で立てた時、急激な社会変化が生じ、それに対応すべく計画を変更する必要性が生じた場合には、どのように対処すればよいのかお教え願いたい。
- 建前上、中期計画・中期目標の変更は真に止むを得ない場合に限るという精神論があるが、それは簡単に変更可能という意味合いのものではないと思う。現在、独法化の先発が予定されている各機関においても手探り状態で、詳細に計画を立てるところもあれば、ごく簡単に立てるところもあるのが現状で、年明けに発足するそれら各法人の計画が出揃っ

た段階で見れば、かなり具体の方向性がわかるのではないかと思う。

- 大学院重点化の医学部関連で見ると、いわゆる旧7、旧6の大学の重点化が行われてきたが、この流れは将来的にどのようなものか、そのあたりの方向性について、お聞かせ願いたい。
- 狭義の意味で重点化政策は、平成12年度で終了している。ただ、大学の置かれた状況や要望等があれば何うとしても、客観的に見て無理な状況にあるといえる。
- 独法化と定員削減との関係で、現在、第10次定員削減の実施計画の通知が来ているが、今は独法化されていないので、当然、13年度から教職員の定削が開始されることになる。しかし、独法化後にも10%に相当する削減が別途来ることになるのか。
- 独法化されれば今の定員削減の範囲から外れることになる。しかし、現実的に見れば、独法化後に運営費交付金の査定において財政当局が定員削減があったと見なして対応してくる可能性もあり得る。
- 独法化することにより、逆に人を増やすことが可能になるのか、そのあたりの感触についてお聞かせ願いたい。
- 中期計画策定において、主務大臣との折衝による人員の増減もあり得るかもしれないが、現下の情勢から見て、人を増やすことは難しいと思う。
- 独法化しても人は増えない、予算は減額ということになれば先行き不安であり、何の意味もないことになりかねない。我々としては、

今後も主張すべきところは主張していきたいと思う。

以上の意見交換があり、文部省出席者が退席したのち、設置形態検討特別委員会「専門委員会D」に関する若干の意見交換があった。

次いで、委員長から、次のように述べられた。

本年6月の国大協総会で、設置形態検討特別委員会及び同委員会のもとに4つの専門委員会を設置することが了承され、財政担当の第6常置委員会へ同特別委員会に設置された「専門委員会D」（財務・会計）の担当及び委員選出方の要請があった。

これを受けて、本委員会から鈴木委員長、江口委員、宮島委員並びに当初、第1常置委員会で財政問題の中心的役割をしていた宮脇専門委員（北海道大学教授）、さらに財政に関する専門家ということで本間教授（大阪大学）にお願いすることとした。以上が専門委員会Dの構成メンバーである。また、この委員会は文部省に設置された調査検討会議の財務会計制度委員会とも対応しており、同委員会へ上記メンバー以外に第6常置委員会である山田委員を推薦した。

これら委員の推薦にあたっては、予め本委員会にお諮りすべきところであったが、時間的制約等もあり、委員長の判断で措置させていただいた。

ついては、このことに関し、改めてお諮りしたい旨述べられ、了承された。

最後に、岡島委員（名古屋工業大学長）から、今月末で学長任期が満了することに伴い、退任の挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会・情報公開法検討小委員会合同委員会

日時 平成12年10月11日(水) 10:00~12:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 丹保委員長

吉原, 磯野, 荒川, 廣田, 時澤, 佐藤, 山下, 木村, 原, 高橋, 宮里, 池田,
畠山, 小早川, 高橋(滋)各委員
落合, 若松各専門委員

丹保委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 情報公開法について

委員長から、次のように述べられた。

既にご承知のとおり、この問題については、昨年5月に「国立大学における情報公開についての検討経過報告」をまとめ報告したところである。

その後、暫くの間、中断の状況にあったが、本年に入り、新たな動きが出てきたこともあり、6月23日に第7常置委員会・情報公開法検討小委員会による合同委員会を開催し、その際に文部省の関係担当官にも出席願ひ、説明を伺うとともに意見交換を行った。

その結果を踏まえて、先の検討経過報告をベースに、特に「教官が保有する文書の管理及び開示について」並びに「情報公開への対応体制、開示・不開示の判断基準、行政文書の管理体制・管理規程等」に関し、さらに具体の検討を加えることとし、情報公開法検討小委員会を中心に、7月21日、8月31日、9月26日の3回にわたり原案作成のための作業を進めてきた。そのまとめが本日配付の「国立大学における情報公開についての検討結果報告(案)」である。

ついては、この原案作成にあたり中心的な役割をしていただいた畠山委員から説明願ひたい旨述べられ、次いで同委員から、次の事項等に

ついて説明があった。

- ① 国立大学における情報公開についての検討結果報告に関する全般的な概要について
- ② 情報公開への対応体制、開示・不開示の判断基準、行政文書の管理体制・管理規程等について
- ③ 教官が保有する文書の管理及び開示について
- ④ 情報公開に関する諸規程等について

以上の説明の後、意見交換が行われ、次いで委員長から、本案についてご審議願ひたい旨述べられ、協議の結果、一部修正のうえ、原案どおり承認された。

引き続き委員長から、次のように述べられ、了承された。

この案を、本日午後の理事会にお諮りし、承認が得られれば、諸般の状況から見て、早めにお知らせするのが好ましいので、11月総会前に第7常置委員会委員長名で各国立大学長宛送付することとしたい。また、「情報公開法に関する検討小委員会」の設置期間が今月末をもって終了となるが、一応の決着をみたので同小委員会は解散することとしたい。

2. 「コンピュータ、インターネットを活用した著作物等の教育利用について」(中間まとめ)に対する意見について

委員長から、次のように述べられた。

この度、文部省生涯学習局よりコンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用に関する中間まとめについて、国大協宛に意見聴取の照会があった。

この著作物等関係は、従来から第7常置委員会が所掌していることから、本委員会で対応させていただくことにした。しかし、提出期日が切迫していることもあり、本委員会の著作権等に係わっている落合専門委員と協議のうえ、本日配付の原案を作成し、会長の了承を得て、去る9月1日に文部省へ提出した。

次いで、このことに関する経過説明を落合専門委員から説明願いたい旨述べられた後、同専門委員から、次のような説明があった。

既に著作権法が制定されてから相当の年数も

経っているが、同法の条文のなかに教育機関、図書館関係等に対する例外規定が設けられている。しかし、時代の流れとともに情報化の急速な発展等により、「通信衛星」や「インターネット」などを活用した遠隔教育が普及しつつあり、また、図書館資料の利用形態の変化・多様化に伴い、従来の例外規定に当てはまらない面が生じてきている。

これらの状況等も踏まえ、新たな例外規定の創設を求める声が高まり、今回、著作権法の「権利制限規定」の見直しを中心に、教育現場における著作権の問題を審議・検討されてきた経緯がある。

以上をもって本日の議事を終了した。

第8常置委員会

日時 平成12年10月10日(火) 13:30~16:20

場所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

田頭(代理:佐藤室蘭工業大学副学長)、金子、大澤、椎貝、森本、佐藤、藤本、赤木、山田、河野、池田、内田、田中、天野各委員

岡田、池田、野角各専門委員

(文部省)渡辺大学評価専門官

(大学評価・学位授与機構)高石副機構長、山本評価事業部長、中嶋評価第1課長

松尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、田頭委員の代理として出席の佐藤室蘭工業大学副学長の紹介、及びオブザーバーとして陪席の文部省の渡辺大学評価専門官、並びに大学評価・学位授与機構の高石副機構長、山本評価事業部長、中嶋評価第1課長の紹介があった。

[議事]

1. 諸報告

(1) 委員長報告

委員長から配付資料の説明に次いで、次の事項について報告・説明があった。

① 大学評価の進め方に関する要望書の提出等について

機構への要望については、会長と相談し、会長及び第8常置委員会委員長の連名で提出することとし、会長のご意見と、お寄せいただいた

各委員のご意見を容れて原案を若干字句修正の上持ち回りの理事会に諮り、その了承を得て9月20日、会長が持参し木村機構長に手交された(「参考資料4-1」)。その後、この要望に対する回答が10月3日付けで同機構長からあった(同参考資料)。そこには、両者が互いに緊張関係を保ちつつ協力し合うべきという我々の主張に対し「心から賛同する」とし、「情報及び意見交換の点で機構側に配慮が欠けていたとの指摘を受けたことは遺憾であり、今後は、十分な意思疎通がなされるよう一層心がけたい」という趣旨が書かれている。

なお、先に機構からの要請にもとづき、各大学に推薦方を依頼した大学評価委員会専門委員及び評価員の選考結果の報告(「大学評価委員会専門委員会専門委員及び評価員の選考について」)が9月26日付けで木村機構長から会長宛提出があった。

② 各種委員会の審議状況について

9月6日開催 第2回設置形態検討特別委員会「専門委員会B」；中期目標・中期計画、資源配分等に関して国の関与はどの範囲に限定されるべきか、評価における透明性、公平性、客観性及び多様かつ多元的評価等の具体的イメージについて、各委員に意見を求め、次回(10月3日開催)検討することとしている。

9月14日開催 第2回文部省調査検討会議「目標評価委員会」；種々議論しているが、まだ各委員の認識レベルを深めるための一般的議論の域を出していない。急ぐことなく、第8常置委員会の議論の推移をみながら今後具体的項目の検討に入っていきたいと考えている。

この他、第4回設置形態検討特別委員会(9月6日開催)、同専門委員会C(9月27日開催)、同専門委員会D(9月28日開催)及び第1常置

委員会拡大小委員会(9月19日開催)各委員会の審議概況について説明があった。

(2) 大学評価・学位授与機構からの報告

初めに委員長から次のように述べられた。

この10月4日付けで木村機構長から会長宛に「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」の送付があり、国大協としての意見を求められた。会長の意向で明日の理事会にこれの取扱いが諮られるが、おそらく、本委員会が意見案を取りまとめることになろうから、本委員会で議論を行いたい。そのため、本日、機構からこれの説明を願うこととした。

なお、そうなった場合には、これに対する各委員のご意見を10月27日(金)までに寄せていただき、11月6日開催の本委員会で検討のうえ意見書を取りまとめ、11月15日、16日開催の総会にご報告できるようにしたい。また、委員以外のすべての学長にも10月27日までに意見を求め、取り入れられるご意見は取り入れ、それ以外は意見書に添付する形で機構に提出する方向で明日の理事会に提案し、これが認められれば上記第8常置委員会のものとまとめて国大協からの意見として提出し、併せて総会に報告したい。

ついで、高石副機構長から機構が評価を行う法的根拠を国立学校設置法等関連法令により説明ののち、「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」の「概要」にもとづき、次のような説明があった。

- ・ 評価の目的(大学等の教育研究、その他の活動の個性的な充実、発展をサポートする/大学等のアカンタビリティを果たすための活動を支援する)
- ・ 評価の内容・方法(各大学、評価を受ける単位ごとの目的・目標に即した評価を行う/

各大学は自己評価を行うと同時に自己評価を裏付ける種々の資料・データを提供する／機構は必要に応じヒアリング、訪問調査を行う)

- 評価の区分(全学テーマ別評価, 分野別教育評価, 分野別研究評価の3区分)
- 評価の結果(評価項目ごとの評価結果, 総合的な評価結果及び評価結果の概要によって示すほか, 大学等の設定した目的・目標を併せて評価報告書としてまとめる。大学等から評価に対する意見の申立てがあった場合には, 再審議の上, 大学の申立ての意見とともに広く社会に評価結果を公表する)
- テーマ及び分野(全学テーマ別評価においては, 「教育サービス面における社会貢献」及び「教養教育」の2テーマ。分野別教育評価及び分野別研究評価においては, 「理学系」及び「医学系」の学問分野)
- 大学評価に関する機構の体制
- 評価の区分ごとの内容・方法等(全学テーマ別評価については, 教育サービスにおける社会貢献及び教養教育の2つのテーマについて, すべての国立大学及び大学共同利用機関を対象とする。分野別研究評価については, 対象分野ごとにそれぞれ6大学が対象になる。対象となる大学については現在選定中である)

以上のような説明に引続き, 今後のスケジュールの予定について次のように説明があった。

11月中旬頃までに案に対する国大協をはじめ各関係団体からの意見を集約し, その後, 大学評価委員会の審議に付し年明けの委員会で最終決定したい。その上で直ちに対象となる国立大学に対し説明会を行い, そのあと5月末までに評価対象大学・学部から自己評価及びそれに関連する資料等の提出を受け, 6月以降, それを

補完する調査を行う。そして, 12月末までに大学からの意見申立てを受けたうえ最終報告をまとめ公表したい。ただ, 教養教育はテーマが大きく, 各大学の取り組みも多様なので, 来年夏までの間に各大学からその取組みの実状を伺い, 具体的に評価に着手するのはその次の年にしたいと考えている。

以上のような説明のほか, 今後來年度以降の新しい専門委員及び評価委員の選考にあたって, 国大協から候補者を推薦する場合にどのような推薦の方法がよいか検討いただければ, それに沿ってよりよい方法で推薦の手続きを進めたいのでお知恵をお借りしたいと要望があった。それを受けて委員長から, 推薦方法等の検討をお申出いただくのは良いことなので改めて議論したいと発言があった。

2. 大学評価・学位授与機構評価委員会との意見交換等について

委員長から, 前回, 本委員会と機構等との関係について概論的に議論したが, 次のステップとして, どのような段階でどのような形で機構と意見交換, 情報交換を行えばよいか, 内田委員にその原案を作っていただいたので, これについて説明いただきたい旨述べられた。

ついで, 同委員から, 「大学評価・学位授与機構評価委員会等との意見交換等について(案)」(討議資料4-1)にもとづき, 次のような説明があった。

前回の議論を踏まえ, 機構との意見交換等について4つの観点(①項目, ②方法, ③時期, ④参加者)から整理した。

- 項目としては, 大学評価委員会の構成等(既に発足)／大学評価事業実施方針(既に決定)／平成12年度大学評価事業実施計画(既に

決定)／専門委員会の構成等(既に決定)／基本的評価内容・方法・評価基準, 提出様式, 評価結果の記述等(関係団体への意見照会中)／実施要項等(同左)／評価対象機関の選定方針等(同左)／大学等における点検・評価, 書類作成／分野別評価における追加等／評価結果の公表／平成12年度大学評価事業の総括／平成13年度大学評価事業実施計画／等が考えられる。なお, 評価対象機関の選定は設置者(文部省)が行うので除外した。

- 方法としては, 口頭による方法／書面による方法が考えられる。その具体例としては, 口頭は, 本日機構からあった説明, 書面は, 機構への要望とそれに対する回答, がある。
- 時期としては, 事前／途中／事後が考えられる。
- 参加者としては, 責任者／委員等が考えられる。書面であれば委員全員が参加できる。口頭による場合は出席者が多くてうまく意見交換ができないといったマイナスもあり得る。他方で書面でなく口頭のほうがより適切ということもあり, それには参加者を絞るやり方もある。

以上のような説明について, 次のような意見交換があった。

- 「実施要項」以下の項目についての意見交換のスケジュールはどうか。
- 機構の「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」に対する意見を第8常置委員会を中心にしてまとめ, 機構に提出することになる。それが確定すれば評価員等が具体的な評価作業に入ることになるが, それには評価のための手引書を作ることになるので, そういうことについても国大協としてはどうするのかということを考える必

要があろう。

- 国大協として機構の案に対する意見をまとめるときに, さらに必要な事項があれば追加してはどうか。
- 今は, 評価事業の立ち上げの時期なので, ここに挙がっているような事項が協議の対象になるのであろうが, 今後, 最大の問題になってくるのは, 評価を受ける大学の側から出てくるであろうさまざまな意見やクレームをどこが集約し, 機構と話し合うかである。その役割を果たすのは, やはり国大協であり, 評価を受ける側の代表として機構と話し合うことが一番大きな問題となる。今年はパイロットで始めるとしても, その過程で, 評価を受けた大学の意見を集約してフィードバックする必要がある。
- その点は重要なので項目に加えたい。
- 評価方法とか評価結果について, それが適切かどうか議論する場が必要ではないか。
- 異議申立てを大学が個別に機構に言っていることは難しいであろうから, 国大協が窓口になる場合もあろう。
- 項目に挙がっている意見交換は, 方法とか参加者とも関係があろうが, 公的にやると理解してよいか。
- 国大協は機構とはきちんと対峙してやっていくが, 口頭か書面かは, 局面にもよると思うので, そこは柔軟に考えたい。しかし, いずれにしても公式に行うものであって, 仮にも癒着ととられるようなことがないように注意深くなければならない。
- 「平成12年度大学評価事業の総括」というのは, 国大協としての機構の評価事業活動について総括するということか。
- 機構は機構として評価事業を見直すである

うが、国大協としても、評価を受けた大学の意見が出てくるであろうから、それらの意見をまとめて機構に要望を出し、次年度以降の評価に生かして貰えるようにしたい。いずれにしても、機構の評価を進化するシステムにしていくことが必要である。

- そうであれば、「評価事業の総括」という表現よりは、むしろ「評価活動への改善方法」とした方が進化システムという意味がはっきりするように思う。
- 今年度着手する研究評価及び教育評価の対象は、理学系及び医学についてそれぞれ6機関とし、その選定を文部省に依頼しているが、選定に当たっては、歴史、沿革、規模のほか地域配置などバランスを考慮していただくようお願いしてある。年内にはその対象機関を通知していただけたらと思う。
- 機構は、評価対象機関の選定を文部省に委ねるのではなく、機構としてきちんとした調査の設定をするためにはこのようなタイプのところが必要であるということで、自ら選ぶのがパイロットスタディの基本ではなからうか。
- 段階的实施ということ、バランスを考えつつ平成15年度からの本格的実施に向けて必要な体制を整えていきたい。
- よりよい評価制度を作るには調査結果を当該大学や国大協にフィードバックし、大学の意見をきくことが必要であり、そういうことを初めから組み込んだパイロットスタディを行ってほしい。

以上のような意見交換があったのち、委員長から、機構との意見交換、情報交換として加えるべき項目とかスタンスのあり方等についてご意見があれば10月27日（金）までにお寄せいた

だきたい、また、文部省のやり方についても意見は意見として申し上げたい旨が述べられた。

3. 大学評価に関するアンケート調査について

委員長から、金子委員作成の原案に対し各委員から寄せられたご意見を容れ、また、その後の経過（機構への要望書の提出等）をも踏まえ、送状、設問項目、アンケートに添付する参考資料（「第8常置委員会のこれまでの活動経過と今後の課題」等）について委員長と金子委員で相談し手直しを加えた旨述べられ、修正部分及び参考資料の内容について説明があった。

これについて、主として次のような意見交換が行われた。

- 機構から具体的な評価の内容・方法等が提示されたので、設問もこれに即して手を入れてはどうか。
- 全学テーマ別の評価と各部署の教育研究の評価とでは対応の体制は違うので、そこがはっきり分かるような調査票のセッティングが必要ではないか。
- 法人化も含めて不確定要素がかなりあるので、アンケートは何を狙いとして聞き、それをどんな形でまとめるか吟味したい。また、アンケート結果がつまみ食いされては困るので、その点も含めて設問を考えたい。
- 今回のアンケートはあくまでも第8常置委員会での検討に資するためのものである。事柄の性質上取扱いは注意が必要である。
- 法人化後の評価についての設問は、文部省の「目標評価委員会」で、財務や資源配分と関連した議論が具体的ににならないと、今の時点では答えにくいのではないか。今回は一般的なもので行うことでよいと思う。

以上のような意見交換ののち委員長から、設

問3（法人化後の評価）についてはもう一度時期をみて問い直すこととするが、それ以外にアンケートに関してご意見があればこれも10月27日を締切としてお寄せいただきたい旨述べられた。

4. ガイドラインまたはガイダンス（各大学への助言、情報提供等）の作成について

岡田委員から、前回の議論を踏まえ修正を加えた「国立大学評価のためのガイドライン—自己点検・評価報告書作成ガイドライン—（案）」（「資料4—3」）にもとづき修正点を中心に次のような説明があった。

- 機構の「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等（案）」において示された評価項目は、「大学評価機関（仮称）創設準備委員会報告」のそれと微妙に異なっているため、その差異を示すとともに、機構の立場上示しかねるであろう教育・研究の目的・目標の事例、評価項目に対するデータ例をそれぞれ幾つか紹介した。
- 分野別教育評価、分野別研究評価のいずれも、創設準備委員会報告では目的・目標が明確で具体的であるかということも評価の対象とされていたが、今回の「大学評価の内容・方法等（案）」では、それは前提とされ、目的・目標が学内外に広く適切に公表・周知されているかについて評価するという記述に変わった。従って、目的・目標が具体的にない場合には、書類の記述の不備として再提出を求められることになるであろうということを書き注意を喚起した。
- 創設準備委員会報告では、評価項目に入っていた「社会貢献」が「大学評価の内容・方法等（案）」では削除されているが、機構が行

う大学評価の目的の一つに社会へのアクセシビリティも含まれていることから国立大学の教育目的・目標に社会貢献がないということはあり得ないと考えるので、機構からの要求がなくとも、「社会貢献」も自己点検・評価報告書に組み入れることが望ましい旨を記した。

- 各学部の個性を生かした具体的な目標を設定する必要があり、工学部と法学部を例に挙げて示したが、ここは他の分野の例を加えて充実させたい。
- このガイドラインによって各大学の自己点検・評価報告書の記載が画一化されないか懸念するご意見もあったので、「各大学が独自の評価項目やデータの追加、独自の外部評価の必要性」を「はじめに」のところに付け加えたい。
- 「第2部 大学評価・学位授与機構の実施する評価と従来の外部評価の比較」を全体構成のバランス上、「第1部」に組み込むこととしたい。

ついで、池田委員から、岡田委員のガイドラインの形にすると、機構から出るガイドラインと類似し、大学から見るとダブルスタンダードになってしまうので、機構とは完全に役割分担する形で何か評価に関する資料を出したほうがよいように思い、前回、私案（「個別大学へのガイダンス資料」）を提出したが、異なる観点の2つの資料を大学に送ることもおかしいので、その後、2つを一本化できないか両方で調整を試みたが、しかし、それは難しいと判断し、どうすべきか迷っているところである旨説明があった。

以上のような説明について、主として次のような意見交換があった。

- ワーキンググループを作って意見調整を行ったらどうか。
- 2つの案にスタンスの違いはあっても、それはそれとして出したほうがよいと思う。
- 今回、機構からマニュアル的な「評価の方法・内容等」が出てきたので、これが出てくる前なら別だが、国大協として緊急にガイドラインをつくらなくてもよいのではないか。これをみて各大学からいろいろ意見が出てくるだろうから、それらの意見を集約して、どう対応するか、少し時間をかけて委員会で考えていくことでよいように思う。
- 機構のマニュアルだけでは、各大学が自己点検・評価報告書を作成するのは困難だ。実際に評価をスムーズに実行できるように体制を整えていかなければいけない。そのためには、やはり、どういうデータが必要で、どういう整理の仕方が必要かといったことなども含め具体的なガイドラインが必要になる。
- 平成15年度からの本格実施までは、インタラクションでトライ・アンド・エラーがあり、試行錯誤ということになると思う。だから、各大学に模範回答を出させるような形のガイドラインはむしろ慎んだ方がよいのではないか。
- 今までは各大学に不安はあったが、機構の案が出てきたので条件が変わったのではない

か。ガイドラインがないと書きにくいということはあるかもしれないが、それは機構の方で考えていただき、むしろ、本委員会がアンケートを通じて、それぞれの大学の事情や問題点などを吸い上げていって、それに関連することをまとめていくということが国大協としては意義があることではないか。

以上のような意見交換ののち、委員長から、機構から「評価の内容・方法（案）」が出てきたという状況の変化があり、また、ガイドラインが永遠に一つのモデルをつくっていくのではなく、いろいろな形のものが出てくるということをも前提に参考資料にしてもらうという方向性をもちながら岡田、池田両委員の考え方を入れた形で、各大学が機構の評価に対応する上で参考となる資料として取りまとめたので、岡田案、池田案のそれぞれにつきご意見があればお寄せ（10月27日まで）いただきたい。

5. その他

(1) 委員長から大学評価・学位授与機構の教官の本委員会への陪席について諮られ、異議なく了承された。

(2) 次々回開催日を12月11日（月）13：30～16：00とすることを決めた。また、次回開催日（11月6日）について確認した。

以上をもって本日の議事を終了した。

第 8 常置委員会

日 時 平成12年11月 6 日 (月) 13:30~16:15

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

田頭, 金子, 大澤, 椎貝, 森本, 佐藤, 藤本, 赤木, 山田, 河野, 池田 (代理: 木根渕高知医科大学附属図書館長), 内田, 天野各委員

岡田, 池田, 野角各専門委員

(文部省) 渡辺大学評価専門官

(大学評価・学位授与機構) 高石副機構長, 山本評価事業部長, 中島評価第1課長

松尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、池田委員の代理として出席の木根渕高知医科大学附属図書館長の紹介、及び文部省の渡辺大学評価専門官、並びに大学評価・学位授与機構の陪席者の紹介があった。

[議 事]

1. 諸 報 告

委員長から各種委員会等の審議状況について、次のような報告・説明があった。

(1) 設置形態検討特別委員会及び同委員会各専門委員会等の審議状況について

設置形態検討特別委員会(10月19日開催)は、文部省・調査検討会議の4つの委員会及び設置形態検討特別委員会のA, B, C, D各専門委員会の報告が中心であり、まだ一般論の議論に留まっている状況にある。

専門委員会A(第1常置委員会拡大小委員会として開催している)は、まだ具体論に入っていない。目下、第1常置委員会及び専門委員会Aの各委員に「法人化の目的、意義についての意見」の提出を求めているところである。文部省の組織業務委員会では、既に具体的検討課題が提示され、早く検討に入ってほしいという要望があるようである。一旦、政治・行政の側か

ら案が出てくると、それを变えようとするとは非常にエネルギーがかかるので、早くこちら側の意見を出していくことが大事だと思っている。

専門委員会Bは、現在、中期目標・中期計画のあり方、評価と資源配分との関係、評価における公平性、透明性、客観性、多元的評価などについての具体的イメージ作りとともに、国による目標・評価への関与の限界を示した“べからず集”の作成をすすめている。さらに、大学の長期目標とは如何なるものか、大学レベルの中期目標と部局レベルのそれとの関係、組織業務、財務会計、人事制度と絡み目標評価委員会だけでは対応できかねる問題等について議論を始めることにしている。

専門委員会Cは、法人化後の教職員の身分は国家公務員型か非公務員型か、法人の長と学長との関係、学長の選考方法等が議論の俎上に挙がってきている。

専門委員会Dは、財務会計は目標評価ということに密接に絡むので、今後の議論の進展を期待している。

(2) 文部省・調査検討会議「目標評価」委員会
去る10月18日開催の第3回委員会では、評価の一般論的な議論の段階であるが、文部省は少し先のスケジュールも組んでできるだけ早く具体的な検討に入ってほしいとの意向であり、検討

項目を挙げてきている。そこで、第8常置委員会及び専門委員会Bの意見をできるだけ早くまとめ、それを次回乃至次々回の会議に示して審議に反映させていく必要がある。

なお、「目標評価」委員会で作された意見として、私立大学の代表的な委員から、法人化に際しきちんとした特例措置が講じられることが重要であり、この会議で確認しておく必要がある旨の発言があり、また、ある委員からは、社会へのアカウンタビリティからも主務大臣による中期目標・計画、評価への関与は、たとえ、それが形式的であっても明確化しておくことが重要なことではないかということが言われた。いずれも国立大学以外の委員の発言として注目に値するので紹介したい。

2. 「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」に関する意見について

委員長から次のように述べられた。

各委員から寄せられたご意見を整理(資料「5-1-1」)するとともに、これとは別に、第8常置委員会委員を除く各学長から寄せられたご意見を整理(別添資料)した。両者の間に意見の重複はあるが、敢えて調整をせず、このまま二つ併せて国大協の意見として来る11月15日開催の総会に報告したのち、直ちに大学評価・学位授与機構長宛提出することにしたいが、如何か。なお、過日の理事会には、機構への意見の提出期限が総会当日の11月15日となっているので、これの総会での扱いは審議事項でなく報告事項としたい旨申し出て、その了承をいただいた。

引続き委員長から、配付資料にもとづき意見案の説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 「評価の目的」について、委員の方の意見のまとめに、「基本理念として、評価結果がそのまま資源配分に繋がらないことを明示すべき」とあるが、評価をまったく資源配分と繋がれないとすることは、外部からみた場合にどうか。評価と資源配分との関係は専門委員会Bで議論しているが、基盤的経費は一定の比率で保障した上で、競争的部分について主務省が評価し、数%とか10%程度のある範囲内で配分に反映させることは避けられない方向であろうと思うし、それをゼロとすべきとすれば、産業界からの強い批判が出るであろう。そういう意味でこの部分を、評価結果は資源配分に関係するがそれをどの程度とするかといったことについては十分な議論が必要である、というように手直ししては如何か。
- それは法人化後ということであれば構思うが、今回は平成12年度の評価に関することであり、現在の設置形態のもとの評価結果の扱いということを押さえて意見を言うべきと思う。
- ご指摘は尤もなので、原案どおりとさせていただきます。
- 文部省は、法人化以前でも機構の評価結果を何らかの形で資源配分に繋げる考えはあるのか。
- 段階的实施の途中で、第三者評価結果をそのまま資源配分に使うことは考えていない。
- 大学審議会答申では、「評価結果を資源配分に当って参考にすることもある」という婉曲な書き方になっていた。それが、十分な議論がないまま評価と資源配分が結びつくのは当然であるかのような議論になっているのはおかしい。全部の学部や研究科を評価し、それで5年間の計画と結びつけて資源配分をどう

やるかというなら判るが、これからそれぞれの学問分野ごとに何年間もかけてやっていく評価というものを予算配分にどうやって結びつけていくのか、テクニカルにも非常に問題がある。

- 評価というのは、一つはクオリティ・アシユアランスによって各大学が教育研究の改善の参考とすることにあるが、それは将来間違いなく資源配分に影響してくるであろうと思っている。しかし、5年に1度、特定の大学・学部だけ選んで評価を行い、それを資源配分の根拠にするのは適切ではない。大学も第三者も納得できるまではすべきでないであろう。多くは、評価が将来とも資源配分と無関係であり得るとは思っていないのだから、そこは、常識的な範囲で書いてもらいたい。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように諮られ、了承された。

今回取りまとめた意見は、平成12年度に着手する評価に限定することであるので、評価と資源配分の関係のところは、原案どおりとし、他はご了承いただけたと思うので、第8常置委員会委員のご意見を委員以外の学長の意見と併せて国大協の意見として会長名で大学評価・学位授与機構長宛提出することとし、この旨来る総会に報告したい。

3. 大学評価・学位授与機構評価委員会等との意見交換等について

委員長から、第8常置委員会として機構との関係についてどのようなスタンスでどのようにして相互に意思疎通を図っていくべきか、前回内田委員作成の原案についてご意見をいただいたが、さらに加えるべき項目等についてその後寄せられたご意見を踏まえ、内田委員に修正い

ただいたので、その説明をお願いしたい旨述べられた。

ついで、同委員から、その後、各委員から種々いただいたご意見（資料「5-2-2」）を加味して資料「5-2-1」のとおり再整理した旨述べられ、修正点等（意見交換等の①項目；平成12年度大学評価事業の総括(改善方法)、大学側からのクレーム、評価諸活動の改善方法、平成13年度大学評価事業実施計画、重要事項への対応、②方法、③時期、④参加者）について説明があった。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 評価対象機関の選定が文部省の権限という点は誤解を招く。国立学校設置法第52条の3に、「評価は大学等の設置者の要請を待って行うもの」となっている。文部省の権限は要請する権限と解釈するべきであり、決定し通知するといったことはどこにも明文化されていない。機構は、大学共同利用機関の一つであるから、国大協が機構にもっと立ち入ってやってよいという意見もあるが、そこは世間から認めていただくためにも国大協と機構は緊張した関係を保つことが必要である。それは文部省と機構の関係においても同様であろう。「権限」は「要請する」と改めてはどうか。

- 大学側のクレームについては、国大協と機構があまり親密にやれば総務省が自らやるということになりかねないので、これはアメリカと同様にドライにやることを考えた方がよいと思う。

- 機構との意見交換は、堂々とやるべきだ。機構や国大協以外の外部からも見えるようにやるというのが公的にやるという意味だと思う。

- 公的ということでは書面を通じてやるのが

一番いいのではないか。

- 意見の申出は書面で行う方向へ徐々に移行していくのがよいと思う。ただ、ここしばらくの間は誤解を避けるためには口頭ということも書面ということもあるであろうが、こそそはやってはならない。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

機構との間の関係はかなり整理され判ってきた。内田委員には引続き次のステップとして、どの段階で誰が（委員長か、グループか、委員全体か）具体的にどういう問題について機構と意見交換していくべきか、その原案を作成願いたい。

4. 大学評価の現状と課題に関するアンケート調査について

委員長から、アンケートについて各委員から寄せられた意見にもとづき行った修正等（送状の一部字句修正、経過報告の前にアンケート票を移動、法人化に関連した設問の削除、具体的な問を立てた、その他の参考資料につき金子委員と委員長とで加筆・修正したことなど）について説明があった。

ついで、意見交換が行われ、設問の記述表現についての修正意見のほか、次のような意見があった。

- 機構から、実施の手引的なものが出てきた現段階では、アンケートを行う意味が最初のときとは変わってきているのではないか。今の段階で第8常置委員会として考えるべきことの一つは機構への対応であるが、各大学の学内の体制をどうするかということも重要である。学内の体制はどこの大学も総じて十分でなく、これを第8常置委員会としてどう働き

かけるかが問題である。そこで、第8常置委員会としては、現状として各大学にどの程度の組織ができていないか、各大学が第8常置委員会に何を期待しているか、等について何うことが必要だろう。その上で、次にやるべき課題は、実際に評価を担当している教官を集めて具体的な対応を議論する機会をつくることではないか。

- 4つの設問のうち、問3はなくてもよいのではないか。3つの設問で十分回答ができるように思う。
- 問1は、自己点検評価の現状と第三者評価への対応ということが混ざっている。また評価はテーマ別評価を除けば部局単位で行われるので、部局の体制がどうなっているかを聞くことも必要である。全体として今行われている大学の評価の実態が判るよう、もう少し焦点を絞った方がよいのではないか。

以上のような意見等があったのち、委員長から次のように述べられた。

アンケートの設問については、一つは、自己点検評価の現状と第三者評価に対する対応の現状とに分け、全学レベル、部局レベルの実態を問い、もう一つは第8常置委員会に対しての要望、さらに、評価についての議論がすすんでいればその内容について何うということ委員長のもとで修正することとし、その修正については委員長にご一任いただきたい。

5. ガイドラインまたはガイダンス資料（各大学への助言、情報提供等）の作成について

委員長から、前回いただいたご意見及びその後の各委員から寄せられたご意見（資料「5-4-2」）を考慮し、岡田委員には苦勞をおかけしたが、ガイドライン又はガイダンス資料とい

うことでなく、「大学評価についての基本的留意点」という形でアンケートに添付することとしては如何かとの提案があり、引続き資料「5-4-1」の「大学評価についての基本的留意点(案)」にもとづき、自己点検・評価システムを効果的にするための4つのポイントについて説明があった。

この委員長からの提案・説明について特に異議なく、了承された。

なお、委員長から、アンケートは、修正後各委員にお送りし、特に強い反対がなければ、速やかに各国立大学長宛送付することにした旨付言があった。

6. その他

- (1) 機構の「実施要項」は何時頃出るのか、また事前に第8常置委員会に提示して貰えるのかとの質問があり、機構から、1月下旬を予定しており、事前の提示については別途相談させていただきたい旨回答があった。
- (2) 次々回を平成13年1月12日(金)13:30~16:00、その次の回を2月6日(火)13:30~16:00とすることを決めた。また、次回開催日(12月11日)について確認した。

以上をもって本日の議事を終了した。

第8常置委員会

日時 平成12年12月11日(月) 13:30~16:05

場所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

田頭、大澤、椎貝、森本、佐藤、赤木、山田、河野、池田、田中、金子、藤本、内田、天野各委員

岡田、池田、野角各専門委員

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所

(陪席者) 文部省; 渡辺大学評価専門官

大学評価・学位授与機構; 高石副機構長、山本評価事業部長、中島評価第1課長

松尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、今回から大学共同利用機関からのオブザーバーとして出席の堀田凱樹国立遺伝学研究所長の紹介があった。

〔議事〕

1. 諸報告

(1) 文部省・調査検討会議「目標評価」委員会

委員長から、次のように「目標評価」委員会の動きについて説明し、作業部会の設置とその委員構成について了解を求められた。

文部省は、調査検討会議の各委員会がそれぞれの検討事項について5月の連休前までに、ひとつおりの「まとめ」の原案的なものの提出を求め、各委員会が夏までには一定の「まとめ」を作成した上、制度設計に入ることを想定して日程を考えているようである。そういうことを考えると、「目標評価」委員会としては、1月に作業部会を発足させ、そこに第8常置委員会及び専門委員会Bの意向を反映させながらやっていく必要があると考える。作業部会は少人数の体制とし、できればその構成は、第8常置委員

会から委員長と内田委員，専門委員会Bから奥野委員と丸山委員にお願いできればと考えている。

(2) 設置形態検討特別委員会(11月30日開催)及び同委員会専門委員会座長連絡会議(同11月30日開催)

委員長から，設置形態検討特別委員会専門委員会座長連絡会議の初会合が正副委員長も出席し開催され，各専門委員会の審議状況が文部省の委員会と併せて報告された旨述べられ，先立って開催された特別委員会の議論を含めて次のような説明があった。

組織業務委員会(専門委員会A)は，法人の形態をどうするか議論が中心になっていて，未だ具体論にすすんでいない状況にある。

人事制度委員会(専門委員会C)は，人事システム，給与システム，公務員型・非公務員型，学長の選考方法等が議論されている。

評価については，第8常置委員会ですすめているアンケート調査，機構との意見交換，長期目標・中期目標等の議論の進捗状況を報告し，目標評価委員会(専門委員会B)では中期目標・中期計画の意義，課題，留意点等及び国立大学に相応しい中期目標の具体例の提出を求めている旨報告した。

また，大学が法人化された場合，仮に特別会計的なものが認められたにしても大学が給与，人事，その他について個別に文部省と交渉するのは大変なので，それらを行い得る大学連合組織をつくるべきではないかということを発表し，これも今後の検討事項の一つとすることとした。

どの専門委員会とも結論的なことはまだ出ないので，取り敢えず最善のケースを仮定し，それを前提に検討をすすめていかざるを得ないと

いうことが座長連絡会議で了解された。そのほか，今後，独立行政法人化という用語を使うのは止め国立大学法人ということにし，また，「法人化」という用語ではなく「法人格を取得する」ということにした。

設置形態検討特別委員会では，委員長に求められて，名古屋大学で議論がすすんでいる「法人格の取得と大学運営について」について説明し，質疑応答を行った。また，東京大学の小早川教授から，国立大学の法人化の方法に関し説明を聞いた。通則法の造りは間接方式であり，直接方式には「国立大学を設立し，大学は設立されると同時に法人となる」(A-a)と「国が法人を設立し，法人は当然に学校教育法上の大学とされる」(A-b)があり，A-aは現行制度の仕組みにとりわけ近く一番望ましいが簡単には通らないかもしれないということであった。

以上の報告・説明について，次のような質疑応答があった。

- 東大の報告書や自民党の提言にも「国立大学法人」という同じ言葉を使っているが，それぞれニュアンスが異なるので，全体を包括した形なのか，それとも通則法を特例法でモディファイするものすべてを指すのかははっきりしないといけな。
- 通則法と別の法律を作るのではなく，通則法に準拠する形になるのであろう。
- 99大学すべてが国立大学法人化するのは難しいと思う。具体的な形ということではなくても運用ということで実質化される。その場合，どういう手当てが成し得るか。
- 国大協が，国立大学のままでいくのか，法人格を取得するならどういう形でいくのか，意見をまとめるべきであるが，まだできない。

連實会長は、国立大学側からのメッセージの発信は1月がデッドラインではないかと言ひ、各専門委員会で意見がまとまらなければ、長尾委員長私案ということでも出してほしいと言われている。

- 国大協は任意団体で、“仲良しクラブ”であるが、国立大学が法人化したとき、文部省とはどのような関係をもとうというのか、その組織の性格はどのようなものか。
- “仲良しクラブ”のままでは駄目であり、連合組織は法人でなければならないと思う。たとえば持株会社のようなものをイメージする。
- 法人化の制度設計にそういうものが入っているかどうかでかなり異なってくるので、大事な問題として議論が必要である。
- 第8常置委員会であった意見として特別委員会等で申し上げる。
- 来年独立行政法人に移行する大学入試センターが、中期目標・中期計画についてどういう書き方になるのか質問したところ、文部省からイメージの提示があるのみで、具体的な指示はないということであった。

2. 大学評価の現状と課題に関するアンケート調査について

金子委員から各国立大学に行ったアンケート調査の結果について「資料6-1-A」及び「資料6-1-B」に基づき次のような説明があった。

「A」は回答のまとめであり、「B」は回答の集計結果である。まだ作業は完了しておらず、暫定的なものである。

まとめの要点としては、機構への対応組織は、全体の約7割の65大学で設置され、残り約3割

の大学が設置されていないという回答だった。ただ、未設置の大学でも、これから検討するところでは少なく、これまで自己点検評価を行ってきた学内の自己点検評価組織で対応するか、それを改組して当てるという回答が殆どであった。他方で、設置されていると回答された大学でも、自己点検評価関係の委員会が担当するとしているところもかなりあるようである。従来の自己点検評価組織を活用すること自体を否定するものではないが、いままでとは異質の作業が加わるので、組織的対応が十分にできるかどうかあまり自明ではない。機構に対応する組織を設置した大学は明らかに組織が異なり、従来の組織のままの大学では問題が生ずるであろう。

学内組織の責任者については、学長が最も多く、次に副学長のケースが多い。多分評価作業の責任者は別に任命されていると思われる。事務局の評価担当者については、各大学まちまちで総務部長、総務課長、専門員等々の肩書きが多い。これは学内の位置づけが明確ではないことによるもので、評価が本格化するにつれて事務局体制や専門的な人員をいかに確保するかが重要な問題になってこよう。

機構への注文については、様々な注文があるが大きくは3点ある。1点目は、マニュアルは具体的に分かり易くあってほしいが、評価の実施にあたってはマニュアルで厳密に縛らずに各大学の主体性を重んじることということ、2点目は、機構が設定する評価の目標がどの程度とか、4段階評価に対する注文、大学・学部の多様性への考慮等である。3点目は、評価の効果と効率性についてであり、たとえば、教養教育を評価するのであれば今後の改善に使えるようにしてほしい、評価は膨大なエネルギーを要

するので過大な負担にならないようにしてほしい等である。

第8常置委員会に対する要望については、国立大学側の立場で機構への提言、要望を期待する、評価のあるべき姿、法人化との関連について、個別大学における評価の取り組みの情報提供、評価機関への評価、国立大学間のネットワーク化等である。

以上の説明について委員長から次のように述べられた。

まとめていただいたアンケート調査については、①機構へ提供し、評価活動の参考にしていただく、②全大学にフィードバックする、③第8常置委員会の課題の整理、見直しに利用することにしたい。また、第8常置委員会への要望としてあった、国大協にホームページを開設し各大学の評価担当者が評価に関する各種の情報を見られるようにすることも必要と思うので、その可能性について関係者と相談したい。場合によっては名古屋大学または東京大学にキーステーションを置くことも考えてみたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 99もの大学の評価を一遍に行うということは外国にも例がなく、機構の行っていることは世界ではじめてである。米国では数大学程度がコンソーシアムのようなものを作っている。そこでの評価は主として財務状況が中心であり、財務がうまくいっていれば存続し発展していく可能性があるから良いとみられる。
- 機構は初めの5年ほどはパイロット事業として行い、アカデミックな評価を行うことになっているはずである。
- 法令上、機構が行う評価は、教育及び研究、その他の活動ということになっている。

○ 機構はアカデミックに関する評価を、主務省の評価委員会が財務と運営面の評価を行う。主務省は機構の評価を尊重するというのが我々の理解である。

○ 教育についての評価は機構の傘の下と思うが、それ以外の分野は傘がない。それをどうするのか。主務省の評価委員会の評価を直接受けるのか、それとも別の何らかの傘的なものを考える必要があるかが論点としてあると思う。

○ 法人格を取得した場合でも、資源配分についてアカデミックな評価が各法人にダイレクトに大きなパーセントでくるのはおかしい。しかし、それがゼロというわけにもいかないであろうから、主務省の評価委員会がどういう装置になっていけばいいのかということを考えておく必要がある。

○ 創設準備委員会段階での機構の役割ということについては、それぞれの教育研究について、その目標に則してどの程度達成したか、活性化するため、評価結果をフィードバックすることとアカウントビリティの2つの問題だけであって財務は入っていなかった。

○ それぞれの学部・研究科単位で教育研究の評価を行うのはその活性化のためであり、財務評価の問題をこの委員会で扱うのはおかしい。

○ 財務の評価基準とアカデミックな基準はおのずと違うということか。

○ 第8常置委員会としては、アカデミックな面での大学の評価はどうあるべきか、それをどのように活かすかということを議論すべき場であることを確認したい。

○ 財務についての評価は会計数値であり、そこが資源配分のよりどころになっているの

で、会計の評価機能を独法化と併せて議論すべきと以前から言ってきた。たとえば、運営費交付金が執行額を上回った場合、その差額はどうか評価されるか。その評価のされ方によって次の資源配分が決まってくる可能性が多分にある。

- 大学の努力が余剰金を生んだのに、あまったから次は交付金を減額するというのは評価の活性化に繋がらないし適切ではない。財務の問題は専門委員会Dで検討いただく問題だが、本委員会として頭の隅に入れておく必要がある。
- 情報が十分伝わっていないためなのか実際に始まる機構への対応が各大学とも非常に遅れているように思える。重要なのは、実際に評価を行う大学の身になってどうすればうまく動かすことができるか考えることだと思う。
- 国大協関連の大学評価の情報を各大学の評価担当者がアプローチできるよう第8常置委員会が独自にステーションを設けるよう努力したい。ついては金子、池田両委員にご協力をお願いしたい。
- 国大協のホームページをつくり、国大協として体制を整えるようにすべきである。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

今回、各大学からはっきり要望が出てきたので、それらを整理し直してみても、たとえば説明会をもつのがいいのか、あるいはインターネットだけでよいのか、早急に本委員会で議論させていただく。また、アンケート結果を各大学にご報告する必要があるが、その前に各委員から修正すべき点や付け加えたい点があれば1週間以内に事務局宛申し出ていただき、その後、取

り敢えず資料「6-1-A」を送付し、資料「6-1-B」はまとめて整理した後送付することとしたい。

3. 大学評価・学位授与機構大学評価委員会等との意見交換について

内田委員から、「大学評価・学位授与機構大学評価委員会等との意見交換について」(案)(「資料6-2」)について次のような説明があった。

前回の議論を踏まえてまとめた。一つは「基本方針」、もう一つは「具体的な意見交換等」の二つに分けてある。「基本方針」の1と2はすでにこの委員会で決めた事柄で再度記載し、あと2点を付け加えた。新たに加えた中の、第三者による調停機関の設置等との関係をどのようにするか、機構には申し立て制度があり、大学の申し立てを最終結果と併せて公表することとされているので、検討いただきたい。

「具体的な意見交換等」については、「実施要項等」、「分野別評価における追加等について」、「平成12年度大学評価事業の検証、平成13年度大学評価事業実施計画に対応するWGの設置の必要性」等々について検討いただきたいが、少し先取りし、たとえば平成13年度の全学テーマ別評価に取り上げるべき項目を本委員会で検討し機構へ提案してもよいと思うので、検討いただきたい。

以上の説明について次のような意見交換が行われた。

- ワーキングを作るとしたら、平成12年度の総括とか平成13年度の実施計画ということに絞って組織したほうがよいか。
- 平成12年度の総括は平成13年度に連動するだろうから、2つは同じメンバーでワーキングをやっていたいただきたい。ものごとが決まっ

てから意見を言うのではなく先手を打って機構へ意見を言うべきである。

- 尤もなご意見であり、平成12年度、13年度の評価事業に関しワーキンググループを作って検討していくことにしたい。
- 大学と機構の間で意見が相違したときに、その調停役を第8常置委員会が買って与えるということか。
- 機構の評価に対し大学から異議申し立てがあった場合、機構は再審議し最終報告にクレームも併せて公表するシステムになっているが、そのシステムに第三者による調停というものをどうのように乗せるのか乗せないのか、また、第8常置委員会が調停を行うかどうか議論願いたい。
- 異議申し立てに関しては外国では訴訟でしかできない。大学側から不服申し立てが出ないようなプロセスを作ることが必要と思う。暫く機構がどういうプロセスで行うか見守ってはどうか。それから考えても遅くないと思う。
- 一つ一つの大学だけでなく学部・学科も関連してくるので、それを個別にこの委員会に取り上げていくのは難しいと思うので、そこは機構として工夫していただけるようお願いしたい。
- 評価にあたっては、如何にして評価を受ける側の気持ちを傷つけずにメッセージを伝えるか工夫が必要だ。
- 場合によっては何らか考えたいが、第8常置委員会として扱うのは馴染まないように思う。
- 平成13年度の実施計画について機構としてどのように考えているか伺いたい。
- 平成12年度は今年の7月に発表した、平

成13年度はそれより早く5月頃には評価委員会等の審議を経てテーマ等を決めたい。その過程で当然国大協のご意見を頂戴することが大事なことだと思っている。

- 12年度については日程その他一方的にすすめられたことは遺憾である。お互い十分な意思疎通がなければ本来の大学評価はできない。
- 初めてのことなので、たとえば、専門委員会の構成、その委員の推薦のお願い等タイトな日程でやらざるを得ずご迷惑をおかけし反省している。2回目は各位に過度な負担や切羽詰まった形にならないようにしたい。
- 国大協から要望書を出し、それに対し機構も真摯に受けとめた回答があったので、今後は十分必要なことを行っていただけるものと思う。
- 今回はパイロットで評価事業を行われるが、機構は来年度に向けて改善していくためのフィードバック体制をつくるプランをもっているのか。大学は評価を受けた場合、それぞれ報告書を作成する必要があるが、いろいろ意見があると思う。評価される側の具体的な意見を汲み上げる仕組みをもたないと改善に繋がらない。それが機構になれば第8常置委員会でそれを行う必要がある。
- ご指摘の点は、評価の対象となる大学のすべてと面談する機会があるので、その場で現在行っている評価の問題点や改善点について生の声として伺うことが大事と考えている。
- 来年度の実施要項案を準備中と聞いている。これが機構から国大協に示されれば、会長の判断によるが第8常置委員会で検討することになるかもしれない。
- 今回の実施要項は何年も変わらないという

ことでなく、パイロット事業としての暫定的なものであるからあまり神経質にならなくてもよいが、ただ実施された後、評価された側が問題を感じたときに、どういう形で意見を聴取し、良いものを作っていくことを当初からプランの中に組み込むことが大事であり、ぜひ行ってほしい。

以上のような意見交換があったのち委員長から、内田委員には、委員長と相談のうえワーキンググループの作り方を考えていただき、また、当面の実施要項の問題及び評価実施後の意見が反映される組織体制になっているかどうかをお考えいただきたい旨述べられた。

4. 長期目標・中期目標について

委員長から、「長期目標・中期目標等」について意見を提出いただいた委員の発言を求めたところ、字句の修正の申出のほか、次のような発言があった。

○ 学内で、長期及び中期の目標はいずれ財務に関係してくるという前提に立って検討している。ある基準を示されると、各大学は達成度を意識して、学術のレベルアップに繋がる目標設定にならないと思う。一般的にあまり細かいことでなく、各大学が独自に作れるよ

う大枠のみ示してほしい。

○ 来年4月に独立行政法人化する他省庁の機関の中身を見ると長期目標は入っていない。ある意味では国の関与の原則では長期目標は必要ないということになる。長期目標を詳しく記すと自由度を失うので、各大学の理念・目的で留めてはどうか。中期目標が重要であり、ここに盛り込むことを考えるのがよい。ついで、委員長から次のように述べられた。国大協としては、大学という教育研究機関は、長期目標があつての中期目標でなければならない、中期目標から考えるのはおかしいと主張してきた。だから調査検討会議などで大学の長期目標とは何かと問われたら、これを論破するだけのものを持つ必要がある。それを専門委員会Bで議論しているところであり、各委員から提出していただいたご意見を大いに参考にさせていただく。

5. その他

委員会開催日について、既に決定してある次回（平成13年1月12日）及び次々回（2月6日）の後を4月3日（火）とすることを決めた。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日時 平成12年11月1日(水) 14:00~16:20

場所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

荒川, 吉田(洋), 小澤, 斉藤, 江口(代理:宮本熊本大学副学長)各委員
大山専門委員

(文部省)布村医学教育課長, 浅野医学教育課課長補佐

鈴木委員長主宰のもとに開会。

1. 委員の委嘱について

委員長から、浜松医科大学山崎 昇学長の退任に伴い、後任の同大学寺尾俊彦学長を本委員会委員として、委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

2. 平成13年度医学教育関係の概算要求等について

布村医学教育課長から、次のような点について説明があった。

配付の資料「大学と学生」は、医療人養成教育の改革の現状と展望について、医学・歯学・薬学・看護の中心となって担当されている教官の論文が掲載されているもので、文部省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」でコア・カリキュラムについて検討していること及び「学士を対象とする医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」で将来的にはメディカル・スクールも視野にいれて検討している医学部の学士編入学制度の拡充に関することが紹介されている。コア・カリキュラムは国立、公立、私立大学共通の基礎医学と臨床医学統合型のモデル・カリキュラムを構築し、6~7割のモデル・カリキュラムのもとに学生が選択できるカリキュラム・コースを各大学で組み、特色ある教育をしていただくように

検討しているものである。また臨床実習についてもコアとなる必修の内科・外科等の診療科と学生が選択して実習する診療科に分けて位置付けることも検討している。

平成13年度の医学教育課関係概算要求については、次のような事項を要求している。

(1) 大学院研究科等の新設・整備

- ① 教育部・研究部の設置
- ② 研究科の設置
- ③ 専攻の設置
- ④ 専攻の整備

(2) 学部の学科の新設等

- ① 看護学科の新設等
- ② 博士講座の増設

(3) 医学教育の改善充実を促進するための全国共同利用施設の新設(Step1)

- (4) 医学部における学士編入制度の拡充
- (5) 人間性豊かな医療人育成のための学習実習の充実

(6) 大学附属病院の整備・充実

- ① 先端医療開発拠点の整備
- ② リスクマネジメント体制の整備
- ③ 病院の統合
- ④ 診療科の再編
- ⑤ 薬剤部の整備
- ⑥ 治験管理体制の整備
- ⑦ 特殊診療施設の新設
- ⑧ 集中治療部看護要員の整備

3. 現在の医学・歯学教育をめぐる諸問題について

委員長から、資料に基づき、米国では、カレッジの4年間で生物学、化学、物理学、数学、倫理、伝達表現、社会科学等のリベラル・アーツを習得し、MCATの試験を経て医学部に入り、2年間基礎医学を学びStep1の試験で基礎医学の学力の有無を試験された後、臨床教育を受け、2年後Step2試験を受け医学部を卒業する。日本でも法曹教育について、ロースクールの話なども出ており、また現在文部省の二つの調査研究協力者会議で医学・歯学教育の在り方及び学士編入学者の教育の在り方が審議されており、その会議に対しての国大協の意見は重要な意味をもってくるので、今後の医学・歯学部の代わりに米国型の4年の一般大学を経たのち、4年制の医学部に入るメディカル・スクール構想を導入するか、各委員のご意見を伺いたい。

メディカル・スクール構想は、医学部に入る前に人間的成熟、広い知識の習得、自己解決型人間の養成、国際人としての語学力の養成等の利点があり、何よりも現在のままであると、わが国の医学部・歯学部における教育程度の低下が心配されるからである。メディカル・スクール構想の導入について、日本にリベラル・アーツのカレッジが少ないこと及び研究に入る年齢が遅れることを理由に消極的な意見もあるが、米国でもリベラル・アーツのカレッジがそれほど多くはなく、それ以外の大学から医学部に進む者もあり、また、著名な業績を上げた研究者が必ずしも若い年齢で早くから研究を始めたわけではない。

以上のうち、各委員により次のような点につ

いて、意見交換が行われた。

- 6年一貫制の医学部で、教える内容が多くなっているのに、明治以来の考えで死体標本で解剖学を多数の時間教える意味があるか。生体と死体標本では異なり、臨床教育には余り役立たないので、その半分でも臨床的教育に時間を使う方が教育効果があるのではないか。外国ではパソコンを駆使し、自由に人体をスライスして画像で教育・勉強している。
- 臨床実習も全診療科一律に学生を短期間ずつ回して教育するのでは、何も覚えられない。外科・内科など中心的に実習する科とそうでない診療科を区分して実習するべきである。
- 学士編入学制度は、全国から応募者があり、卒業しても、地元医師にはならない。一方、学士入学の枠の拡大に伴って、転職者の学生が増加しており、学生の質の低下が心配されている。追跡データの分析が必要である。
- 学士編入学で人文系学部卒業者が入ってきて、医学教育についていけないという心配があるが、米国の医学部のように、医学部入学前に取得してこべき医学教育に必要な科目を明示し要求すれば、授業についていけると思う。
- 物理、生物、化学の3科目を高校で学習してくるよう医学部に入学する者に要求することは、大学が決定すればそれに応じてカリキュラムを変え得るという高校と、医学部進学者だけのためにカリキュラムを変えることはできないという高校があり、大学や高校の団体の代表者が集まり協議する必要がある。
- 現在検討中のモデル・コア・カリキュラムには、6年間の医学部在学中に教養については、ここまで教育し、その後専門教育に進むというラインをある程度設定したいと思って

- おり、その中に生物、情報、倫理など入れた
 と思っています。
- 教養の概念が昔と変わってきている。自分の専門でない他の領域を広く勉強すること自体が教養になるのではないか。学士編入学や2つの学士号を与えるような仕組みも広い意味での教養教育を与えることになると思う。
 - 高校の生物教育の程度も低いし、中学・高校の教員養成を行う教育学部の教育も十分ではない。その改革が必要であるが、それらを全部変えるのは困難であり、医学部入学前に4年制のカレッジで教育し、その卒業者をメディカル・スクールに入学させる方が解決が早い。
 - 現在、コア・カリキュラムの検討など医学教育の改革が進みつつある。それを達成させて、その後、メディカル・スクールができれば成功すると思う。まず医学教育の改革を急ぐべきである。
 - 学士編入学にそのような問題がつかまとうとすれば、思い切ってメディカル・スクール制に切り替えることも考える必要がある。
 - メディカル・スクールについて、私立大学は経営上の問題もからみ積極的ではない。
 - 予算要求における拠点の考え方というのは、これからも増加するのか、そうなると地方大学は窮地に立たされる。小さい大学は核を出そうとしてもなかなかできない。
 - 独立行政法人化した場合に、運営費交付金が各法人に一定の基準で配分されると思うが、拠点という考え方が導入されると、予算などはどのようになるのか。大きい大学に国主導で拠点を付けていく形では小さい大学はいつまでたっても競争できないし、一般的に賛同も得られない。勿論、今までのようにどこも同じで良いということではないが、東大、京大の真似をするのではなく、各大学は特色を出して競争しないといけない。
 - 中期計画が終わり、各法人に余剰金が出たら、それを蓄積していけることが必要である。それによって小さい大学も競争できるようになる。
 - 財政も重要であるが、科学研究費で研究費を確保しても人が雇えないのでは困る。人事制度も併せて考えないといけない。
 - 医学教育について、基礎の教官が臨床教育にシフトしていくのは良いことと思うが、それができるかどうか。これから学際的な領域の教育も増えていく中で、自分の城を守るのではなく、講座に張り付いた教官が必要に応じて授業に出ていくというシステムの教育が必要である。
 - 大学全体としても学部の閉鎖性を打破し、教官を大学全体の教官と考えてもらわないと定員削減などもあり、これから大学が成り立たない。そのためには一番遅れている教官の意識を改革し、新しい考え方を持ってもらう必要がある。
 - 学士入学者を入れると教養教育の教官定員を減らされるが、独立行政法人化すれば、人件費の制約はあるが、人員を自由に各法人で決められるので、減員も必然ではなくなるのではないか。
 - 独立行政法人化後、学生の定員管理を各大学に任せるのか、国で管理するのか、学生数と教官数を連動させるのか、連動させないと教官定員だけが減らされるということにもなり兼ねない。予算の安定性確保には制約が伴うので、そのバランスの取り方が苦慮するところである。

- 予算や人員について、何割かは各法人の自由にしないと競争ができない。学長権限を強めるための学長裁量経費などはあるが、学長権限で少人数でも人員配置ができるシステムが必要である。
- 米国の Step 1 に相当する試験を、日本の国立、公立、私立大学共通の試験として行い、臨床実習のレベルを上げたいと考え、できれば平成13年度から一部大学で試行するべく検討している。10大学でも先発してその試験をすれば、他の大学も自分の大学のレベルを知るため参加してくる。
- 日本の大学医学部の学生の出席率は悪い。それでいて適当に卒業するというこのシステム、及び学生と教官のメンタリティを変えな

いといけない。そこが一番大きい問題である。

- 卒後臨床研修の必修義務化についての法案が衆議院で審議中であり、近く成立の見込みが高い。これについては文部省も国立大学も、研修に専念させるためにも研修医の給与の財源保障が前提であると言ってきたが、一般会計からの見込はなく、診療報酬からの財源は、医師会の反対もあるので、厚生省はいまだはっきりした答えを出していない。

以上のような意見交換があった後、委員長から、メディカル・スクール構想については、今すぐ結論は出ないが、近い将来各委員が検討し、意見をまとめていただきたい旨述べ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成12年10月2日(月) 13:00~15:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

横須賀, 吉原, 須藤, 仲井, 矢谷(代理: 上野三重大学副学長), 野村各委員
水原, 山崎, 的場, 八尾坂, 羽田各専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員となられた横須賀 薫宮城教育大学学長及び代理出席の上野三重大学副学長の紹介があり、議事に入った。

〔議 事〕

1. 専門委員について

委員長より、次のように諮られ、了承された。

本年8月1日付けで、本特別委員会の専門委員であった横須賀教授が宮城教育大学学長に就任し、学長委員となったことに伴い、その後任として東北大学教育学部水原克敏教授をお願いし

たい。

次いで同専門委員の紹介があった。

2. 「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会(審議経過報告)」に関する意見について

委員長より、次のとおり説明があった。

本年7月6日に文部省初等中等教育局から、国大協宛に「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会(審議経過報告)」について、意見聴取の依頼があった。これを受けて本特別委員会で持ち回り審議の上、意見のとりまとめを行い、去る8月11日に会長名をもって文部省に提出した。

3. 教員養成特別委員会作業委員会の審議状況について

委員長より、次のとおり報告があった。

本特別委員会は6月開催以降、7月7日、9月1日並びに本日の午前中に作業委員会を開催した。その主な内容は本日の議題となっている、①「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」及び②「変動期における教員養成システム構築に向けての政策的研究」(科学研究費の申請)についてであり、これらの課題に関する今後の取り組み等に関して、検討を行った。また、これらに関連し、9月1日の作業委員会に文部省大学課教育大学室の石井室長及び安部教員養成・調査係長にお越しいただき説明を伺うとともに意見交換を行った。

なお、「変動期における教員養成システム構築に向けての政策的研究」(科学研究費の申請)については、おって、担当の専門委員から、説明願うことにしている。

4. 「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」について

委員長から、次のように述べられた。

この懇談会は、文部省高等教育局長裁定の要項に基づいて設置されたもので、「長期的観点に立った国立の教員養成系大学・学部の在り方について」学部、大学院、附属学校の果たすべき役割、組織、体制の在り方、等について提言することを目的としている。第1回懇談会は、8月28日に開かれ、座長に高倉 翔・明海大学長が選出された。懇談会は20名の委員から成り、国立大学からは、岡本を含む学長4名、学部長3名、教授2名が加わっている。第2回目は9月21日に開催された。以上がその概要である。

次いで、同懇談会の第1回及び第2回における審議状況等について配付資料「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会について(第2回)」を基に、具体の説明の後、第3回以降は、各検討課題に関する論点整理に入る予定であるが、本特別委員会の意見を問われることもあり得るので協力願いたい。

引き続き意見交換が行われた。

5. 「変動期における教員養成システム構築に向けての政策的研究」(科学研究費の申請)について

委員長から、次のように述べられた。

本特別委員会は、本年3月に「今後の教員養成と教育系学部の在り方について」を刊行したが、その後の教員養成を取りまく状況のなかで、本年度の課題として「変動期における教員養成システム構築に向けての政策的研究」が必要であるとの判断から、その内容と方法等について作業委員会で検討を重ねてきた。この調査研究は、その重要性に鑑み、科学研究費補助金の申請を踏まえた形での計画となっている。

については、その内容等について、各担当専門委員から、それぞれ説明願いたい旨述べられたのち、引き続き山崎専門委員から概要説明を、次いで羽田専門委員から上記課題の配付資料に基づき、次の事項等に関し説明があった。

I. 研究の目的

II. 研究の内容

(1) 教員養成カリキュラムの原理

- ① 教員養成カリキュラムの科目区分と統合原理
- ② 教員養成に対応した教養・共通教育
- ③ 個性的な教員養成カリキュラムと統合原理

- (2) 教員職員免許基準のあり方
 - ① 教員の専門性と免許基準との関係
 - ② 教育指導者の専門性
 - ③ 大学院段階の専門性

なお、この調査研究班の構成は、岡本委員長を代表に、本作業委員会のメンバーと、それ以外に教員養成の専門家にもお願いする予定であるが、現在、検討中である。

- (3) 教員養成機関の組織原理
 - ① 柔軟な教員組織
 - ② 非教員養成課程と教員組織
 - ③ 生涯学習・大学院と教員組織

以上の説明の後、意見交換があり、次いで委員長から次のように述べられ、了承された。

III. 研究の方法

- ① 外国調査（シンガポール、イギリス、アメリカ）
- ② 国内調査（大規模教育大学、複合大学の教育学部等）
- ③ 教育委員会調査
- ④ 学校調査

本日の意見等も踏まえ、学校教育がさまざまな困難な問題に直面するなかで、教員の資質能力の一層の向上が求められており、そのために改めて長期的な観点に立った国立の教員養成系大学・学部の在り方が問われている。社会的要請に応えられる教員養成システムの構築が必要であり、そのための基礎的データを得るために本調査研究の実施は重要である。ぜひ協力をお願いしたい。

IV. 研究期間 2001年～2002年

以上をもって本日の議事を終了した。

(第5回) 設置形態検討特別委員会

日 時 平成12年10月11日（水） 16:30～18:30

場 所 学士会分館（本郷）6号室

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

丹保、海妻、阿部、北原、鈴木、梶井、内藤、佐藤、石、松尾、西塚、杉岡
（代理：板垣横浜国立大学長）、江口、田中各委員

馬渡、小早川、森田、奥野、丸山、西川、浦部、内田各専門委員

（大学共同利用機関）堀田凱樹国立遺伝学研究所長

長尾委員長主宰のもとに開会。
はじめに委員長より、代理出席者及びオブザーバー出席者の紹介があった。

れているので、それぞれ阿部・松尾・梶井・鈴木の各座長より、検討状況の報告をお願いしたい。

〔議 事〕

1. 調査検討会議（文部省）の委員会及び本特別委員会（国大協）の専門委員会の報告

委員長より、次のように述べられた。

前回の特別委員会の後、私ども専門委員会と文部省の調査検討会議の委員会が幾つか開催さ

(1) 調査検討会議「組織業務委員会」及び「第1常置委員会拡大小委員会」の報告

阿部座長より、次のような報告があった。

1) 「組織業務委員会」の報告

前回の特別委員会以後、第3回（9月20日）と第4回（10月3日）の「組織業務委員会」が

開かれ、第3回委員会では資料として検討課題の項目が示され、その内「基本的な考え方」について意見交換を行った。また、第4回委員会では「法人の単位の在り方」「法人の組織と大学組織の関係」「運営組織の在り方」について自由討議を行った。次回も、「業務の在り方」「その他の課題」「大学共同利用機関」等の残された検討課題について自由討議を行うことになる。

次いで馬渡専門委員等から、「組織業務委員会」で次のような事項が話題になった旨の補足説明があった。

○第1常置委員会の中間報告の位置づけと調査検討会議の審議の関係、○運営諮問会議の勧告権、○評議会と教授会の関係、○外国の大学の設置形態、○理事会の構成・権限・人数、○法人の長の名称、○日本の大学の組織運営の法令上の位置づけ、○学長の権限と評議会の関係、○組織問題を審議する際の基本的な姿勢、○学長の適性と選任方法、○大学事務職員としての適格性と自主的人事、○専門家の学長補佐体制への参画、○経営の視点

2) 第1常置委員会拡大小委員会の報告

「専門委員会A」は、第1常置委員会拡大小委員会の形で、去る10月19日開催し、「調査検討会議」でも引用されている第1常置委員会の「中間報告」は13ヶ月前のものなので、修正・加筆すべき点がないか、現時点で見直す方向で準備することになった。

(2) 調査検討会議「目標評価委員会」及び「専門委員会B」の報告

松尾座長より、次のような報告があった。

1) 「専門委員会B」の報告

前回本特別委員会開催の午前、「第2回 専門委員会B」(目標・計画・評価)を開催した。そ

こでは、本特別委員会の意向と第8常置委員会の考え方を踏まえ、文部省調査検討会議「目標評価委員会」に、国大協としての考え方を反映していくのが「専門委員会B」の役割であると考え、検討項目としては、大学評価についての国の関与の範囲、また、その在り方を中心に議論を進めていく予定である。キーワード的に行くと、評価と資源配分、教育・研究の評価の在り方、国民への説明、中期目標・計画の作成、大学の個性化と評価の多元性等について議論している。

現在、中期目標・計画、資源配分等に関連して、国の関与はどの範囲に止まるべきか等について、各委員に意見提出を依頼しているところで、それを検討し纏めたいと考えている。また、評価の透明性・公平性・客観性、及び多様で多元的な評価等の具体的イメージをどのように持てばよいかを検討することになっている。

2) 「目標評価委員会」の報告

「目標評価委員会」は既に2回開催(8月16日、9月14日)されたが、討議は委員会の性格及びその位置づけ、日本が研究面で国際競争力に打ち勝つための国立大学の役割、国立大学が日本文化を支えていることの認識の重要性、国が長期的目標を持つことの重要性、個人評価の弊害、国民の理解を得るための広報などの点について自由討議が行われている。今後は、自由討議をしつつ、徐々に具体論に入っていく予定である。

(3) 調査検討会議「人事制度委員会」及び「専門委員会C」の報告

梶井座長より、次のような報告があった。

1) 「専門委員会C」の報告

「第3回専門委員会C」(人事システム)を9

月27日に開催した。そこでは、次回「人事制度委員会」に検討項目が提案されることが予想されたので、国大協としてはどのような検討項目を取り上げ議論したらよいかについて自由討議を行った。

重要な検討課題としては、人事制度を考える上で、独法化の場合、公務員型か非公務員型かによって大きな影響があるので、その長所・短所を十分詰めた上で制度を考える必要がある、また通則法（第2条）を素直に読むと国立大学は必ずしも公務員型とはいえないので、その点も十分議論した上で、個々の制度を考えていったらどうか、ということを議論した。

2) 「人事制度委員会」の報告

本日午前に開催された「第2回人事制度委員会」では、独立行政法人の枠組みと現行国立大学の組織・機構との相違、及び独立行政法人の個々の問題点について、国大協・文部省・自民党政務調査会の各見解を対比して、その差異の説明があった。

検討項目として、○国立大学における人事制度の基本的な考え方、○大学教官にかかる特例の考え方、○任免、給与、服務・勤務時間等の在り方、○定員管理、○大学共同利用機関、等が示されたが、例えば部局長の位置づけなど追加すべき項目もあるので、今後それらの問題を含め検討することとなった。

委員会に出席していて、公務員型・非公務員型に関して議論があったことと、今後の議論の中では大学の規模により、同じ項目でも問題の出方が異なることも考えられるので、大学の規模の大小を踏まえ検討する必要があるとの印象を受けた。また、私立大学関係者から、教員以外の職員の問題も注意を払って議論すべきとの意見があった他、大学共同利用機関から技官等

の協議採用の制度化を要望する意見が述べられた。

なお、近く人事院人事官と面談する予定で、国立大学の独立行政法人化に伴う教職員身分（公務員型または非公務員型）により生ずる相違、また教官の勤務条件の弾力化の問題等を聞くつもりである。

次いで、森田専門委員から、人事院の考え方との刷り合わせの必要性と、諸般の状況から戦略的に独立行政法人の枠で設置形態を考える必要性等について補足説明があった。

(4) 調査検討会議「財務会計制度委員会」及び「専門委員会D」の報告

鈴木座長より、9月28日に開催した「専門委員会D」（財務会計）の検討状況等について、概ね次のような報告があった。

1) 「財務会計制度委員会」について

「財務会計制度委員会」（第1回は10月19日開催予定）はまだ開催されていないが、文部省担当官の話では、委員会では独立行政法人化の場合の運営費交付金、国立学校特別会計の仕組み、借入金の返済、長期的展望に立った施設整備の仕組み、積立金の使途・処理の方法、土地・建物・授業料等の資産の運用管理、寄附金の取扱いと税制、出資金制度のあり方、会計原則と経理、等の問題を検討したい旨の説明を受けた。

審議日程としては、平成13年夏頃までに中間報告を取りまとめ、同年度末までに最終報告を取りまとめ、平成14年度の国会で関係法案を成立させるというスケジュールとのことであった。

2) 「専門委員会D」の報告

「専門委員会D」は、2回開催し、第1常置委員会を取りまとめた「財政問題に関する検討

結果(第1次報告)に基づき復習するとともに、宮脇委員より「国立大学法人化に関する財務・会計制度の検討について」(宮脇委員作成)の説明を受け検討した。

討議の結果、検討項目として、○運営費交付金の性格づけ及びその算定基準と交付額決定基準、○国立学校特別会計の累積債務と新たな特別会計制度の設定、○財政コスト認識基準の検討、○中期計画期間における予算額の実質的確保、○資産把握とその維持管理コスト、○外部資金導入の取扱い、○連結決算とセグメントの単位、○科学研究費補助金の配分、○財政投融资の対象機関としての単位、○学生定員・授業料の取扱い、等が挙げられた。今後、大学の規模等、個別大学のことを配慮しつつ、これらの検討項目について検討していきたい。

2. 特別委員会の検討課題について

委員長より、次のように述べられた。

本特別委員会の議論を進めるためのシナリオ作りのため「設置形態検討特別委員会における第一次まとめの叩き台の作成について」を作成し、各委員・専門委員に送付し、意見を求めた結果、13名の方より意見提出があった。本日、資料として配付したが、小職の提案した4つの柱建てで詳しく審議すべきであるという意見と、もう少し柱建てを変えて審議したらどうかという意見に大別できる。その他、「第一次まとめ」という表現は早すぎる、等の指摘もあった。

本日は資料をもとに、さらに委員・専門委員より意見をいただき、次回以降の議論を収斂する方向で進めるため、問題の焦点と、それを審議する順序を定めて検討を進め、文部省の調査検討会議の審議に対応したい。

ついで、これに関して、概ね次のような意見

交換があった。

[独立行政法人の枠組みを前提に審議すべきか否かについて]

○ 独立行政法人化の枠組みで検討すべきである。文部大臣の学長会議での説明、総会での会長声明により、その方向で検討を進めるものと多くの大学は理解している。

この枠組みならば、国の財源保証がある。枠組みを外した形態では、私立大学との区別がつかず、最終的に民営化に繋がる恐れもあり、国の財源保証も危なくなる。また、現在の国の財政状況から見ると、特殊法人的なものを作れる可能性は少ない。枠組みを外した議論は、審議が振り出しに戻り、各大学の選択肢は増えるが收拾がつかなくなり、国大協の合意である、一つにまとまってしまうことも出来なくなる可能性もある。外部の状況から見て、理想論を言っても通じない。

○ 独立行政法人化の枠組みを外して検討すべきである。本年6月総会の際の会長声明は、独法化の枠組みで検討することを示したものでない。国立大学の望ましい設置形態を検討することであり、それを外すわけにはいかない。両者のバランスをとって審議すべきである。まずは、現行制度のどこが悪いのか等、問題点の検討から出発すべきである。

[公務員型と非公務員型について]

○ 公務員型を前提に議論すべきである。文部省の「検討の方向」も第1常置委員会の『国立大学と独立行政法人化問題について(中間報告)』も公務員型を示しており、当初から公務員型が前提になっていると思われる。また、公務員型は身分保障がある等、現行制度からの変化が少ないので、受け入れ易い。非公務員型では将来、私学との区別がなくなり、病

院等を国立から切り離す議論になる恐れもある。

- 非公務員型も検討すべきである。教育研究の活性化のために必要なサービス条件の弾力化等、公務員型より利点があり、通則法を素直に読めば、国立大学は非公務員型であろう。
- 順序としては、まず大学に相応しい条件を検討し、その上で、その実現のためには公務員型がよいのか、非公務員型がよいのか、選択のための議論をすればよい。

〔検討課題等について〕

- 人事制度については、人事院の考えとの刷り合わせが必要である。
- 教官でないと立案できない中期計画・目標、評価等については、文部省の考え方を色々な面から見る必要がある。
- 本特別委員会は、何をゴールに審議するのか。また、教育研究を推進するための事務職員の専門性の育成、文部省と科学技術庁の統合後の予算配分の問題等はどこで審議するのか。
- 『中間報告』で余り詰められていない国立大学の存置理由、教職員の身分、特別会計制度廃止の場合の予算配分基準・方法などは検討すべきであろう。
- 学長選任の方法、その地位と権限と責任、学長の法的任命権者、法人の長の資格者、また部局長の位置づけ等を検討し、外部の意見に対抗できる理論武装が必要である。
- 文部省直轄の事務組織に大学自治が犯されないか心配して、大学運営の多くを教授会が

引き受けているが、大学の事務組織の問題も検討する必要がある。

- 通則法に長期目標の視点がないこと、また、なぜ大学が青年の家と同じ法律で規制されるのか等、基本的な問題も検討すべきである。
 - 国大協として護送船団方式で守るのは、日本の学術文化であって、個々の大学を守ることではない。日本の学術文化を守ることを目標に議論し、訴えていくべきである。
- 〔審議方法等について〕

- 自由討議を続けていては議論が拡散する。余り時間的余裕がないので、論点を絞った上、特別委員会の都度、特定の課題を掲げて、適任者にレポーターをお願いし、意見を収斂する方向で議論すべきである。
- 外部から仕掛けられた話であり、外部が何を問題視しているかを把握し、それを検討すべきである。

以上のような意見交換があった後、委員長から次のように諮られ、了承された。

今まで、問題を絞らず自由討議を行ってきたが、先般のアンケート調査でお寄せいただいた意見をもとに、現在国立大学が抱えている問題点等を整理し、どのようにしたら本当に国民に望まれる国立大学に出来るかという方向で議論を行うとともに、並行して、各専門委員会の座長から、特に早急に詰めるべき課題を提出いただき審議していきたい。

なお、次回からは予め、審議する課題をお知らせし、ご審議いただきたいと考えている。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第6回) 設置形態検討特別委員会

日時 平成12年11月9日(木) 15:30~18:00

場所 東京ガーデンパレス「羽衣の間」

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

丹保, 海妻, 阿部, 北原, 鈴木, 梶井, 内藤, 佐藤, 石, 松尾, 杉岡, 江口
各委員

馬渡, 小早川, 森田, 若杉, 奥野, 丸山, 内田各専門委員

(大学共同利用機関) 堀田凱樹国立遺伝学研究所長

長尾委員長主宰のもとに開会。

はじめに委員長より、代理出席者及びオブザーバー出席者の紹介があった。

〔議事〕

1. 調査検討会議(文部省)の委員会及び本特別委員会(国大協)の専門委員会の報告

第5回特別委員会開催以降の、専門委員会及び文部省調査検討会議の委員会の検討状況について、阿部・松尾・梶井・鈴木の各座長より、概ね次のような報告があった。

(1) 調査検討会議「組織業務委員会」及び「第1常置委員会拡大小委員会」の報告

阿部座長より、「第5回組織業務委員会」(11月8日)、及び「第1常置委員会拡大小委員会」(10月25日)の検討状況に関して、次のような報告があった。

第5回委員会では、これまで委員会で論議された意見の内、運営組織のあり方に関する主な論点を整理した文部省資料が提出され、これをもとにフリーディスカッションを行った。当日は、法人の単位のあり方、法人組織と大学組織の関係、法人の長、学長補佐体制、運営諮問会議、事務組織等について意見交換を行ったが、特にこれらの原点にあたる部分、すなわち法人化後の大学運営組織の基本的な考え方をどう整

理するかを中心に、学問の自由、経営と教学等の問題について、具体的には合議制の必要性和そのあり方、様々な会議体(運営諮問会議・評議会・教授会等)の相対的な位置づけをどう整理したらよいか等について、結論は出てないがかなり議論した。少し別な言い方をすると、第1常置委員会の『国立大学と独立行政法人化問題について(中間報告)』(平成11年9月7日)や東京大学(国立大学制度研究会)の報告書『国立大学の法人化について』(平成12年10月3日)から少しはみだした意見、国立大学を1大学1法人として教学と経営を一体化する考え方も勿論あるわけだが、そうでない意見も数多く出てきている。

また、委員会としては、委員会の中に少数の作業委員を置き、論点整理の叩き台づくりの作業を進めることとなり、委員は次回委員会において主査が推薦することとなったが、来る11月14日には調査検討会議「第1回連絡調整委員会」があるので、他の三つの委員会との調整を兼ねて、そこで改めて作業委員について報告し了承を得たいと考えている。

引き続き馬渡専門委員より、当日の議論について補足説明があった後、阿部座長より、次のような委員会の印象が述べられた。

全くのフリートキングなので何の結論も出

ていない。委員会では、私学関係者からは国立である以上政府の関与は当然で、国立大学が更なる自由を要求するならば、学校法人化し、私学化すべきである、という強い意見があった。現在、このような二者択一的な意見が私学関係者の間では広く流布している。

前回は報告した通り、法人の単位、法人組織と大学組織の関係、経営と教学の関係など、随分議論になっているが、私どもは基本的には第1常置委員会の中間報告（昨年9月7日）に立脚して対応しているが、委員会で様々なクリティカルな議論が行われているので、国大協としても更に勉強する必要がある。特に学校教育法など、現在様々な法律があるが、今後どの法律を活かし、どの法律を変えざるを得ないか、という問題が出て来ようが、中間報告で必ずしも詰めていない部分もあるし、また「東京大学報告書」(10月3日)は少し違った観点があるので、その辺をさらに勉強しておく、というのが「設置形態検討特別委員会 専門委員会A（法人の基本）」の基本スタンスである。

「専門委員会A」は、第1常置委員会拡大小委員会の形で開催しているが、去る10月25日開催の拡大小委員会では、文部省の動きに連動して国大協としても議論を深めておく必要があるため、例えば論点として、法人化の目的と意義、国と法人と大学の関係、大学の設置者等について少し詳しく論点整理をして議論を進めることにし、現在そのために第1常置委員会所属の学長に意見照会をしている。

(2) 調査検討会議「目標評価委員会」及び「専門委員会B」の報告

松尾座長より、次のような報告があった。

1) 「専門委員会B」の報告

国大協の第8常置委員会は“評価”を所管事項としているが、「専門委員会B」（目標・計画・評価）が第8常置委員会と違うところは、「専門委員会B」は法人化を念頭に置き検討しているところである。「専門委員会B」は、現在、文部省「目標評価委員会」に国大協の意見を反映すべく、①中期目標・中期計画のあり方、②評価と資源配分との関係、③評価における透明性・公平性・客観性の確保、多様かつ多元的な評価のイメージ等について検討している。具体的には、主要な事柄として、次のようなことを検討している。

○上記「評価と資源配分との関係」では、第三者評価（アカデミックな評価）は主務省の評価委員会を通して適正な形で資源配分に繋がってくるのか、そうでない場合の歯止めはどうするのか。

○通則法との関連では、①国の関与はどの範囲に限定されるべきかを「べからず集」という形で取りまとめ中であるし、また、②私どもは「通則法の謂う中期目標・中期計画は大学には馴染まない。それは長期目標・長期計画の中で位置づけられるべきである」と主張しているが、その長期目標という言葉で“大学憲章”という形に具現化するとして、どのようなコンセプトにするか。

○大学評価・学位授与機構との関連では、同機構の評価はまだパイロット的なので、直ちに資源配分に結びつけるのは賛成できない。しかし、将来的には資源配分と連動してくるので、主務省評価委員会の評価の使い方や、主務省評価委員会に同機構の評価に関してチェック的機能を組み込むこと。

○財務会計制度や法人の形態によって、目標・計画、予算の係り方、評価の流れが変わって

くる。今度、調査検討会議「連絡調整委員会」で方向性を打診したいが、同時並行的に検討せざるを得ない状況も視野に入れて検討を進めること。

2) 「目標評価委員会」の報告

第2回委員会までは、○国際競争力を問われている国立大学の役割、○法人化に大学が向いているのか否か、○目標のあり方としての大学の独自の長期目標の重要性、広報の必要性等について総論的な質疑・意見交換を行っているが、第3回委員会(10月18日)では、文部省が示した「目標評価委員会における主な検討課題」をもとに評価、計画、目標に関する事柄について自由討議を行った。委員会では「法人化する場合、特例措置がうまくできることが重要なことで、それをこの会議で確認しておくことが大切である」(私学関係者)旨の発言、また、アカウントビリティに関して主務大臣が目標・評価に関与することについて「たとえそれが形式的であっても、それを明確にさせておくことが重要だと思う」旨の発言があったので、特に紹介しておく。なお、今後はかなり具体的な審議に入る予定であるが、「専門委員会B」の審議を第8常置委員会にフィードバックしながら、国大協としての意見をまとめ、「目標評価委員会」に反映させていきたい。

第4回委員会(11月13日開催予定)では、委員の方々に中期目標、中期計画あるいは評価の問題について宿題を課し、来年1月頃まではそれについて各委員の説明を聞き、意見交換を行うことを考えている。今後も国大協の検討状況を踏まえ、「目標評価委員会」の運営を考えていきたい。出来れば文部省事務局案が提出される前に国大協としての意見を提出することを考えている。

3) 「第8常置委員会」の報告

第8常置委員会は、大学評価のあるべき姿を検討する場であるので、初めに委員各位にその果たすべき役割について意見を提出願ひ、整理して審議の上、急を要する問題を洗い出し、急ぎ検討している。当面、急がなければならない問題は、以下のとおりである。

○大学評価・学位授与機構に提出する「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について」の意見のとりまとめ

○大学評価・学位授与機構評価委員会などとの意見交換等について

○各大学における現在の評価の実態調査及び「機構」に対する要望事項に関する各大学へのアンケート調査の実施

○「大学評価の基本的留意点—ガイダンス資料(各大学への助言、情報提供)」の作成

(3) 調査検討会議「人事制度委員会」及び「専門委員会C」の報告

梶井座長より、人事院人事官等との面談、及び「第3回人事制度委員会」、「専門委員会C」の検討状況について、次のような報告があった。

1) 人事院人事官等との面談の報告

人事院人事官より面談の要請があり、11月10日、私と森田委員と伊藤事務局長が、人事官と企画課長に会った。

初めに人事院から、独法化した場合の法規がどう変わるか、公務員型の場合、従来为国家公務員法・教特法等の規定はどう変更されるのか、また非公務員の場合、労働法との調整が必要である等、法規的な説明があった。その後、私どもから仮に独法化としても現在より良い制度でない困るので、幾つか問題点を挙げ、現行よりも弾力化することについて、人事官の考

えを伺った。

第一は服務の問題で、教官の服務態様は一般職員の服務規定と相違するため、各大学は勤務時間の割振りなど苦勞している。人事院も一時、裁量勤務制の導入を検討していたので、その点の人事官の考えを伺った。これに対して人事官は、大学が要望として纏めてくれば、弾力的に対応する用意がある旨の返答があった、と私は受け取った。しかし、労働省は省令で裁量勤務制の適用職種を規定していて、教官適用に関して非常にガードが固い、という説明であった。

第二は教官等の兼業の問題で、最近は若干緩和されつつあるが、これについての考えを伺った。これに対して人事官は、人事院としては極力弾力化の方向を考えたいが、例えば大学の教官が弁護士になることは、日本の関連法が兼業を禁止しており、その意味では、人事院の問題以前に、まずその改正が必要である、という説明であった。

第三は任用の問題で、例えば公務員型の場合も現行どおり国家公務員法が規定している試験採用が原則で、選考採用は限定されて人事院と協議しなければならぬのか、特に大学共同利用機関から特定プロジェクトの立上げに際し、高度の専門的能力を有する者を選ぶ必要があり、それは現行制度では不可能なので、弾力化の強い要請がある旨も説明した。これに対して人事官から、弾力的に対応してもらえ旨の回答があった他、現在、給与額は原則的に年功序列というか経験年数で算定される制度であるので、それとは別に専門職として処遇を考える必要があるという、問題点の指摘もあった。

以上の他、概ね次のような話が人事官からあった。

文部省は1大学1法人を考えている。その場

合、職員の任免は法人の長の権限に属するが、文部省以外の省庁に関しては、職員は本省採用が圧倒的に多く、独立行政法人化した研究機関の職員は少なく、特に一般職員は非常に少数のため、本省採用で出向の形をとることは十分可能である。しかし、文部省の人事制度のあり方からみると、本省職員の内、幹部職員は本省採用で、一般職員は最近本省採用も増えているが、各大学は公務員合格者名簿の中から職員を採用し、文部省の人事政策のもとに流動させ、職員の資質やモラルの向上や大学の活性化等を図っている。仮に独法化された場合、そのような法律外の調整組織を考えていく必要があるという指摘も受けた。

2) 「専門委員会C」の報告

10月24日に「第4回専門委員会C」（人事システム）を開催し、人事官等との面談内容を報告し、どう評価するかを話し合った。また、調査検討会議「人事制度委員会」において法人化後の教職員の身分について、公務員型か非公務員型かの議論が出ているが、当然のことながら、この結論が出てから議論しては遅いので、専門委員会としては、独法化以降の大学のあり方として、望ましい方向を詰めていくことについて話し合った。

3) 「人事制度委員会」の報告

第3回委員会は11月2日に開催され、村田企画官より、文部省作成の資料「国立大学教職員に関する人事制度」に基づき、独立行政法人化以降、国家公務員法・教特法等の関係法令がどう変わるかの説明に続き、大学教員等人事制度に関する主な提言、大学審議会答申等における人事に関する提言の説明があり、その後、フリートーキングに移った。その主な論点は次の通りである。

○兼業、勤務態様、選考採用等における法人の長の裁量範囲は決まっているのか、またそれはどういう法規で示されるのか——中身が決まってからで、法形式も未だ決まっていない。決まった土俵を前提にするのではなく、中身の如何で土俵は狭くも大きくも出来ると考えるべきである。

○法人の長と学長は同じか別か——経営と研究教育は必ずしも一体とならないので別にすべき。経営問題に教官が時間を取られ過ぎているのが、むしろ問題ではないか（私学・企業関係者）。1大学1法人を考えているので、法人の長は学長とするのが自然である（文部省）。先行法人の場合、その長を理事長としていない例も多い。国が設置者であることを考えれば法人の長は学長でよいのではないか（大学共同利用機関）。

○法人化後の大学運営にとって事務職員、特に幹部事務職員の役割は大きくなるので、その交流システムが問題である。

○学長の選考方法は学長の権限との関連で考えられなければならない。この問題は「組織業務委員会」と一緒に検討することを考えるべきである。

○国立大学の教官人事は時の政府の意向で左右されないようにすることが肝要で、研究教育に従事する者が厳しい自己規律をもって適格者を選考することが基本である。

(4) 調査検討会議「財務会計制度委員会」の報告
鈴木座長より、次のような報告があった。

第1回委員会が10月19日に開催され、主査に鈴木東京医科歯科大学長、副主査に石一橋大学長と本間大阪大学教授が選出された。当日は、
○委員会の検討対象の範囲、○国立大学におけ

る企画立案機能のあり方、○検討の視点を定めておくことの必要性、○一種のインフラとしての会計基準の在り方、○大学としての一定規模の確保、○高等教育・学術研究において国が負うべき債務、○諸外国との競争に勝てる大学の必要性、○他の委員会の検討状況の把握の方法等について意見が出されたが、第1回のため議論は琴線に触れるところまでには至らなかった。

第2回委員会は本間委員の研究室で取りまとめた予算配分の仕組み・配分量等に関する研究結果の説明を聞き、議論することとなった。

2. 学長の選考・権限等について

議論の皮切りとして、小早川専門委員より、次のような説明があった。

まず、ここで大学の管理運営機構がどのようなものになるにせよ、“大学運営における重要事項の決定及び執行の中心となる、すなわち大学の運営を総理する職”が学長であるという前提で考えた。

形式的な学長任命権は主務大臣が持つことになるかも知れないが、第一の問題は、学長の実質的な選考を誰が行うかということであるが、第一方式〔現行制度の、学内の教育研究組織または教官集団を基礎とする合議制機関（現行法では評議会）が選考する〕、第二方式〔政府（文部科学省）が実質的な選考を自ら行う〕、第三方式〔政府によって任命されるが政府の機関でなく大学（法人）の機関として位置づけられた理事会において選考する〕が考えられる。個人的には第一方式の原則が維持されるべきであると考えるが、他の方式を取るべきという者に対して、それが何故適当でないかについて十分議論しておく必要があると思う。

第二の問題は、学長の任期制の維持である。法人の長の任期は個別法で定めるということになっているが、大学の場合、学内の教育研究組織から選出されるというのであれば、任期制があつて然るべきで、制度設計の際の前提として強調しておきたい。

第三の問題は、学長の選考に関して第一方式を基本とするにしても、①選考の過程で、学内教育研究組織以外の意見（政府や社会＝学外の意見）を反映させるべきか、また②学長の任期中における一定の事由による解任制度を認めるか、その場合に誰が如何なる手続きで行うか、③学長の解任に関して理事会に一定の役割を与える制度はあり得るか、等の問題がある。

これら諸点は、学長職が誰に対して責任を負う職であるかという問題に関連する。今から突っ込んで議論する段階でないかもしれないが、①大学は一定の人的集団であるとの前提に立ち“大学人の集団”に対してのみ責任を負うと考えるのか、②国立大学の設置者ないし国立大学法人の設置者であり、その財政的支持者である政府に対しても責任を負うのか、③仮に理事会を置くとした場合、政府によって任命される理事会が、国民を直接に代表するものとし、学長は理事会を介して国民に対して責任を負うというような考え方はあるのか等について、予め議論しておくことも意味があると思う。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があつた。

○ 独立行政法人の役員の範囲は重要な問題である。この仕組みは役員が経営者サイドで、その他は管理される側になる。複数部局を持つ大学の場合、部局長会議が大学の意思決定に重要な役割を果たしているのだから、部局長が役員となるか否かは重要な問題点である。学

長の選考方法・権限を議論する場合、この問題と連動した形で議論しないと意味がない。

○ 学長選任から権限行使までを、部局を基礎とするチェックシステムで縛ってしまうのは通らないと考えた。

○ 現在の大学自治、実質的には部局自治を前提とする運営方式が大きな修正を迫られることになるが、このところは余り議論されていない。学長の選考方法だけ切り離して議論するのは、危険という気がする。

○ 現在ほとんどの大学は直接選挙を行っているが、形式的には評議会が選考する形になっている。評議会がどう構成されるかは別にして、評議会で選挙するという事はない。また、教育研究組織という場合、外国では職員・学生代表も選挙権を有する大学がある。第一方式の場合、その点はどうか。

○ そこは大学の自治の問題として処理したかと考える。現在、法律上は評議会が選考することになっているが、選出方法は大学自治の問題で大学に委ねられており、その結果、多くの大学が選挙を実施している。選挙権の範囲も、大学自治に属するので、大学毎に決めてよいのではないかと、というのが私の出発点である。

○ 学長体験から言うと、大学の意思決定にとって一番重要なのは、どういうタイミングで意思決定が出来るかである。現行の選挙に基づく学長選出は、それだけ多くの信任を得ているので運営的にやりやすい点のある反面、常に意思決定に際して、その背景にある選出母体のことを考えなければならず、結果としてミニマム・コンセンサスにならざるを得ないという面もある。この点は、国立大学の悪しき面として社会的批判を受けてきた。学長

は大学全体を一つの方向に向かってリードするという役割があり、その意味では学長選挙の方法も絡んだ問題として捉える必要があるのではないかと考える。

- 大学の自主・自律性という観点からみて、第二方式はよくない。筑波大学の場合、前学長の時に制度変更されたが、それまでは教官は選挙で5名の学長候補者を決めるだけで、それを受けて、評議会が学長を選出していた。また評議会は学長のリコール権もあった。つまり学長は教官に対して責任を負うというよりも、評議会に対して責任を負うという方式になっていた。現在、国立大学でこのような学長選出方式を採用しているところはない。
- 独立行政法人化した場合、法人の長は当該法人の行う全ての行為に関して責任を負うことになるが、第一方式と筑波大学方式では、その責任の負い方が少し違ってくるかと思うが、法律論的にはどのように考えたらよいか。
- 経営と教学が一体と考えると、選出母体いかに拘わらず、学長が法人の経営と、大学の教育研究の日常的運営を含めて全体として責任を負うことになる。原理的には同じである。
- 今の議論はその通りと思うが、行政学の観点からは、現在の国立大学は国の機関で、国の行政の一部として行われる場合、憲法上の原理からは最終的には主務大臣が国民・国会に対して責任を負うことになる。

第二に、財政民主主義の観点からは、現在の国立大学は教官人事や教育研究の内容に関してかなりの自由を有するが、その運営経費は納税者の税金なので有効に使用するため事前に使途と金額が決まっており、組織として

の実質的な運営管理は国の行政組織の仕組みの中で縛られている。独立行政法人化した場合、その制度設計は別にして、大学に付与される運営費交付金の使用方法に関しては相当な自由度が与えられるが、学長の責任は今まで以上に大きくなろう。

最終的にはやはり今の大臣を通して国民に責任を負うという仕組みを作らざるを得ない。独立行政法人化された場合、自由度が増える分だけ、大学内部は勿論のこと、納税者や国家に対する責任が重くなり、それを担保する仕組みが組み込まれないと、行革側の納得は得られないと考える。どのような形で担保するのかを問われた時に、きちんと担保手段を提示できるかがポイントになってくるのではないか。

先程の報告にもあった通り、学長選出の内部手続きの問題は次の問題であり、如何にしてその仕組みを組み込むことによって、どのような学長が選出されるにせよ、きちんと責任を負える形が仕組みとして出来るかどうかポイントと思う。この場合、学長選出が一般投票であれ、評議会の選出であれ、余り変わりはないと思う。選ぶ仕組みがよいとなったら、次は、その人が不適格であった場合の解任の話になろう。解任が不適當となれば、何らかの仕組みで、事前の段階でフィルターにかけるという話となろう。これらの点はかなり重点的に議論しておかなければならないところであろう。

- 学部長の扱いは最大の問題になりそうな気がする。現在、学長が学部介入することはタブーとされている。しかし、法人の長として、大学等に対して責任を持つといった場合に、法人の長が裸にされては何もできない。

その辺はどのように理解したらよいか。

- 現行のように拒否権に近い自治権を持つ学部長がいて、更に選挙で選ばれた学長がいる場合、先程発言したような形で、責任を担保できるかというのはかなり説得が難しい話と思うが、最終的には学部・部局の自治に対して強い反感を持つ方も多いようなので、どういう形がよいか分からないが、少なくとも全学レベルの自治ないしは経営管理能力を強化する形(部局自治を制限する形)が取れば、大学としての自治を守れるという気がする。
- 現在の評議員の出し方は、部局規模の大小に拘わらず同数である。独法化された場合を考えると、是非、この点も検討いただきたい。
- 独法化されると学長権限は強化されると思うので、人事・財政面等、学部・部局との関係の中で、法人の長としての学長権限の望ましいあり方を詰めてほしい。
- 実質的な権限として何が付与されるかは重要な問題である。現行と異なる点は、労働協約権が発生するし、非公務員型を選択するとスト権も発生するので、交渉の必要が生じることである。国の経費で運営されるので、余剰金が直ちに給与アップに直結せず、そこが一番、経営責任として問われるところである。その際、大学の構成員である、教官と事務職員をどう位置づけるかも難しい問題である。教官集団を経営者と位置づけるのも数量的に通らない。また、組織面からみると、学長とその補佐体制をセットにして大学の中核的な意思決定の仕組みを考え、そこに学部長等を組み入れることになろう。その場合、評議会が各部局の利益者代表の集まりでなく、いかに全学的な意思決定の場になりうるか、今まで国立大学が経験しなかった問題だけに、そ

のような方向に議論が向かった場合、重要な論点になろう。

- 大学審議会等、種々の分野の方から学長権限拡大の発言があるが、その内容は教授会等の持つ学内権限委譲の話である。個人的意見はそれとは若干異なり、学部を独立した事業部と替えると、競争力を持つためには、学部の自主性や自助努力を奪うのは適当でなく、むしろ専門家集団として応分の権限と責任を付与すべきであろう。そうしないと大学としてのダイナミズムを欠くことになる。マイナス面のみがクローズアップされているが、現在の良い点をエンカレッジすることも必要である。
- 組織が大規模化し、それをトップが管理するとすると、逆に管理コストが増加し非効率となる。その場合、権限を下ろし分権化し、自由に内部で競争させた方が効率的であるという面もある。しかし、非効率な部局があった場合、それをどうリストラできるかで、殆ど拒否権に近いような権限を持つ現状に対する改善を外部から問われている。
- 学長が学内でどれだけの権限を持つか、また学外に対してどれだけ責任を負うかは表裏一体の話である。独立行政法人タイプの制度をあてはめる場合、学部の自主性をポジティブに捉え、現状の良い面を残すのなら、その分だけ学長権限を弱めるとともに、それに伴う学長責任の範囲も狭めておけばよい。
- その場合でも、大学は法人として一つのユニットになるので、外部から大学としての責任を問われた時に、それをいかにクリアするかという問題は残ろう。
- 今の話を評価問題として捉えると、現在、第三者評価機構は、大学全体の研究教育の評

価でなく、分野毎に部局単位で評価することになっているので、部局と大学全体との関係に関して、評価の観点から整合性をとっていく必要があると思う。

- 現行の独立行政法人通則法は、法人の長は法人業務を総理する、役員の職務・権限は個別法で定めると規定され、その点は非常にフレキシブルに対応できる形になっており、いかようにも制度設計が可能である。我々としては如何に制度設計するかを検討しなければならない。

3. 中期目標、中期計画について

小早川専門委員より、次のような説明があった。

通則法の「中期目標→中期計画→各年度評価→中期目標期間評価→主務大臣の検討と所要の措置」という仕組みの適用によって大学の教育研究活動が歪められないようにしないといけないので、以下の点について検討すべきものと考ええる。

第一は、通則法の仕組み、特に最終部分の「大臣の検討・措置」は、憲法上、大学に対する関係では無制限に許容されるものではないこと。

第二は、通則法の仕組みが適用されるにして

も、例えば新規あるいは時限つきの教育研究プログラムには適用するが、それ以外の継続的に行われる教育研究活動には適用しない等、その適用範囲を限定することが考えられないか。

第三は、同じく通則法の仕組みが適用されると仮定して、各大学が掲げるべき大学の理念と、中期目標・中期計画との関係を、制度上どのようにつけるか。それぞれ一定の理念を掲げる各大学と、その実現を支援する国との間で基本協定を結び、その枠内で通則法の仕組みを作動させるというような方式はどうか。

以上のような説明に続き、委員長から、次のように述べられた。

只今、小早川専門委員より説明いただいたが、時間の関係で、これについての質疑応答は次回委員会に行くこととしたい。本日は学長の問題を中心に議論いただいたが、関連する委員会において更に詳細に議論願いたい。また、今後の本特別委員会の議論の進め方としては、他の専門委員会とも関連があり、全体的な議論が必要だというテーマを専門委員会から提案いただき、それを本特別委員会で集中的に議論するようにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第7回) 設置形態検討特別委員会

日時 平成12年11月30日(木) 13:30~16:10

場所 東京ガーデンパレス「須磨の間」

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

海妻, 阿部, 北原, 鈴木, 梶井, 内藤, 佐藤, 松尾, 杉岡, 江口, 田中各委員
馬渡, 小早川, 若杉, 奥野, 丸山, 浦部, 内田各専門委員

(大学共同利用機関) 堀田凱樹国立遺伝学研究所長

長尾委員長主宰のもとに開会。

はじめに委員長より, 代理出席者及びオブザーバー出席者の紹介があった。

〔議事〕

1. 調査検討会議(文部省)の委員会及び本特別委員会(国大協)の専門委員会の報告

第6回特別委員会開催以降の, 専門委員会及び文部省調査検討会議の委員会の検討状況について, 阿部・松尾・鈴木の各座長より, 概ね次のような報告があった。

(1) 調査検討会議「組織業務委員会」及び「第1常置委員会拡大小委員会」の報告

阿部座長より, 「第5回第1常置委員会拡大小委員会」(11月29日)の検討状況に関して, 1)のような報告があった後, 「組織業務委員会」については, 馬渡専門委員から, 本日の議題4に関しては, 国と法人と大学の関係に焦点を絞り, 今まで「組織業務委員会」で出た関連発言を紹介したい旨述べられた。

1) 「第1常置委員会拡大小委員会」の報告
第1常置委員会の中間報告(『国立大学と独立行政法人化問題について』H.11.9.7.)は, 法人・数学の一体を基本線としているが, 昨今の調査検討会議の議論や東京大学の国立大学制度研究会の報告書(『国立大学の法人化につい

て』H.12.12.3.)からして, 国と法人と大学の関係について, 更に詳細に議論し理論武装する必要があると考え, 昨日, 第5回拡大小委員会を開催し, 小早川専門委員及び上記研究会の委員長でもある青山東京大学副学長に, 国と法人と大学の関係に焦点を絞って説明いただき意見交換した。

この問題は, 他の専門委員会に係わることなので, 本特別委員会としても同様な議論をしたいという委員長の依頼があり, また, 本日の議題4に掲げられているので, 小早川専門委員から説明いただきたいと思っている。

2) 「組織業務委員会」の報告

馬渡専門委員から, 過去5回開催された「組織業務委員会」における国と法人と大学の関係の関連発言について, 詳細な報告があった。

(2) 調査検討会議「目標評価委員会」及び「専門委員会B」の報告

松尾座長より, 「専門委員会B」(目標・計画・評価)の報告, 及び去る11月13日に開催された「第4回目標評価委員会」の検討状況に関して, 資料1「調査検討会議「第4回目標評価委員会」の報告」に基づき, 次のような報告があった。

1) 「専門委員会B」の報告

「専門委員会B」は目標・計画・評価の問題を中心に議論しているが, 法人制度の基本や財

務会計の問題等と密接な関係を持つので、それらのことを含め議論している。例えば中期計画・中期目標は、長期目標・長期計画の中で位置づけられるべきものである、と私どもは主張するわけだが、これをどのようにイメージするのか必ずしも明確でない。この問題は必ず出てくると思うので、長期目標・長期計画の具体的なイメージ、中期目標・中期計画との関係、国立大学に相応しい長期目標・計画とは何か、等について検討している。また、大学評価機構による評価の役割とその位置づけ、あるいは主務省評価委員会による評価の役割等も検討する予定である。

2) 「目標評価委員会」の報告

既に4回委員会が開催されており、1回目と2回目は総論的な議論を行ったが、文部省から検討課題も提出され具体的な審議の要請もあり、3回目は文部省提出の検討課題について自由討議を行った。

第4回委員会は11月13日に開催され、主査より、①中期目標の意義、課題、留意点、視点等、②国立大学に相応しい中期目標についての具体例について、各委員のメモを12月1日までに提出することが諮られた。次回は委員提出のメモをもとに議論することとなった。文部省から5月の連休前に取りまとめ願いたい旨の強い要請があるので、第6回(1月5日)は評価問題について意見交換を行う予定であるが、2月頃には3名程度のメンバー構成で、論点整理とか、検討のための素案作りの作業に入らなければならないのではないかと考えている。当日議論された主な論点は、次の通りである。

○設置形態や国立学校特別会計については、仮説的に考えられるケースを想定して目標・評価のあり方を考えたかどうか。

○設置形態に関わりなく大学として行うべきことを押えておくことが大事であり、各大学が持っている計画や目標等を持ち寄って議論することもよいのではないか。

○教育研究活動には、評価する意味があることと、無いことがある。

○目標にあっても、数値目標が意味を伴わないことがある。

○国立大学の財政状況は悲惨だから、この際、思い切って法人化すべきである。

○中期目標を、大臣が白紙の状況で指示することは不可能だから、大学が事前に自分の考えをしっかりとって上にあげるシステムが必要である。大臣の関与を全く外すことは不可能に近いので、現実には国の関与が形式的になるよう、両者の調整が大事である。

○教育については、社会で生じている新たな問題、例えば学力低下の問題等、国立大学との関連が深いので、その相互作用を考える必要がある。中期目標が社会の色々な問題にどう呼応するか等、地域社会との相互作用を念頭において進めるべきである。

○研究には評価対象になりにくいのが、人類にとって知的財産として大事なものがある。

○教育目標は抽象的に過ぎると、美辞麗句の羅列に陥るので、表現を考える必要がある。

○目標は独自性・具体性・地域性といったものがないと意味がない。

○例えば学生の視点とか、利用者(ユーザー)の観点に立った大学運営が必要である。

(3) 調査検討会議「財務会計制度委員会」の報告

鈴木座長より報告に先立ち、第6常置委員会が行った国立大学の老朽化・狭隘化の改善のための、施設整備の充実に関する要望書提出の報

告があった後、次のような報告があった。

第2回委員会は11月17日に開催された。文部省から「財務会計制度委員会における主な検討課題(案)」が提出され、文部省が検討課題と考えている事項に関する意見交換を行った。当日は、次のような事項等について議論した。なお、第3回委員会は財源措置について検討する予定である。

- 地方自治体から国立大学への財政支援の可能性
- 国立学校特別会計制度の維持の可能性
- 財務会計制度のあり方と大学の適正規模との関係
- 運営費交付金の積算方法の在り方
- 国立大学と大学共同利用機関との相違
- 財務会計における国と各大学との関係の基本的枠組みの検討
- 過渡期と完成時との扱いの違いの明確化
- 国立大学運営における効率性の問題

(4) 調査検討会議「連絡調整委員会」の報告

長尾委員長より、11月4日に開催された「第1回連絡調整委員会」について、次のような報告があった。

委員会では冒頭、文部省より座長推薦の提案があり了承され、私が主査に選出された。また、副主査には阿部充夫放送大学教育振興会理事長が選出された。

第1回委員会のため、最初、調査検討会議の4つの委員会の審議状況について詳細な説明があり、その後、連絡調整委員会を構成している、国立私立大学団体及び大学共同利用機関の代表者から、各団体の検討状況の報告があった。国大協については私より簡単に報告した。

公大協はほとんど議論していないとのことで

あったが、私立大学は関心が深く、慶応大学の鳥居塾長は、慶応大学では財務会計を、日常の給料ベース的な経理、基金運用に関する経理、寄附金運用に関する経理等、4つのカテゴリーに分け経理しているという、非常に興味深い内容の報告があった。これについては一度詳細をお聞きしたらどうかと思う。

なお、次回委員会は各委員会の審議状況を勘案し、適当と判断される時に開催することとなった。

続いて委員長の報告に関連し、梶井座長より、次のように述べられた。

鳥居塾長の話で気になったのは、私立大学として注目しているのは、独法化した時に国立大学の財務がどうなるかで、特に基金の設定をどう考えているのかが大きな関心事であると話された。現在の国立大学は毎年、平等経費のような予算配分があり、それで運営しているが、私立大学は基金の設定が義務づけられ、国立大学が法人化した時に、私立と同様に基金を設定して運営するのか、それとも従来と同様運営費交付金等で処理していくのか、制度の組み方について非常に注目しているということであった。私も今後の検討課題として取り上げる必要があると感じた。

引き続き委員長より、次のように述べられた。

「専門委員会D」で、少し私立大学のことも調べていただき、その辺のことも検討いただくと有益と思うので、よろしく願いしたい。

2. 名古屋大学における設置形態に関する検討状況について

松尾委員より、次のように述べられた後、配付資料「法人格を取得した場合の名古屋大学の運営について(案)〔検討の経緯〕」(H.12.11.

21.)に基づき、概ね次のような詳細な説明があった。

名古屋大学は、仮に国立大学が法人格を取得することとなった場合に遅滞なく対応するため、2年前から「名古屋大学組織改革検討委員会」(実質上、部局長会)を設置し、その下に将来構想、組織、管理運営、新組織の創設等の5つの小委員会を設け検討し、名古屋大学“学術憲章”と長期目標に相当する“アカデミックプラン”を評議会の承認も得て、現在はこれに基づき種々の具体的な検討を行っている。この案の背景には膨大な資料が存在するが、骨格だけの簡潔な案として纏めているのは全構成員の理解を得やすくするためと、万が一法律案に移す際の便宜を考えてのことである。なお、この案は学生を含めて、学内の意見を入れ少しずつ変化しており、進化性を持つものである。

[1. 検討の趣旨]

- 名古屋大学憲章に則り、アカデミックプランを生かした改革を進めるため、名古屋大学の制度並びに運営に関して必要事項を整理し、検討する。
- 国立大学の法人格取得を、名古屋大学の教育研究並びに大学運営に生かす方策として検討する。

[2-1. 運営機構：法人と大学の一体的運営]

- 法人と大学の一体的運営を基本とし、国が設置する大学であること、したがって運営の基本的費用は国によって支弁される。
- 大学はその活動成果を広く国民・納税者に報告し、説明する責任を負う。
- 大学がその使命を十分に果たすためには、企画立案機能と実施機能を一体とすることが必要である。そのために法人の経営と大学における教育研究を分離することなく運営するこ

とが望ましい。

[2-2. 運営機構：法人の役員及び総長補佐]

- 総長の任期は一期5年を妥当としている。しかし、総長は就任1年前に選出され、1年間は評議会(執行部)に加わる形とし、実質6年とし、次期中期計画の策定に携わるという案が有力である。
- 副総長は現行の2名(総務担当・学務担当)の他、中期目標・計画、評価、財務等を担当する1名を加え3名とし、その任期は2~3年とする。
- 監事は複数名とし、1名は学外から任用する。
- 総長補佐は7名(財務、企画調整、評価・広報、研究推進、教育推進、国際対応、社会対応)を置く案を考えている。

[2-3. 運営機構：大学の審議機関及び関係機関]

- 大学が自主的に意思決定を行うために審議会を置く。審議会は大学の重要事項を審議する全学的な審議機関とする。
- 部局長会は、評議会による権限の委託を受けて、大学運営に関する重要事項を審議するとともに、総長を補助し、部局間の協議や意見調整、大学運営に関する企画立案を行う。
- 運営会議を総長の補佐機関として新たに設置し、企画立案、業務遂行に関して総長を補佐する。
- 運営諮問会議は総長の求めに応じて大学経営及び教学の運営全般に関して総長に対して助言・勧告を行い、大学はそれを尊重して運営を行う。運営諮問会議は同時に、研究教育や運営に関する外部評価機能を併せ持つ。

[2-4. 運営機構：部局の運営]

- 部局長がリーダーシップを発揮できるよう、部局にも補佐体制を設ける。

○部局が自主的に意思決定を行うために教授会を置く。しかし、教授会は審議機関とする。

〔3. 教育・研究組織〕

○大学における教育研究のための基本的組織として、部局組織と全学共通組織を置く。

○部局組織は、領域型部局と融合型組織に大別し、前者は既存学問領域の教育研究の継承・発展にあたり、後者は新規の学術分野を創造する教育研究を行うが、その創設は全学的視点に立ち、既存部局の再編整備により進める。

○全学共通組織は、「教学院、高等研究院及び共通基盤支援機構（仮称）」で構成し、全学共通の組織として教育研究、並びにそれを支援する機能を果たす。これらに要する財源は、既存部局から一定の比率で吸い上げる。

〔4. 人 事〕

○総長は、教育公務員特例法の精神に従い、大学が定めた基準により総長の申し出に基づき、文部科学大臣が任命するというのが原則であるが、学内で現在の方法ではリーダーシップを発揮できる人が選ばれ難いとか、選考過程で学外の有識者を入れるべきとの意見も出ているので、これは今後の検討課題である。

○副総長は、総長が指名し評議会が承認する、現行制度を踏襲する。

○監事は主務大臣が任命するが、総長が定めた本学の基準に従い、大臣に申し出るなど、大学の意向を尊重してもらうような制度にしよう。

○教官人事は、教特法の精神に従い、総長が任命する。また、総長や部局長が主導権を発揮できる仕組みも検討する必要がある。

○事務職員の人事は総長が任命するが、複数大学の連携により人事交流の可能な制度を作る必要がある。

〔5. 中期目標・中期計画〕

○大学は中期計画を策定して、大臣と協議して合意を得る。その期間は5年とする。

〔6. 評 価〕

○計画期間中の毎年度末・計画終了時に、中期計画で合意された教育研究活動の実績等について第三者評価機関の評価を受け、同時に主務省評価委員会に活動状況を報告して承認を得る。

○大学・各部局は、その活動に関して自己評価を行い、評価委員会への評価報告書とともに公開し、国民に対する説明責任を負う。また、自己点検評価は厳正かつ客観的に行うため、運営諮問会議や外部の専門家による検証にも委ねる。

〔7. 施設・設備の整備方針〕

○基本方針は、アカデミックプランに準拠し、全学が策定する。

○整備計画は、中・長期計画と短期計画に分け、全学委員会で検討し策定する。また、施設・整備は財源問題に大きく依存するので、新たな制度や方法を国に提案する。

○計画の実現状況を常に点検・評価し、その結果を公表し、自助努力と社会的な支援の要請につなげる。

〔8. 財 政〕

○政府から独立した法人としての特性を生かし、教育研究等の大学活動の活性化に資する財務制度の構築に努める。

○学内の予算配分方法を見直すとともに、長期的な財務基盤の強化の方策を検討する。

○大学内の予算配分は各部局単位に行い、その配分は厳正な評価を反映したものとする。また、基盤経費の他に、傾斜配分予算も検討する。なお、名古屋大学では来年度より試行的

に実施することとなっている。

- 期間中の剰余金は次年度に繰り越すが、終了時の剰余金は大学が留保し、有効活用する仕組みを考える必要がある。
- 法人格を取得した場合、大学が基金を持ち、大学が出資、あるいは運営資金を拠出する可能性も生じるので、新たな仕組みを考える必要がある。また、従来は地財法の関係で、地方自治体からの援助は不可能であったが、この点も可能となるかもしれない、その場合は積極的に利用し財政基盤の強化を図っていく必要がある。

[9. 大学間連携]

- 自主自律を基本としつつ、大学間の必要な連携を確保するため、現在の国大協に対応するような連合組織を作る必要がある。
- その連合組織は、現在の国大協に類似した役割を担うとともに、事務職員人事の一元的な運用等の業務を担う。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- この問題を大学で議論する場合、必ず出てくるのが、リーダーシップとボトムアップの関連である。例えば、評議会と部局長との守備範囲というか、どうバランスをとったらよいか、考えをお聞きしたい。
- 評議会の位置づけは非常に難しいが、大学審議会答申でも審議機関と謳っているので、案では大学が自主的に意思決定を行うため評議会を置くとした。しかし、実際には決定に際して、評議会の審議結果を尊重していくことになるろうし、学内でもそのように説明している。
- 部局への傾斜配分予算の導入の話があった

が、第三者評価機構のアカデミック評価を受けて、資源配分を考えるのは主務省評価委員会の役割だが、これを大学において導入する場合、主務省評価委員会の評価方法等との整合性について注意する必要がある。

- 部局長会と運営会議の関係だが、部局長会が企画立案を行い、評議会が審議して意思決定したものを、運営会議が中心となって実行するということか。
- 評議会・部局長会は審議機関（意思決定機関）であり、運営会議は執行機関と位置づけられている。
- 部局長会が重要な役割を担っていることは分かったが、現行において部局長会の法的根拠はなく、各大学は評議会に先立ち部局間の意見調整等、評議会の委託を受け執行部を補佐するため慣例的に置いているだけで、そこは一つの問題点だと思う。
- 部局長会の位置づけは、評議会の議題整理、各部局の連絡調整等だが、実際には評議員が五十数名おり、議論して集約させることは困難なので、部局長会で行っている。そういう伝統もあり、その位置づけは非常に難しいが、審議機関であるということで学内的には納得いただいている。各大学でも検討が進んでいると思うので、他大学のことも学ばせていただき、一番よい形で、大学構成員の納得が得られるよう改善していきたい。
- 総長の任期は中期計画等に連動する形になっているが、総長がリーダーシップを発揮して、いろいろと物事を決定するため、どのような権限を持つべきと考えているか、また逆に中期目標に到達しない場合の場合の責任の取り方をどのように考えているか。
- 答え難い質問だが、私個人としては総長が

最終責任者であるから、責任をとるのは当然
と思っている。また、評議会の決定を総長が
認めないこともあり得ると思っている。

- 先生はどのように考えているのか。
- 後者の場合、個人的には総長のリコール制
等を何らかの形で導入するような大学運営が
合理的ではないかと思う。

3. 法人格の取得について

小早川専門委員より、配付の資料3「国立大
学法人化における国と法人と大学との関係」に
基づき、詳細な説明があった。

引き続き小早川専門委員より、資料4「『国立
大学法人法（仮称）』の総論的問題」の「法人の
設置者、大学の設置者」及び「法人と大学の関
係」は資料3と重複するので省略する旨述べら
れた後、次のような説明があった。

冒頭で報告のあった通り、資料4は昨日、青
山東京大学副学長が第1常置委員会拡大小委員
会で説明した資料で、東京大学の国立大学制度
研究会の報告書のスタンスを取りまとめたもの
と理解している。

国立大学法人法を考える場合、どういう形の
法律となるか、ここでは規定範囲という形で考
えると、二つが考えられるとしている。①包括
規定方式＝東大研究会案：この法律一本で、国
立大学に共通する事項を規定し、全国立大学に
法人格を付与する。大学毎に個別に必要な事項
は、政令・省令及び学内規則で定める。②個別
法方式＝独法方式：国立大学に共通な事項を定
める通則法を制定し、かつ、それに加えて各
国立大学毎に名称、目的、業務等を「個別法」で
定めて法人格を付与する。

国立大学法人法と独立行政法人通則法との関
係は大変微妙な問題と思う。私は先程、大学の

設置方式そのものは、直接方式と間接方式が考
えられるが、どちらについても独立行政法人通
則法にいう独立行政法人として位置づけるのか
否か、その選択は有り得ると説明したし、また
東京大学国立大学制度研究会の報告書も独立行
政法人になるか否かは言葉の問題であると書い
ている。この青山ペーパーでは、やはりそこ
にも問題があるので、やはりそこにも問題がある
ので、入口では余り議論しないで、中味の制度
設計をした方がよいというのが趣旨であると思
う。

これに対して、昨日の第1常置委員会拡大小
委員会では、最初に独立行政法人とされてしま
うと、そのあと通則法からの距離をとることが
難しくなる旨の発言があった。そこは私どもか
ら見ると、名前の問題で、中味を代えればよい
のだと思うが、政治的な観点からすると、そこ
はやはり態度を明確にして最初から頑張るのか
どうか、そういう問題はあると思う。

以上の説明に関して、次のような意見交換が
あった。

- 小早川専門委員は非常に客観的に書いてお
り、青山ペーパーと合わせ読んだ時に、直接
方式（直接設置方式）がこれまでの国大協の
議論からみて一番馴染みやすいと理解した。
また、独立行政法人という言葉は、国大協の
中では長い間議論され、一定の批判を含め共
通理解があると思うが、外部の人が加わった
文部省の会議では全くその点は欠けているの
で、やはり国立大学法人法としての整理の方
がよいのではないかという、これは空気みたい
なものですが、そういうものが第1常置委員
会拡大小委員会でありましたので、補足させ
ていただく。

- 国立大学法人法と独立行政法人通則法との

関係だが、通則法の枠組みを前提にして見ると、独法化するという場合でも、大学として絶対に外せないという部分があると思うので、やはり独立行政法人の枠組みを離れて、国立大学の法人化の形態についても考えていく必要があると考える。この場で態度決定しておく必要があるのではないかという印象を持った。

- 先程説明のあった直接方式〈A-a方式・A-b方式〉だが、A-a方式が今の実態に近いが、平たく言えば「国が大学を設置する。それを法人と読み替えてもよい」というA-a方式は外から攻められた時に、乗り切れるであろうか。
- A-a方式方式は不可能ではないが、立法技術的に言うと、法人でないものが学校になることによって一挙に法人となるというところがある。これは現行法上ない。戦後、従来存在していた事業体が法律をもって公社となった例（日本国有鉄道）があるが、その後はない。法人を作るには、それなりの手続きを踏み、設立委員が準備して登記しなければ法人となれない。その点、A-a方式は、法制局を通りにくいかなという気もする。次はA-b方式だが、これは「国が法人を設立し、それを大学とする」ということで、その法人は当然に設立委員の必要なしに大学となる。私はどちらかと言うと、後者の方が通り易いと思う。
- 「組織業務委員会」において提出されると思われる意見との関連で、どのような反論が有り得て、それがどの程度耐えられるか、という観点からお考えを伺いたい。

A-a方式はかつての日本国有鉄道と同じで「法的に設置して、それを法人化とする」

という方式で、一種の公社格である。これを大学に適用すると、学校教育法の学校という公社という形になる可能性が高いので、私も法制局との関係で大丈夫かという気がする。そうするとA-b方式の可能性が高くなるが、問題は国が法人=大学を設立する場合、国が法人の設立者になる、そうすると、国の法人が、大学という法人をつくるということになり、大学の設置行為というよりも、法人の分化行為と受け止められて、学校教育法第2条の、国の大学設置行為が当てはまるかという議論が生じるので、法的にこの点で大丈夫だろうか、というのが第一点である。

第二は、学校教育法第5条に設置者管理主義があるが、A方式は国が設置者で、管理者である。この大枠は現行形態と異ならないので、何故、現在、法人化するのかという問題に対して答えていない。

最後に、A-a方式の場合、設置者負担主義で、経費負担は国が行うことが前提になっている。従って、独法の場合、基本財産や運営費交付金の仕組みによる必要がないわけである。すると、独法の仕組みに入らない、入る必要がないと逃げられるという感じがする。それはそれでよいことと思うが、他方これによって5年の配分校費は現行のように特別会計で一般会計から繰入れることになると思う。その点、問題を明確にする意味で敢えてお聞きしたい。

- 第一の点は、A-b方式（国が国の立法の中で国立大学法人を設立する。それは学校教育法にいう大学とし、設置許可は不要とする）は、そういうことを法律の中で決めるとすれば、そういう方式を作ること自体で、国が大学を設置することになる。そう主張して頑張

れるのではないかという気がする。

第二の点〔A方式の場合、なぜ、法人化するのか〕は、一番シビアな問題と思う。一つは、法人化が自己目的的に存在するわけではなく、私は先程理念的に法人化はそれ自体意味があるかもしれないと言った。それはあくまで理念ないし象徴の話で、実際に法人化するとそういう変化が生じるということではないが、いずれにしても問題は自己決定の余地が増え、自己責任の範囲が増えるかということである。自己責任という場合、評価の要素を強く組み込んだ自己責任が要求されよう。制度的には、法人化せずに変わることは可能だが、法人化して、国からある程度の距離を保った上で、自己責任体制をつくるというのは、一つの自然な方向かとも思う。

最後の点だが、現行の国の財政会計制度から離れない年次予算方式で行う方式もあり得るわけで、その場合は本当に形だけの法律で、言われたようになると思う。そうでなく、独法化するかどうかは別として、例えば5年という目標期間をつくり、それをベースに評価も組み入れ、財政制度を組み立てるとすると、別法人にした方が仕組みは分かりやすいので、そういう考え方というか、制度の組み立て方は十分あり得る。設置者負担主義があるから法人化の必要がないということにはなら

ないと思う。

- 先程からの議論は、恐らくA-b方式が譲れない線なのかどうか、詰めているのだと思う。立法論上、突破していかななくてはならない部分もあると思うが、先程の名古屋大学の様々な内容を拝見すると、やはり法人格の取得はポジティブに評価し、法人と教学の一体が譲れないとすれば、法人を設立して、それが同時に学校教育法上、そのまま大学とみなされるという形でパッケージにした形が譲れない線になるのではないかと思う。

概ね以上のような意見交換があった後、委員長より、次のように述べられ、委員会はこれを了承した。

阿部委員が第1常置委員会の様子を話されたように、国立大学法人法という、場合によっては通則法の中には入らないかもしれない枠組みで、現時点では、経営と教学を一体として考えることを前提にして、今後この国立大学法人法という形で各専門委員会において議論していただければと思う。また、議論の過程でも、もし矛盾点などが生じたら、それについては別の可能性もあるということ併記いただき、議論を進めることとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第8回) 設置形態検討特別委員会

日時 平成12年12月21日(木) 9:30~12:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

阿部, 鈴木, 梶井, 内藤, 佐藤, 石, 松尾, 杉岡, 江口, 田中各委員

馬渡, 小早川, 森田, 若杉, 奥野, 内田各専門委員

(大学共同利用機関) 堀田凱樹国立遺伝学研究所長

長尾委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 調査検討会議(文部省)の委員会及び本特別委員会(国大協)の専門委員会の報告

第7回特別委員会開催以降の、専門委員会及び文部省調査検討会議の委員会の検討状況について、阿部・松尾・梶井・鈴木の各座長より、概ね次のような報告があった。

(1) 調査検討会議「組織業務委員会」及び「第1常置委員会拡大小委員会」の報告

阿部座長より、「第6回組織業務委員会」(12月14日)及び「第6回第1常置委員会拡大小委員会」(12月15日)の検討状況に関して、概ね次のような報告があった。

1) 「組織業務委員会」の報告

組織業務委員会は12月14日に開催された。

前回特別委員会において、前回の組織業務委員会で作業委員を置くことが決定した旨を報告したが、第6回委員会では主査より作業委員3名(小早川・浦部・馬渡委員)が推薦され、異議なく了承され、主査より、作業委員に対して論点整理及び資料整理等の依頼があり、次回委員会(1月30日)は作業委員の作成した資料に基づき協議することとなった。

次に、文部省より①高等教育・学術研究にお

ける国の役割、納税者・社会の視点から見た国立大学等、調査検討会議の他の委員会でも出された意見も含めて整理した資料「国立大学の独立行政法人化の基本的な考え方に関する主な意見と論点」、②国大協や自民党等の報告書などから抜粋した「国立大学の運営組織のあり方に関する主な意見と論点」を比較対照的に整理した資料、③大学共同利用機関に関する資料が配付され、文部省より資料説明があった後、自由討議に入ったが、その大部分は事務官の事務組織のあり方に関する討議で、特に結論は出なかった。

引き続き、馬渡専門委員より、事務官の事務組織のあり方に関する自由討議の内容について、概ね次のような補足説明があった。

前回委員会において事務組織は大学自治の担い手であり得るかという意見があったが、今回、ある委員よりこれに関連して、これは現在の事務組織は単に徹底した執行に従事すればよいという考え方があるため、こういう現状について反論はできるが、法人化した場合に今の教官組織と人事組織の関係のままというのは問題であって、事務組織の権限を明確にしていく必要がある、よきパートナーとして働きたい旨の発言があり、この発言を巡り、事務の経営参加を考慮すべきである等の意見を含め、自由討議が行われた。

その主な発言は以下の通りである。

- 今まで幹部事務職員は大学在職期間が短く大学のためということが見えにくかったが、最近は事情が変わって来ている。大学事務官を学内の法人の一員として位置づけ、大学経営に関与させるとか、優秀な人材は大学に繋ぎとめておく等のことが必要である。その場合、事務職員の公務員型に固執すると経営センスを持った人材の引き抜きが困難となり、公務員型に固執するか否かがポイントである、旨の発言があった。これに対して、公務員型といっても、それぞれ持つイメージが異なり、明確なイメージが必要である。また、課長以上は文部省人事で動くが、補佐以下は学長が任命権を持っている。学長はその点、誤解している面はない、という発言があった。
- 独立行政法人の公務員型と、現在の国家公務員との違いを説明願いたいという発言があった。これに対して、文部省より、国家公務員試験合格者から採用するのが原則であるが、これはあくまで原則であって、独立行政法人に移行した場合、①人事権は文部大臣から学長に移行し、法人の長の裁量の余地が拡大する、②給与は国の給与法の適用から外れて法人単位で決定できる、③団体協約締結権が認められる、④服務規定もほぼ同様であるが争議権はない、⑤人事異動は広域人事が不可欠で、その仕組みが必要である、⑥人件費が研究費を食う危険性もある。その場合は定員等の報告義務があり、翌年度の運営費交付金に対してペナルティーが課せられる可能性がある等、明確な回答があった。
- 公務員型・非公務員型は重要な問題であるが、国と法人の関係如何によって事務職員の果たすべき役割及びその扱いも異なってくるので、非常に微妙である。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 只今の説明にあったように事務職員は試験採用が原則だが、法人化すれば弾力性が増すというのは、法人化に伴って、当然、弾力性が増すということか。私はそうになっていないと理解しているが、その点どうか。
- 必ずしも文部省側の真意は分からなかったが、現行法上、国家公務員法は原則的には試験任用だが、任用方法として試験と選考の2種類があり、人事院の審査を経て許可されれば選考でもよいこととなっている。現在、大学教官はその規定で選考している。
- 一般職員の場合、人事院と個別協議となっているが、それが緩むという説明なのか。
- 制度的に緩むということは明言しなかった。
- 12月18日開催の「人事制度委員会」でも同様な議論があり、そこでは人事院の定めた4級職以上の職員（看護婦）は一括選考が可能であるが、例えば診療内科のコメディカル・スタッフ、病理解剖の補助者、資料保存の技術者等は、文部省から人事院に個別に承認を求める必要がある。その任用に関しては、独法化した場合でも、国家公務員型であればその適用が外れることは制度的にはない、という説明であった。
- 選考採用の幅の拡大はかなり強い要求である。現在、これに関して明確な回答はない。これは公務員型を採る場合にどう人事院に持ち込むかという、今後の制度設計の仕方とも繋がる問題なので、今から可能性があるように言われると、誤解を生みかねないので、その点を危惧した。

次に、委員長より次のように述べられた。

只今の報告にもあった大学共同利用機関の件であるが、今後、本特別委員会が審議を行う中で、その位置づけが問題となると思われるので、堀田所長よりお話いただきたい。

引き続き、堀田所長より概ね次のような話があった。

大学共同利用機関は、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の「等」に含まれるとのことで、本特別委員会に参加させていただいている。しかし、段々と議論が進み、法人像も明らかになりつつあるが、委員会の性格上、国立大学中心に検討が進まざるを得ないと思うが、その中で大学共同利用機関をどう扱うか、どこかの段階でご示唆いただければ有難い。

例えば、国立大学法人法のような概念をつくる場合、大学共同利用機関をその中でどう位置づけるか、またその位置づけの方法としては、一応の概念構成が出来た段階で位置づけるか、同時進行的に検討を行うのか、現在、方針なしは考えがあればお聞かせいただければ私どもの検討の参考としたい。

以上のような話を受けて、概ね次のような意見交換があった。

○ 仮に国立大学法人法が出来たとしても、大学共同利用機関を制度的にどう取り込むかは非常に複雑な話で、簡単に答えはでないと思うが、考える枠組みとしては、現在でも大学共同利用機関は国立大学と呼ばれており、それは定義の問題と思う。従って、大学共同利用機関を法人として国立大学法人の中に入れていくという定義をおけば可能と思う。あとは実際の問題について、例えば大学自治の保障がかかわるのか否か等の問題を、制度設計の要件として考えるかどうかだと思う。長の選任

方法、管理運営組織等、基本的に準用することではすまない。制度設計するとなると、別個に大変な作業が必要と考える。そうすると、国立大学法人という名称で括るとしても、例えばA型とB型に分け、法律のイメージでいうと、規定もかなり異なるという気がする。

○ 同様な意見である。機関の長の選考方式、自治権等、機能が異なるので、国立大学と同じとすると、現在の仕組みと相当違ってくる面が生じると思う。ここは相互に余り無理をせず、包括的には国立大学法人法の中に入れて扱うとしても、ある部分は別の扱いとするのがよいと思う。

○ アメリカの研究所はある意味では独立性が高く、大学よりも優れた意義を持つところが多い。日本でも国立民族学博物館等、世界的にも優れた地域研究を行っている。そのような機関は国立大学と一緒にあるよりも、思い切って独立した方が社会的に発信力も強まるし、もっと大きな展開も可能と思うが、このような考えを持つ人はいないのか。

○ 日本の中心的な研究機関としての方向性はあると思うが、大学共同利用機関は共同利用という機能が非常に重要で、大学から独立した場合、十分機能するか否か疑問である。大学共同利用機関が苦慮しているのも、その点大きいのではないか。

○ 大学共同利用機関には様々な検討の部会があるが、積極的に国立大学と切り離して、独立した概念として考えようとしている人はいない。また、政治的には、一時、政治家は大学共同利用機関を他省庁の試験研究機関と同一視し、行政の末端組織と位置づけるという考えの下に、大学共同利用機関を国立大学の法人化以前に独立行政法人化するという案が

示されたが、私どもはその誤解を正し、現在に至っているという経緯もある。下手に独立ということを発表すると、再びその波に洗われる恐れがある。

- 大学共同利用機関は他省庁の研究所とは異なり、著しく大学に近く、大学と一緒に考えるべきだということで、国大協の総会等にもオブザーバー出席をお願いした。ただ、大学共同利用機関は国立大学と異なる点が多々あり、並列的に議論すると非常に難しい問題が生じてくるので、大きな括りとして国立大学法人の骨太い議論の中に含めて検討を進めるのがよいと考える。最終的には先程も話があったように、別の法的措置を取る必要が出てくると思うが、大きい括りとしては国立大学と一緒にある方がよいと考える。

以上のような意見を受けて、堀田所長より次のように述べられた。

当初は国立大学を中心に考えて、法人像が徐々に明確になってくる過程で、大学共同利用機関をA型かB型かは分からないが、最終的には包括的に取り込む可能性はあると理解した。私どもとしては、大学共同利用機関のことは検討の範囲外であるとの考えを持っているなら、別の制度設計も検討せざるを得ない。只今の話のように、制度設計の過程で、最後には取り込み得るような柔軟性を持った立て方をお考えいただければ有難い。

2) 「第1常置委員会拡大小委員会」の報告

第1常置委員会拡大小委員会は、組織業務委員会の翌日(12月15日)開催し、拡大小委員会として様々な観点から議論した。現在、それを整理している段階で、意見の取りまとめが終了したら本特別委員会に提出したい。

(2) 調査検討会議「目標評価委員会」及び「専門委員会B」の報告

松尾座長より、12月11日に開催された「専門委員会B」(目標・計画・評価)及び12月13日に開催された「第5回目標評価委員会」の検討状況に関して、配付資料に基づき、次のような報告があった。

1) 「専門委員会B」の報告

文部省調査検討会議の目標評価委員会では、各委員に「中期目標・中期計画の意義、課題、留意点、視点」と「国立大学に相応しい中期目標についての具体例等」について意見提出を課しているため、これを受けて12月11日に「専門委員会B」を開催し、12月13日の「目標評価委員会」に国大協の意見を反映すべく議論した結果、専門委員会Bの意見は一括整理して提出することとした。なお、大学共同利用機関は特殊な事情もあり、堀田所長が別個に意見を提出することとした。

また、専門委員会では、今後の進め方を議論した結果、今後は目標評価委員会で具体的な話が出てくると思うので、今回は一般論に留めて、3名程度で作業部会を設けること、また作業委員を誰に依頼するかを相談した。

その他、当日は次のような議論及び情報交換を行った。

- 目標・評価について、ラフなものでも案が提案されると修正が非常に困難になるので、特例的に出来るよう委員会で考え、調査検討会議で発言する。
- 国立大学側として、これ以上は譲れない線を明示しておく必要がある。
- それぞれ専門委員会が並行的に審議を進めており、他の委員会の結果を見てから中期目標・中期計画の内容を描くのは困難なので、

例えば法人組織・財務会計のあり方など、最良と思われるものを仮定として設定して取りまとめたかどうか。

- 国大協OBの話として調査検討会議の取りまとめが総務庁を突破できないのではないか。
- 改革推進本部の関係者は中期目標・中期計画の個所は独立行政法人の根幹にかかわるので修正を認めない姿勢が強い。

2) 「目標評価委員会」の報告

資料1「文部省・調査検討会議『目標評価委員会』への意見（設置形態検討特別委員会専門委員会Bの意見）」及び資料2「文部省・調査検討会議『目標評価委員会』への意見（堀田国立遺伝学研究所長の意見）」は、調査検討会議への意見である。なお、専門委員会として意見が一致しない部分は個別意見として提出した。

引き続き、松尾座長より資料1の詳細な説明があった後、資料3「調査検討会議『第5回目目標評価委員会』の報告」に基づき、概ね次のような報告があった。

去る12月13日に開催された「第5回目目標評価委員会」では、主査より3名程度の作業チーム設置の提案があり、次回会議において主査が作業委員を推薦することとなった。

続いて、各委員から寄せられた中期目標・中期計画についての意見の説明、大学共同利用機関の法人化についての資料説明があった後、審議を行った。

中期目標・中期計画についての主な意見は、次の通りである。

- 他の3委員会との関連が大事だが、国立大学の設置形態については仮説として設定しておいて、目標・評価を検討することになるのではないか。
- 中期目標・中期計画は大学が自主的に作成し

た長期計画・長期目標に基づいて作成されるべきである。

- 国は国公立大学の役割分担のグランドデザインを示すべきである。
- 人材養成の他、次の時代の文化を支えることについての国のグランドデザインやそれに大学がどう位置づけられているかといったことが分からない。

上記のような国の基本方針がない等の指摘に対する文部省の反論を紹介すると、次の通りである。

○文部省としての高等教育や国立大学についての施策は、時代の要請に応える形で政策を実行してきた。

○46答申は、大学についての幾つかの類型を示し各大学が選ぶことになっているが、各類型についての量的制限はしていない。時代の要請に応じて変化してきた。

○国公立大学の役割分担は、峻別して線を引きくことは難しい。

○学部・学科の改組の自由度を与えることについて、学部や研究科を全て大学に委ねるのは適当でないが、学科等については大学に委ねることを考えている。

最後に、主査のまとめとしては、荒削りでもよいから、可能なデザインを考えることを含めて論点を整理し、議論を進めることとなった。

以上のような報告があった後、次のような意見交換があった。

- 通則法という非常に重い法律があるが、これは中期目標・中期計画から始まっていると言っても過言でない。中期目標の指示や中期計画の上申、それに対する許可は形式的にでも外すことは非常に困難であるという意見が専門委員会でも多い。しかし、大学等の教育

研究機関では長期目標・長期計画あつての中期計画なので、現在、第8常置委員会及び専門委員会Bでは、中期目標・中期計画の基礎となる長期目標・長期計画のデザインを宿題として検討している。

- 今の問題は重要な問題である。独立行政法人通則法の最も大学に適合しない部分は中期目標・中期計画、評価、運営費交付金の三つと思う。これが大学自治を一番制約する。現在検討中の長期目標は大学の理念と思うが、長期目標は自主的に作成・点検するのが本来の姿で、教育研究について中期目標の指示や中期計画の許可はあつてはならないと個人的には思っている。繰り返しになるが、私どもが考えている長期目標と、独法化に用いられる中期目標とは根本的に異なると考える。
- 只今指摘のように中期目標・中期計画は大学の实情に合わない点があり、大学側の対案として中期目標は大学が作成するということが割合と気軽に言われるわけだが、大学が中期目標・中期計画を作成するとなると、何故、目標と計画を分けるのか、そのような設計は有り得ないと、当然、指摘されよう。従って、その点は大学側としては、通則法の根幹システムを全面否定するか否かを含め、慎重な対応が必要と思う。
- 通則法の根幹部分を外すことは困難と考え、大学側のイニシアティブが確保できるよう、目標・計画は主務大臣と協議して同意を得るといふ形を描いている。また、長期目標・長期計画も漠然としたイメージだけでなく、中期目標・中期計画に連動する、いわば大学理念の創造のような、コンセプトづくりが必要であろう。
- 目標・目的という概念は非常に重要な言葉

として出ているが、それは多岐的な性格を持つ概念である。中期目標・中期計画は運営費交付金と結びつくし、アカデミックな問題とも結びつく。この両方の違う側面をどういう形でうまく結びつけていくか、ということが重要な問題である。今、問題となっている目標・目的は分野別の中期目標であり、中期目的である。現在、評価は大学評価機構の評価を尊重することになっているが、これはあくまでアカデミックな部分についてである。財務等の部分は対象外で、それは主務省の評価委員会が行う。すると主務省評価委員会と大学評価機構との関係など多様な問題が出てくる。これについて全学と部局の関係、そして大学はどこまで関与するか、また通則法にどこまで取り入れるか等、問題をうまく整理する中で、その接続を交通整理しながら、国立大学の立場を出来る限り生かしていくことがポイントと思う。

(3) 調査検討会議「人事制度委員会」及び「専門委員会C」の報告

梶井座長より、12月15日に開催した「第5回専門委員会C」(人事システム)及び12月18日に開催した「第4回人事制度委員会」の検討状況に関して、次のような報告があった。

1) 「専門委員会C」の報告

専門委員会では、二つのことを協議した。

第一は、資料4「学長選考等についての調査について(お願い)」の通り、専門委員会において学長選考方式等を議論するため、各大学に学長選考規定の資料提出をお願いしたので、宜しく願いたい。

第二は、本日の議題3「法人化後に持つべき連合組織について」に係わり、人事の流動組織

を中心に集中的に議論を行った。この件は後刻、森田専門委員より報告したい。

2) 「人事制度委員会」の報告

第4回人事制度委員会では、資料として①国立大学の教職員の種類、②大学における教員採用の方法、③国立大学教員の流動状況、④大学教員等の任期制の概要、⑤国立大学の事務系職員の人事の仕組み、⑥国立大学の事務組織の例が配付され、審議が行われた。本日はその内、③～⑤を参考資料として配付した。

当日は、配付資料についての質疑応答があり、その主な内容は次の通りである。

○かつての大学管理法の際の議論は、参考になるところが大きいとの議論があり、文部省に関係資料の提出を依頼した。

○今後、流動化の問題に関連し、教員の任期制が強く要求されることが予想され、任期制の問題、例えば、任期制導入の活発化にはインセンティブの働く制度が必要であるとか、国立研究所で実施されている任期制との比較等の議論を行った。なお、文部省は、例えば任期5年で再任不可の任期制の場合、給与の特別措置は可能か等、人事院と接触を開始している。

○法人化の場合、給与は各法人に委ねられるが、文部省からもその点は任期制に伴い、処遇制度は大分変わる旨の回答もあった。

○事務職員の流動化システムは、将来的には各大学が自由に任用権を行使できるようにすべきであるが、俄かには実施しがたいので、当面は暫定的に全国的な流動組織を考えなければならぬ。

○事務系職員については、全国展開している幹部職員2,000名の、法人間の異動の問題と、法人の長の人事権行使の問題をどう調整するか

が大きな論点で、その連絡調整機能が必要である。この点は、現行の仕組みを相当長期にわたり配慮した制度設計が必要である。

○技術職員は専門性が強く要求されており、有能な技術職員の確保の障壁として試験採用の問題と処遇の問題がある。技術職員のあり方について、もっと検討する必要がある。

(4) 「専門委員会D」の報告

鈴木座長より、12月8日に開催された「第5回専門委員会D」(財務会計)の検討状況に関して、資料6「地方交付税制度と運営費交付金交付基準問題」に基づき、次のような報告があった。

第5回専門委員会では、具体的に運営費交付金の問題を取り上げることとし、現在実施されている制度の内、積算方法など、最も参考に資するということで、地方交付税制度を考えながら、運営費交付金の基準問題を検討することにし、宮脇委員作成の上記資料に基づき、報告いただいた。

地方交付税制度は、各地方公共団体毎の財源の均衡とその財源の保証を目的とした制度である。地方交付税は、国税のうち所得税、法人税、消費税及び煙草税の一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税である。また、地方交付税交付金は使途制限を禁止し、補助金とは異なる性格を持ち、この点、“運営費交付金”と共通した性格を有するが、運営費交付金と対をなす“施設費等”は、使途が特定され、補助金的な性格を持っている。

この制度を国立大学への資金配分の算定に利用することについては、多くの困難な問題を有しているが、専門委員会Dにおいて検討の結果、

ある程度は利用価値があると考え、文部省に良い案がなければ提案することも含めて、ワーキンググループを設けて、地方交付税制度の基準財政需要額の算定方式に基づき、様々な検討を行うこととした。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった

○ 現在の地方交付税制度は行き詰まりを見せ、どう改革するか議論になっている。個人的には、基本的な発想は別にして、この制度の詳細まで踏襲するのは、問題点をそのまま受け入れると取られかねない。特に基準財政需要額の算定方式の補正係数が複雑であるのと、決定が恣意的であるとの批判があり、改革は補正係数のシンプル化の方向が大勢と思うので、戦略的にいかなものかと思う。

基準財政事情の決定は、自治省と大蔵省の間で、非常に厳しい政治的折衝を経て行われる。その意味でも、国立大学の場合、それを押し上げる政治的な力が乏しいので、かなり厳しい線で設定される恐れもある。

地方交付税の場合、歳入原資は国税5税の一定割合が保証されているが、現在、不足が大きな問題となっている。国立大学の場合、これが適用されるかもどうかも分からない。また、現在の地方交付税制度は、収入の不足は各地方公共団体が税収増加を図り、その補填を行う仕組みであるが、その税収の内、都道府県は2割、市町村は2割5分しか収入に算入されないで、インセンティブが働かないという面もある。国立大学が独立行政法人化された場合、外部資金の導入拡大を図ったとして、どの程度の割合が留保できるか、この点も一つのポイントと思う。

以上のような点から見て、この制度は交付

税の一つの参考になるが、国立大学の場合は別個ものとして制度設計していく必要があると考える。

○ 只今の指摘は、専門委員会Dにおいてもなされた。独法化した場合、運営費交付金という最低保障はあるわけだが、寄附金・剰余金の内部留保の取扱いなど、各大学の自助努力が報われる仕組みにならないと、小規模大学は何時までも小規模大学のまま競争力を持てず、21世紀には耐え切れない。そういう基本的な考え方で審議している。

○ 地方交付税制度は各地方公共団体の自立性を保障するための仕組みであり、基本的には国立大学も同様な考え方の下に位置づけられるべきだと思う。その意味で、運営費交付金の総額の獲得方式として、この制度は十分検討に値すると思う。しかし、当制度は総額の分配方式など、見直しの最中で、どのような結論に至るか分からない。従って、国立大学としては運営費交付金を一つの安定的な総額としておいて、配分方式は大学評価機構との関係等を配慮し、国立大学独自の配分方式を考えたらよいと思う。国策として国立大学の役割を考え、評価に基づいて国から一定の総額を確保する方式は、重要なことで考えなくてはならないことであるし、是非、検討を続けていただきたい。

○ 施設経費はどのように考えているか。

○ 施設設備費は運営費交付金と別個で、国立大学全体として考えるべきだと思う。恐らく施設設備に関しては変化なく、建物・食堂等の建設の交渉は、勿論、中期計画に盛り込むことになるだろうが、その予算配分は毎年文部省との折衝事項になるだろう。

2. 今後の検討の方向性について

委員長及び阿部座長より、概ね次のように述べられた。

前回の設置形態検討特別委員会において、法人格の取得について審議いただいたが、資料8「法人格の取得について(メモ)」は、当日の審議を踏まえてサマライズしたものである。来年1月以降、極力早い時期に国立大学側の考えを積極的に発言していくのがよいのではないかと、いう蓮實会長等からの意見もあり、またこれは文部省に対する国立大学側の主張にもなるし、かつ本特別委員会あるいは各専門委員会で審議を進めるための大枠にもなるので、そのような趣旨で取りまとめたものである。

続いて、阿部座長より、資料8の詳細な説明があった。その全文は、次の通りである。

1. 法人格の取得は、現在の設置形態における大学に比較して、大学の教育、研究の質の向上と学生の勉学や生活の活性化に資するものでなければならない。また、日本の大学が国際競争力の強化や地域貢献の上で、良くなるものでなければ意味がない。

以下についての検討が必要である。

注1. 法人格の取得の意義

注2. 法人格取得後の国の関与の在り方

注3. 納税者や社会の視点(評価システムなどを含む。)

注4. 法人格取得と公財政支出の在り方

注5. 法人格取得と人事システムの在り方

2. 例えば、国立大学法人のように名称を統一する。

注1. 独立行政法人化として議論することは、平12.6の国立大学協会総会の主旨からいって適切ではない。

注2. 通則法のうち、高等教育、学術研究にプラスになる部分を利用することは妨げない。

注3. 例えば、国立大学法人法を以て特例法として位置付けるのか、法的位置付けを議論しておく必要がある。

3. 法人格の取得と大学改革の関連について明確化する。

注1. 大学改革は長期にわたるものもあり、法人格の取得をもって完了するものではない。

注2. 少なくとも法人と教学は一体として、一大学一法人で出発する。

注3. 国家公務員型で、法人に移行するが、より柔軟な人事システムにする。

3. 法人化後に持つべき連合組織について

森田専門委員より、配付資料「国立大学が法人化した場合の人事制度の検討の論点」「事務職員の人事交流システムのあり方について」に基づき、概ね次のような説明があった。

資料を席上配付したが、これは12月15日の「第5回専門委員会C」で議論した内容を個人的に整理したもので、用語の不備、また内容面も種々書き落とした問題もあるので、その点、了承いただきたい。

委員会では、連合組織について、人事面・財政面等、多角的視点から検討したが、専門委員会Cは人事システムが所管事項のため、当日は幹部事務職員の話が中心となった。

〔法人の長としての学長の人事権〕

○法人の長に人事権が属することは、法人化した場合の大きなメリットである。しかし、大学内部で学長の人事権と部局の人事権をどう調整するのかは今後の大きな課題である。

〔教官の人事システム〕

- 流動化・任期制の導入は、文部省調査検討会議でも指摘されているが、全体のマーケットが成立しないところで実施しても余り意味がなく、全体として考えるべきである。
- 教官の採用方式は、教育公務員特例法の方式を受け継いでいく必要がある。
- 勤務条件は、裁量労働制、兼業、勤務時間、服務規律など、種々問題がある。
- 給与システムと個別の給与決定は、法人の権限となるので、きちんとした議論をしておく必要がある。特に給与システムは、労働協約に関連し、組合との交渉事項になる。人件費はかなり抑制する形で、運営費交付金に含んで配分されると予測されるが、その場合、給与システムをどのように組み替えるかは、重要な論点になろう。
- 先般の行革大綱でも業績評価・信賞必罰という言葉が出ているが、公務員制度改革のトレンドとして、基本給を抑制し、業績給を増やせという傾向にある。この場合、個人の業績評価が必要で、各法人が実施することとなるので、その仕組みの構築は重要な問題となる。

〔事務職員の人事システム〕

- 国家公務員型か非公務員型か、公務員型の場合一律採用か各部局採用か、また現行法でも選考採用は例外的に可能となっているが、その点どうするか等、種々の問題がある。
- 昇任や配置転換をどのような仕組みで行うのか、また給与や勤務条件は組合との交渉事項となるので、これも非常に難しい問題と思う。

〔事務職員の人事交流システム〕

- 現在、幹部職員は全国で約2,000人おり、文部省が全国を範囲として人事を行っている。幹部職員は、本籍は文部省で、譬えていえば△

△支店に配属になるという意識であると思う。このシステムは、①若手の幹部職員の昇進に広い可能性を持たせることによって、それらの職員のモラルの維持向上に寄与する、②優秀な職員を全国の大学に異動させることにより、全国の大学の管理運営能力の維持向上に寄与する等のメリットがある反面、①学長に人事権がないため、大学側から見て必ずしも適切な採用・配置を行うことが出来ない、②異動が早く、大学の意向が必ずしも尊重されなかったため、大学への忠誠心や職務経験が蓄積されなかった等の問題点があった。

- 国立大学が法人化された場合、教職員の人事権は学長に属することになり、これによって、①法人にとって必要とされる人材を自ら採用し、配置することが可能となる、②法人によって採用されることになるため、職員に大学への忠誠心と職務への習熟が期待できる、こととなる。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 東京23区の職員組合は、職員待遇の整合性を図るため、共同で団体交渉を行っているが、組合との対応の仕方について検討しているか。
- 特に検討していないが、論理的な可能性としては共通して組合に対応することもありうる。その際、非常に複雑な点は、大学経営の効率的な運営をしている大学とそうでない大学があった場合、それは大学の評価に反映し、同一給与水準を維持しようとする、人件費の占める割合が異なってくるので、その仕組みをどこまで維持できるか、という問題が一つある。次に、業績給は、現在でも賞与に関しては個別評価に基づき実施可能となっている

- るが、これを本格的に導入した場合、うまく運用することは難しいのではないかと思う。
- 現在、全大教との交渉は国大協として第4常置委員会委員長が受けているが、今までは要望を文部省や人事院に伝える旨の回答で済んでいたが、今後は各国立大学は勿論のこと、国大協としても横並びに大学と共同して対応する必要が生じよう。そのような機能を国大協に持たせるかどうか、ということも議論しておく必要がある。
 - 文部省の事務職員の人事異動には2種類ある。一つは、本省採用のキャリアで、もう一つは、国立大学等の28歳以下の2種職員の中から本人希望で本省に転出した者及び課長登用試験の合格者について文部省人事で全国展開している。このように大半の本省事務職員は大学が関与しているが、独法化した場合どうなるか、非常に重要な問題である。この問題は文部省にとっても財政問題と並ぶ最大の関心事であり、現行の人事システムをどうするか苦慮していることと思う。
 - 文部省人事異動で大学に転出した者は、本省の人事システムの中で動いており、本籍は文部省にある。独法化した場合、異動の際に本籍ごと大学に移すのか、その仕組みをどうするか、文部省の考えを知りたいところである。
 - 私は、取りまとめいただいた「4）考えられる対応策」の内、「④希望する大学が参加する人事機関を設置し、その機関が参加した大学間の人事交流の機能（幹部職員の異動の情報提供、調整、助言、幹旋等、人材配分と職員昇進の管理を行う）の機能を果たす」か「⑤人事の調整機関は設けず、情報提供の場だけを設け、大学と職員の自主的な意思に任せる」

- に近いところで議論して、給与格差などが生じても仕方ないという印象を持っている。組合の要求する横並びの給与は、法人化の目的から見て通らないと思う。
- 最終的には、移行期間を置いて、只今指摘のような各大学に固定する等の方向が出てくるかも知れないが、幹部職員は勿論、現在、各地方で採用した職員も人事異動で大学間を動くことを前提に入っているので、特定大学に固定するとすると、事務職員の士気の低下等、マイナス作用が起こる恐れがある。やはり、職員の人事交流システムは重要で、その仕組みを検討いただきたい。
 - 連合組織は、人事面だけでなく、財源配分の調整、大学債の発行など、財政面でも必要であろう。但し、両者は給与等の面で密接な関係を持つので、協調関係がないとうまく機能しないと思うが、性格が全く異なるので、複数の連合組織が必要となると思う。
 - この問題は、過渡期（移行時期）と将来あるべき姿とに分けて議論して、問題点を整理する必要がある。
 - 只今の過渡期（移行時期）の扱い、更には法人化だけで大学改革が終了するわけでないという指摘も含めて、制度的に大学改革の長期的な段取りについて、例えば国鉄改革法のような法律を作るのか、政府計画を樹立して実施しろと言うのか。もう一つは、仮に国立大学法人法を作るとしても、それとは別に時間的要素を組み入れた仕組みが必要であるという気がしてきた。
 - 只今の典型的な例が事務官の人事システムである。現在の幹部職員の全国展開を直ちにストップするとパニックに陥るので出来ないが、長期的な計画を立てて対処する必要がある

る。

以上のような意見交換の後、杉岡委員から次のような発言があった。

国立大学にとって最適な形で文部省調査検討会議をリードするため審議しているが、まだ相手の姿が見えないという気がしている。何時になったら向こうの壁がはっきりとしてきて、どこに穴を空けるかという議論になるのか。現在のような形で議論している内に、突然、国立大学の法人化案が提案され、国大協の審議が未了のまま時間切れで提案を受け入れざるを得ない

ということになっては困るので、その辺の考えをお教えいただきたい。

これについて委員長より、次のように述べられ、本日の協議を終了した。

私どもも、それを心配している。極力早く文部省調査検討会議が取りまとめに入る前に、本特別委員会及び専門委員会が意見の取りまとめを行い、私どもの考えを調査検討会議に提案する必要があると考えている。そのためは、来年の1月あるいは2月を目途に取りまとめ作業を行わなければならないと考えている。

(第16回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日 時 平成12年10月17日(火) 10:00~13:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

兵藤、岡本、板橋、渡邊、伊藤各委員

中野専門委員

(髙ぎょうせい) 鈴木出版課担当課長、黒沢編集部制作課主幹

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 記念祝賀会の式次第などについて

初めに委員長より、前回協議した女性教官の招待の件は、会長と相談した結果、既に解散した「男女共同参画に関するワーキング・グループ」のメンバーに招待状を出すことし、事務局より発送した旨の報告があった。

続いて国大協事務局より、祝賀会出席状況の報告があった後、国大協創立50周年記念祝賀会の式次第の審議を行った。協議の結果、次のように決定した。

開 会 の 辞 伊藤事務局長

会 長 挨拶 蓮實会長

祝 辞 大島文部大臣

委員会報告 佐藤委員長

乾 杯

閉 会 の 辞 中嶋副会長

なお、その他に①当日のスピーカーには胸に記章(リボン)をつけてもらう、②式次第をプログラムとして受付で配付する、③乾杯の音頭は加藤一郎又は林健太郎元会長のどちらかにお願いすることとし、判断は会長に一任する、④祝電披露は当日の状況を見て適宜判断することとした。

2. 『国立大学協会五十年史』について

委員長より、次のように述べられた。

髙ぎょうせいの努力下、大部の『五十年史』の再校ゲラが各委員・専門委員の手元に届き、本日は最終的な編集会議であるので、お気づき

の個所について、種々ご意見を伺いたい。また、当日贈呈するエンブレムの作成経緯に関して、記念誌に書き留めておきたいと考え、原稿を準備したので掲載個所とともに審議していただきたい。

これについて協議の結果、まず「エンブレムについて」の原稿は、若干の修正意見が出されたので、委員長がそれら意見を踏まえて、修正を加えることとなった。また、掲載個所については、本扉の裏面下段にエンブレムの解説を掲載することとした。

続いて、「五十年史」の審議に移り、全体のレイアウト・巻頭言・目次・凡例・五十年のあゆみ（前史を含む）・特別寄稿・座談会・年表・資料・編集後記の順に逐条的に審議した結果、主要な事柄については、次のように取り扱うこととなった。その他にも、文章の移動、重複記述の削除、国名標記の統一、字句の修正、誤植の指摘などがあった。

〔巻頭言〕会長の名前・肩書きは顔写真の横に持ってくる。

〔目次〕①同じような見出しが多いので、具体的な内容がわかるような見出しに修正する。

〔座談会〕①冒頭の座談会出席者の紹介の個所

は、レイアウトを若干修正する、②誌上参加の有馬朗人元会長の横に、聞き手の名前を入れる。

〔特別寄稿〕引用文献の記載形式は統一する。

〔資料〕①旧会則は制定年月日を入れるとともに、参考資料という位置づけで野線で囲む、②国大協会会員名簿、会長・副会長名簿、委員長名簿、要望書・報告書・予算等の表の上段部分は、見やすくするため、網掛け処理を行う、③委員会名簿の末尾に「創立30周年記念行事準備委員会」と「国立大学協会50周年記念準備委員会」を書き加える。

最後に、働きょうせいより、再校ゲラ戻し時期の説明があり、委員長より次のように諮られ、了承された。

編集作業の最終段階に立ち至ったが、「五十年のあゆみ」は兵藤委員と中野専門委員に、また「年表」は中野専門委員に最終的チェックをお願いし、明日18日の夕刻に返却することを目途に、再校ゲラの修正点検をお願いしたい。また、「座談会」「特別寄稿」「編集後記」「凡例」は本日の意見を踏まえ、私が最終的なチェックを行うこととしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

諸 会 合

平成12年10月～12月

- | | | |
|------------|-------|-------------------------------|
| 10月 2日 (月) | 10:00 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| | 13:00 | 教員養成特別委員会 |
| 10日 (火) | 13:30 | 第8常置委員会 |
| 11日 (水) | 10:00 | 第7常置委員会・情報公開法に関する検討小委員会合同委員会 |
| | 13:30 | 理事会 |
| | 16:15 | 設置形態検討特別委員会 |
| 13日 (金) | 15:30 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」(目標・計画・評価) |
| 17日 (火) | 10:00 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 |
| 18日 (水) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 20日 (金) | 14:00 | 第6常置委員会 |
| 24日 (火) | 10:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム) |
| 25日 (水) | 10:30 | 第1常置委員会拡大小委員会 |
| 27日 (金) | 16:30 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計) |
| | | |
| 11月 1日 (水) | 14:00 | 医学教育特別委員会 |
| 2日 (木) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 6日 (月) | 13:30 | 第8常置委員会 |
| | 15:00 | 第5常置委員会・短期学生交流計画小委員会合同委員会 |
| | 15:00 | 第1常置委員会拡大小委員会 |
| | 16:15 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」(目標・計画・評価) |
| 9日 (木) | 13:00 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| | 15:30 | 設置形態検討特別委員会 |
| 10日 (金) | 16:30 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計) |
| 15日 (水) | 10:00 | 第107回国立大学協会総会〔第1日〕 |
| 16日 (木) | 10:00 | 第107回国立大学協会総会〔第2日〕 |
| 17日 (金) | 10:00 | 第74回事務連絡会議 |
| 29日 (水) | 10:30 | 第1常置委員会拡大小委員会 |
| 30日 (木) | 13:30 | 設置形態検討特別委員会 |
| | 16:30 | 設置形態検討特別委員会「座長連絡委員会」 |
| | 16:30 | 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会 |
| | | |
| 12月 8日 (金) | 10:30 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計) |
| 11日 (月) | 13:30 | 第8常置委員会 |
| | 13:30 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| | 16:15 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」(目標・計画・評価) |
| 12日 (火) | 10:30 | 第2常置委員会 |
| 15日 (金) | 10:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム) |
| | 14:00 | 第1常置委員会拡大小委員会 |
| 21日 (木) | 9:30 | 設置形態検討特別委員会 |

国立大学協会事業報告

〔第106回総会から第107回総会まで〕

1. 諸 会 合 (54回)

(1) 第106回総会

12. 6.13 (火) ~ 14(水)

(2) 理 事 会

12.10.11 (水)

(3) 常務理事会

(4) 第73回事務連絡会議

12. 6.16 (金)

(5) 常置委員会 (26回)

1) 第1常置委員会〔理念, 体制・組織, 管理運営〕

(主要審議事項) ①文部省「国立大学等の独立行政法人化に関する検討会議」の「組織業委員会」について

(委員会開催状況) 12. 8.29 (火) 本委員会
12. 9.19 (火) 拡大小委員会
12.10.25 (水) 拡大小委員会
12.11. 6 (月) 小委員会

2) 第2常置委員会〔入学者選抜〕

(主要審議事項) ①国立大学の入試改革について

②国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領・実施細目(案)について

(委員会開催状況) 12. 6.20 (火) 小委員会
12. 7. 3 (月) 小委員会
12. 7.17 (月) 小委員会
12. 8.11 (金) 小委員会

12. 9. 8 (金) 小委員会
12. 9.11 (月) 本委員会
- 3) 第3常置委員会〔教養教育, 学部専門教育, 学生生活〕
(主要審議事項) ①国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査
について
(委員会開催状況) 12. 7.24 (月) 作業委員会
12.11. 2 (木) 本委員会
- 4) 第4常置委員会〔教職員の待遇改善〕
(主要審議事項) ①定員削減問題について
②人事・給与システムについて
(委員会開催状況) 12. 6.22 (木) 本委員会
12.10.18 (水) 本委員会
- 5) 第5常置委員会〔学术交流・国際協力〕
(主要審議事項) ①日本・カナダの大学長会議(仮)について
(委員会開催状況) 12.11. 6 (月) 本委員会・JANUSSEP小委員会
- 6) 第6常置委員会〔財政〕
(主要審議事項) ①平成13年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況
(委員会開催状況) 12.10.20 (金) 本委員会
- 7) 第7常置委員会〔研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報〕
(主要審議事項) ①情報公開法について
(委員会開催状況) 12. 6.23 (金) 本委員会・小委員会合同委員会
12. 7.21 (金) 小委員会
12. 8.31 (木) 小委員会
12. 9.26 (火) 小委員会
12.10.11 (水) 本委員会・小委員会合同委員会
- 8) 第8常置委員会〔評価〕
(主要審議事項) ①大学評価の問題について
(委員会開催状況) 12. 6.30 (金) 本委員会
12. 8. 9 (水) 本委員会
12. 9. 5 (火) 本委員会
12.10.10 (火) 本委員会
12.11. 6 (月) 本委員会

(6) 特別委員会 (25回)

1) 医学教育特別委員会

(主要審議事項) 現在の医学教育をめぐる諸問題について

(委員会開催状況) 12.11. 1 (水) 本委員会

2) 教員養成特別委員会

(主要審議事項) 国立の教員養成系大学・学部のあり方に関する懇談会について

(委員会開催状況) 12. 7. 7 (金) 作業委員会

12. 9. 1 (金) 作業委員会

12.10. 2 (月) 本委員会

11.11. 9 (木) 作業委員会

3) 設置形態検討特別委員会

(主要審議事項) 検討方法・事項について

(委員会開催状況) 12. 7. 3 (月) 本委員会

12. 7.13 (木) 専門委員会C (人事システム)

12. 7.19 (水) 本委員会

12. 8.10 (木) 本委員会

12. 8.10 (木) 専門委員会B (目標・計画・評価)

12. 8.23 (水) 専門委員会D (財務会計)

12. 8.29 (火) 専門委員会C (人事システム)

12. 9. 6 (水) 本委員会

12. 9. 6 (水) 専門委員会B (目標・計画・評価)

12. 9.27 (水) 専門委員会C (人事システム)

12. 9.28 (木) 専門委員会D (財務会計)

12.10.11 (水) 本委員会

12.10.13 (金) 専門委員会B (目標・計画・評価)

12.10.24 (火) 専門委員会C (人事システム)

12.10.27 (金) 専門委員会D (財務会計)

12.11. 6 (月) 専門委員会B (目標・計画・評価)

12.11. 9 (木) 本委員会

12.11.10 (金) 専門委員会D (財務会計)

(7) 50周年記念行事準備委員会

(主要審議事項) ①国立大学協会創立50周年記念行事について

②国立大学協会50年史について

(委員会開催状況) 12. 9.14 (木) 本委員会

12.10.17 (火) 本委員会

(8) その他の諸会合

- 12. 6.22 (木) 就職問題懇談会
- 12. 7.18 (火) UMAP国内委員会
- 12. 9. 7 (木) 日経連との懇談
- 12. 9. 8 (金) 全国高等学校長協会との懇談会
- 12.11. 2 (木) 就職問題懇談会

2. 要望その他の諸活動

- 12. 6.14 記者会見—国立大学における男女共同参画を推進するための報告書—
- 12. 6.16 国立大学教官等の定員削減計画に関する要望
- 12. 7. 5 国立大学教官等の待遇改善に関する要望
- 12. 7.31 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育のあり方について」(審議の概要)に関する意見提出
- 12. 8.11 英語指導方法等改善の推進に関する懇談会経過報告に対する意見提出
- 12. 9. 1 「コンピュータ, インターネットを活用した著作物等の教育利用について」(中間まとめ)に対する意見提出
- 12. 9.11 記者会見—国立大学の入試改革について—
- 12. 9.20 大学評価の進め方に関する要望
- 12.11. 1 教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価のあり方について」(中間まとめ)に対する意見提出

3. 国立大学協会創立50周年記念祝賀会

平成12年11月16日 如水会館 スターホール

4. 要望書の受理

前回総会以後、本協会宛に提出された要望書等は下表のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
12. 6.22	全国連合農学研究科協議会	連合農学研究科の代議(委)員に対する俸給の特別調整額支給について	第4常置委員会
12. 7.17	全国産業教育振興会連絡協議会ほか	大学入学者選抜に関する要望	第2常置委員会
12. 7.24	第50回国立大学工学部長会議・総会	1. 高等教育予算の増額について—理工系学部予算の増額— 2. 文教施設整備費関係の増額について 3. 助手及び教育・研究支援職員の定員	第4常置委員会 第6常置委員会 第7常置委員会

		削減の廃止と待遇改善並びに充実について 4. 工学系大学院の教官の充実について 5. ティーチング・アシスタント, リサーチ・アシスタント及びポスト・ドクトラル・フェロー制度の拡充と経費の充実について 6. 地域共同研究センターの整備充実について 7. 学部別授業料制度の実施に対する反対について 8. 民間から採用する教員の俸給基準の改善について	
12.11. 7	全国高等学校長協会家庭部会	家庭に関する学科卒業者の入学者選抜についての要望	第2常置委員会
12.11. 8	第24回国立大学53工学系学部長会議総会	1. 日常的な教育研究活動経費の配分措置について—国立学校の独立行政法人化構想後に係る運営費交付金の配分措置について— 2. 教育支援推進員制度の確立について 3. 工学系学部への留学生受入れ方策の拡充について	第1常置委員会 第3常置委員会 第4常置委員会 第5常置委員会 第6常置委員会 第7常置委員会

5. 刊 行 物

平成12年 8月 『会 報』第169号

平成12年11月 『会 報』第170号

平成12年11月 『国立大学協会五十年史』

要 望 書

国立大学の施設の整備・改善について（要望）

平成12年11月24日
国立大学協会会長
蓮 貫 重 彦
第6常置委員会委員長
鈴 木 章 夫

国立大学等の予算につきましては、毎年、厳しい財政状況にも拘らず、種々御配慮頂いていることに対し、感謝を申し上げます。

現在、国立大学は国民の負託に応え、21世紀の世界的競争に勝ち抜くために大学改革を行い、その成果をあげるべく不断の努力を重ねているところであります。

言うまでもなく、教育への投資は国家百年の計であります。我が国の高等教育費への公財政支出は、単純な比較はできないが、1997年の例によれば、対国内総生産（GDP）比にして先進諸国に比べ遙かに低いのが現状であります。例えば、アメリカ1.1%、フランス・ドイツ0.9%、イギリス・イタリア0.7%、カナダ1.6%、スウェーデン1.5%に対して、我が国は0.5%であります。

したがって、教育研究を行うための各国立大学の人的資源が乏しいことはもとより、施設・設備の現状を見れば残念ながら老朽化・陳腐化を来し、このままでは21世紀の科学技術をリードすることはおろか、多くの国立大学は現在の教育研究水準の維持さえ困難な現状であります。

国立大学の施設の整備・改善は別添資料に示す通り、未だ多くの改善すべき課題を抱えております。

また、21世紀の最初の5年間を対象とする次期科学技術基本計画の策定に向けた科学技術会議の議論においても、国立大学等の施設の改善が最重要課題として検討されているところであります。

この窮状を是非ともご賢察頂き、教育研究の根幹をなす施設の整備・改善を促進するた

め、格段の財政的支援を強く要望するものであります。

要望先：内閣総理大臣，自由民主党幹事長，政務
調査会長，文部会長，文教制度調査会
長，公明党政務調査会長，保守党政務調
査会長，大蔵省主計局長，文部大臣，文
部事務次官等

大学入試センター試験実施期間の延長について（要望）

平成13年1月15日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

当協会では、過日開催の総会において、国立大学の入試改革についての提言を取りまとめましたが、そこには、大学入試センター試験を原則として5教科7科目を課す（一般選抜）ことと併せて、大学入試センター試験の試験期間を従来の2日間から3日間に延長する提案が含まれています。

「5教科7科目」試験の実施は2004（平成16）年度からとしていますが、その際、各大学が課す試験科目についてより自由な設定を可能とするには試験期間を3日間にするのがぜひ必要であると考えます。かねてより「物理」と「生物」の組合せなど試験科目の自由な組合せの実現を貴センターへ要望してきたところでありますが、趣旨をご理解の上、大学入試センター試験の試験実施を3日間にすることについて早急にご検討いただけますよう、改めてお願い申し上げます。

資 料

平成13年度大学，短期大学及び高等専門学校 卒業予定者の就職・採用活動について

標記のことについて，別途，文部省から各国立大学に通知されておりますが，このたび大学側及び企業側においてそれぞれ「平成13年度大学，短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」（別紙1。以下「申合せ」という。）及び「平成13年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」（別紙2。以下「倫理憲章」という。）が定められ，これらについて，双方がそれぞれ尊重に努めることを内容とする確認（別紙3）が大学側及び企業側の両代表によりなされました。また，大学側から企業側に対し，採用活動に当たって，特に理解を求める事柄について「平成13年度大学，短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」（別紙4）を行うとともに，企業においても「倫理憲章」の趣旨を徹底するため，各企業に対し，秩序ある採用活動を進めていくことについて「平成13年度新規学卒者の採用・選考に際して特に配慮いただきたい事項についての要望」（別紙5）を行うこととされました。

ついては，これら申合せの趣旨にそって，大学等卒業予定者の就職・採用活動の秩序の確立，正常な学校教育環境の確保，学生の就職機会の均等を期するとともに，学生の就職活動が早期化することなく，学生が自己の能力，適性に応じて適切に職業を選択できるよう，ご協力，ご配慮をお願いします。

なお，同和問題の正しい理解と認識のもとに適正な就職指導及び就職事務を行うこと，女子学生が，男子学生と均等な機会を与えられるよう企業への働きかけを行うこと，また大学における就職業務担当者の明確化，職業紹介体制の整備，教官を含めた全学的な就職指導の体制の整備等についてもご留意くださるようお願いいたします。

（別紙1）

平成13年度大学，短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）

平成12年12月4日

就職問題懇談会

国公私立の大学，短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）で構成する就職問題懇談会は，平成13年度卒業予定者の就職活動の秩序を維持し，正常な学校教育と学生の学習環境を確保

するとともに、学生の就職機会の均等を期するため、高等学校卒業予定者の就職活動にも配慮し、下記のとおり申し合わせる。

なお、この申合せを行うに当たり、大学等は、学生に高い学力と豊かな人間性を身に付けさせた上で卒業生として社会に送り出すという、本来果たすべき社会的使命と責任を十分認識するとともに、その責務を果たすため、各大学等において全教職員が協力し、全力を挙げてこれを実行することを確認する。

記

1. 採用情報の開示について

インターネットによる採用情報の公開や通年採用の拡大等に鑑み、求人依頼文書の発送、求人票の受理及び公示の時期は、各大学等の自主的判断によって行う。

2. 就職・採用活動の早期化への対応について

正常な学校教育環境を確保するとともに、就職・採用活動の秩序を維持するため、学校教育上重要な時期である卒業学年当初及びそれ以前は、学内で企業が実施する採用選考のための「企業説明会」に対して会場提供を行わない。

また、この趣旨を踏まえ、この時期の学生に対する就職指導を適切に行う。

3. 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として7月1日以降とする。

4. 正式内定開始について

正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底するとともに、正式内定に至るまでの間において、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導する。

5. 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書〈卒業見込証明書を含む〉』、『健康診断書』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」〈エントリーシート等を含む〉、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないよう要請する。

6. 男女雇用機会均等について

採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう要請する。

7. 「申合せ」の周知について

各大学等は、企業等に求人依頼文書を発送する際、この「申合せ」を添付して行うものとする。

(別紙2)

平成13年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章

平成12年12月
日本経営者団体連盟
会長 奥田 碩

企業は、自己責任原則に基づいて自主的に行う、平成13年度大学等新卒者の採用・選考にあたり、下記の点を十分配慮して行動する。

記

1. 情報の早期公開

学生の就職機会の均等を期するため、企業情報ならびに採用情報（採用人数、説明会日程、選考期日・場所等）については、可能な限り早期に、適切な方法により詳細に公開する。

2. 採用選考活動早期開始の自粛

学生が学業に専念し、また職業を研究・選択する十分な時間を確保するため、採用選考活動の早期開始は自粛する。まして特に卒業学年に達しない学生に対して実質的な選考活動を行うことは厳に慎む。

3. 正常な学校教育と学習環境の確保

採用活動にあっては、大学の学事日程を尊重し、正常な学校教育と学習環境の確保に努める。

4. 公平・公正な採用の推進

公平・公正で透明な採用の推進に努め、学生の自由な就職活動を妨げる拘束や、男女雇用機会均等法の精神に反する採用活動は行わない。

5. 採用内定開始日

正式内定日は、10月1日以降とする。

6. その他

高校卒業者については、教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用の確保に努める。

以上

(別紙3)

平成13年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動については、企業側の「倫理憲章」と大学側の「申合せ」を双方が遵守し、行動することを期待する。

平成12年12月6日

日本経営者団体連盟会長
奥田 碩

大学等関係団体就職問題協議会代表
鳥居 泰彦

(別紙4)

平成13年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請

平成12年12月4日

就職問題懇談会

座長 佐藤 保
(お茶の水女子大学長)

国公立の大学、短期大学及び高等専門学校で構成する就職問題懇談会においては、大学等卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学習環境を確保するとともに、学生の就職機会の均等を期するため、別添のとおり「申合せ」を行い、全国の大学等に趣旨の徹底を図っております。

大学等は、この「申合せ」を行うに当たり、学生に高い学力と豊かな人間性を身に付けさせた上で卒業上として社会に送り出すという、本来大学等が果たすべき社会的使命と責任を十分認識するとともに、その責務を果たすため、全教職員が協力し、全力を挙げてこれを実行することを確認したところであります。

つきましては、貴職におかれては、平成13年度大学等卒業予定者の就職採用活動の秩序を維持するため、上記「申合せ」の内容について十分御理解いただくとともに、採用活動に当たっては、企業側で定める「倫理憲章」の趣旨に沿い、特に下記事項について御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1. 採用活動の早期化は、大学等の教育機能の低下をまねくものであり、十分な教育を受け得なかった学生を採用することは企業にとっても不利益をもたらすことになる。したがって、採用活動の開始時期を遅らせるとともに、可能な限り休日や祝日に行う等、大学等の教育活動を尊重した採用活動を行うこと。
2. 学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』、『健康診断書』）」とし、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないこと。
3. 男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則った採用活動を行うこと。
4. 採用情報の公平・公正な公開、秋季採用、通年採用、採用選考の複数回実施等採用方法の多様化が進んできているが、更にこのような取組みを推進するとともに、学校名や地域により就職情報の提供や採用選考に差異を設けない等、就職の機会均等について一層の改善を図ること。
5. 10月1日以前に内定承諾書、誓約書、連帯保証書の提出を求める等、学生の自由な就職活動を妨げる拘束を行わないこと。

(別紙5)

平成13年度新規学卒者採用・選考に際して特に配慮いただきたい事項についての要望

平成12年12月

日本経営者団体連盟

会長 奥田 碩

平成13年度の大学等新規学卒者の採用・選考にあたり、企業の行動規範を示す「倫理憲章」を定めた。各企業におかれては、大学側の指摘や要請に応えるためにも、倫理憲章の趣旨に則って下記事項を踏まえた秩序ある採用活動を進めていくことを期待する。

1. 採用・選考は、本来、各企業の自由な意志と発想に基づき実施されるべきものであるが、そこには勿論、社会的・道義的な責任が伴う。特に卒業学年に達しない学生に対して実質的な選考活動を行うことや、学生、大学等関係者の反発を招くような行為は企業として厳に慎まなければならない。
2. 情報を早期公開することと採用活動を早期化させることは、全く意味が異なる。「企業情報の早期公開」は、就職活動に先立って業界や企業の研究を行う学生に必要な情報を十分に提供するという意図によるものである。また「採用・選考に関する情報の早期開示」は、学生たちの不安やあせりの気持ちを沈静化させることにつながる。当然ながら、公表した内容を誠実に守ることは企業の責務である。
3. 大学側の要望である「正常な学校教育と学習環境の確保」に応えるためには、企業説明会や採用選考を土日、祝日、あるいは平日の夕刻に設定したり、日程を分散の上、応募する学生が希望日を選択できるといった工夫が必要である。
4. 如何なる理由づけをしようと、身柄を拘束したり、他社の内定を強制して断らせるなど、学生の自由な就職活動を妨害する「公平公正な採用」の精神にもとる行為は断固排除されなければならない。

以上

委員交代・委員会組織改編

(平成12年10月3日～平成13年2月23日)

学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(新任)	(前任)	[交代日]
秋田大学	三浦 亮	徳田 弘	平成13年2月23日
お茶の水女子大学	本田 和子	佐藤 保	平成13年2月16日
名古屋工業大学	柳田 博明	岡島 達雄	平成12年11月1日
兵庫教育大学	中洲 正堯	辻野 昭	平成12年12月1日
神戸大学	野上 智行	西塚 泰美	平成13年2月16日

○ 委員長の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[発令日]
第3常置委員会委員長	鮎川 恭三 (愛媛大学長)	佐藤 保 (お茶の水女子大学長)	平成13年2月16日

○ 委員の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[発令日]
医学教育特別委員会	寺尾 俊彦 (浜松医科大学長)	山崎 昇 (浜松医科大学長)	平成12年11月1日
設置形態検討特別委員会	鮎川 恭三 (愛媛大学長)	佐藤 保 (お茶の水女子大学長)	平成13年2月16日

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	(新任)	[発令日]
第1常置委員会	石井 紫郎 (総合科学技術会議議員)	平成13年2月1日

○専門委員の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	〔発令日〕
第1常置委員会	坂本幸一 (東京大学事務局長)	板橋一太 (東京大学事務局長)	平成13年2月1日
第3常置委員会	鳥飼 繁 (東京大学学生部長)	岩元忠幸 (東京大学学生部長)	平成11年10月16日
第6常置委員会	坂本幸一 (東京大学事務局長)	板橋一太 (東京大学事務局長)	平成13年2月1日
特別会計制度協議会	坂本幸一 (東京大学事務局長)	板橋一太 (東京大学事務局長)	平成13年2月1日
	本間政雄 (京都大学事務局長)	大澤幸夫 (京都大学事務局長)	平成13年2月1日

●委員会の解散

第7常置委員会	平成12年10月31日解散
情報公開法に関する検討小委員会	
国立大学協会50周年記念行事準備委員会	平成12年11月30日解散

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）

○ 常置委員会

- 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
- 第2常置委員会（入学者選抜）
- 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
- 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
- 第5常置委員会（学術交流，国際協力）
- 第6常置委員会（財 政）
- 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 第8常置委員会（評 価）

常置委員会小委員会

- 第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会
〔設置期間：平成11年7月29日～平成13年7月28日〕
- 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
- 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月15日～平成14年6月14日〕
- 第5常置委員会短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会
〔設置期間：平成11年12月15日～平成13年12月14日〕
- 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕

○ 特別委員会

- 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
- 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
- 設置形態検討特別委員会
〔設置期間：平成12年7月1日～平成14年6月30日〕

- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- * 国立大学協会は昭和25年7月13日に創設されて以来、20世紀の最後の年、2000年に50周年を迎え、11月には記念祝賀会を挙行させていただきました。これもひとえに、学長をはじめ各大学の教職員の皆様、更には文部省をはじめ各関係機関の皆様のご支援の賜物と感謝いたしております。国立大学は現在、独立行政法人化問題をはじめとし、大きな変革を迫られておりますが、事務局職員一同とともに、心を新たにして、微力ながら当協会における各種委員会の活動を支えていく所存でございます。今後ともご指導・ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。
- * 昨年11月に挙行いたしました「国立大学協会創立五十周年記念祝賀会」の様子を、蓮實会長の挨拶、大島文部大臣（当時）の祝辞、及び国立大学協会50周年記念行事準備委員会の佐藤委員長の報告を中心に、写真を挟み込み、簡単に取りまとめて掲載いたしました。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、蓮實東京大学長にお願いして「生きものとしての大学には「改革」よりも「変化」がふさわしい」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有り難うございました。厚く御礼申し上げます。（伊藤）

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成13年2月21日 印刷
平成13年2月28日 発行（非売品）

会 報 第171号

（第51巻第1号 通巻第171号）

編集兼 伊藤 才一郎
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033（東京大学構内）

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03（3811）4760

03（3813）0647

FAX 03（3818）8656

E-mail janu@iris.dti.ne.jp

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社